

# 序論

## 第1節 問題の所在

モンゴルの中で最も早く清（後金）の支配下に入ったのが、内モンゴル東部地域であった。この地域は、清朝初期から生活を求めて流れてくる関内の民人<sup>1</sup>を受容する主な受け皿の一つとなった。民人はモンゴル旗の土地（蒙地）で農耕を営み、旗は民人から地租（蒙租）を徴収していたが、土地をめぐるモンゴル人と民人の紛争も数多く発生していた。一方、清朝政府は黒龍江一帯に進出するロシアや、東進してきたジュンガルに対抗するために東北地域に駐防八旗と站台を設置し、内モンゴル東部地域の周辺の伯都訥、チチハル、呼蘭などの地に駐防八旗、一部の旗内に站台を設けた。これにより、モンゴル旗と駐防八旗・站台との間にも河川と農地をめぐる争いが多発するようになった。

清朝末期になると、政府は財政収入の増加とロシア勢力の南下抑止のため、蒙地開放政策を実施し、内モンゴル東部の広大な土地を移民に対して開放した。民人人口の増加につれ、開放蒙地に庁・県などの民治機関が続々と設置され、土地などの利権をめぐるモンゴル人と民人、旗と庁・県との間の紛争が絶えなくなった。後の満洲国期に内モンゴル東部地域は満洲国の一部となったが、満洲国政府の蒙地奉上政策によって開放蒙地はモンゴル旗から切り離されて国に奉上され、また一部の旗は隣接の各省に編入され、内モンゴル東部地域の面積は大幅に縮小された。

こうした歴史の流れの中で、モンゴル旗の土地をめぐる利権はモンゴル人と民人、モンゴル旗と庁・県との間の争点となり、それはまた、時の政権の対モンゴル政策をも反映した。このため、近現代モンゴル人社会の変容を研究する際、内モンゴル東部地域は絶好のモデルの一つとなり、モンゴル旗の利権の変容過程を検討する研究が多くなされている。しかしながら、後述するように、これらの研究は専ら農地、農民の問題を中心に進められてきたが、モンゴル旗における農地開墾の地域的差異、及びそれに関する史料の不連続性という制約から、管見の限り、いまだに清代初期のモンゴル旗の形成から現在のモンゴル旗の形を定着させた満洲国期までを通時的に扱う研究は現れていない。

一方、内モンゴル東部地域には、嫩江と松花江、月亮泡をはじめとする多くの河川や湖沼が分布し、清代以前からホルチン（科爾沁）＝モンゴルの支配下にあったシボ（錫伯）人とグワルチャ（卦爾察）人がそこで漁業を営んでおり、シボ人とグワルチャ人はホルチンに貢納賦役を納める義務を負っていた。清代初期以降、前述した駐防八旗と站台の設置により、駐防八旗の人々、站台丁、及び一部の民人も嫩江一松花江流域で漁業を行うようになり、一帯の漁業がより盛んになった。この時期から、モンゴル旗は站台丁や民人による漁業に対して魚租を徴収し始める。魚租収入は、モンゴル旗の財政収入において重要な

位置を占めていた。一方、モンゴル人自らも漁業経営に参入して大きな利益をあげていた。このため、河川と湖沼での漁業利権をめぐる、モンゴル旗と站台、駐防八旗、民人との間に紛争が数多く発生した。この紛争を解決するために、乾隆 26 (1761) 年に乾隆帝は上諭を下し、モンゴル旗における駐防八旗や民人の漁業を禁止する一方、旗内にある站台が旗に魚租を納めることを黙認した。これにより、モンゴル旗の漁業利権が確立する。漁業利権をめぐるモンゴル旗と站台、民人との争いはその後もしばしば発生するが、利権の基本的なあり方は清朝末期の蒙地開放まで変わらなかった。

モンゴル旗の魚租について、井手俊太郎氏は、「蒙古地域に於ける河川や泡子（湖沼）の水域も蒙古民族にとっては土地と同様に彼等によってのみ自由に使用、収益せられるものである」、「蒙地に借地養民丈放等のことが始まり、其他民族の農業移民や漁業移民が入り込むようになって、その地域に在来とは別個の経済価値が生じ、元来遊牧民であった蒙古民族のみの自由な使用収益に委ねられておった地域の土地が一定の租料で以て其他民族に開放せられたように、河川や泡子に就ても蒙古民族の権利を確認することに依って其他民族がこれを使用収益することになったのである。河川や泡子の水域を自由に使用収益することが出来ると云う、このような蒙古民族の權益を確認する方法として採用されたのが魚股（魚租一筆者、以下同様）であり魚股は扎賚特（ジャライト）旗、杜爾伯特（ドゥルベト）旗、郭爾羅斯（ゴルロス）後旗、郭爾羅斯（ゴルロス）前旗関係の地域即ち江橋（嫩江下流、ジャライト旗東北部）付近より下流全域の嫩江及び嫩江を合した邊より哈爾濱付近に至る松花江本流竝に此等の河川に附随する泡子等の水域に発生したのである<sup>2)</sup>」と指摘し、モンゴル旗の魚租の性質を明らかにしている。つまり、モンゴル旗は旗内の河川と湖沼を蒙地の一部と見なしており、魚租は河川と湖沼における旗の利権を確認する意味合いを有していたのである。

ところが、蒙地開放とそれともなう庁・県の設置につれ、モンゴル旗の魚租は漁業者の反抗により徴収困難となり、旗はやむを得ず庁・県と合作して魚租の徴収に乗り出した。合弁の代価として旗は魚租収入の半分を庁・県に納めることになった。魚租収入の規模の大きさに気づいた庁・県は、魚租徴収の合弁をきっかけに旗の漁業利権を奪い取ろうと画策した。旗は抵抗を試みるが、状況は基本的に庁・県の思惑通りに進展していった。こうした流れが満洲国期まで続く。しかし、康徳 5 (1938) 年、満洲国政府の蒙地奉上政策により、非開放蒙地における漁業利権は従来通り旗が所有すると定められたが、開放蒙地における漁業利権は庁・県に帰属することとなる。こうして、モンゴル旗の漁業利権をめぐる旗と庁・県との争いは終結した。

以上により、嫩江—松花江流域のモンゴル旗の漁業利権問題は、清代初期から満洲国期まで続いていたことが分かる。そして、漁業に関しては、農地とは異なって、清代初期に遡る大量の檔案史料が存在しており、通時的な検討が可能である。こうした事情により、モンゴル旗をめぐる諸利権の歴史的な変容過程を総合的に考察しようとするとき、漁業利権に着目することは、きわめて有効な方法と考えられるのである。

本研究は、このような問題意識にたつて、清代前・中期の満洲語檔案史料、清代末期以降の中国語、モンゴル語、日本語で作成された檔案や、調査報告書などの史料を利用して、嫩江—松花江流域のゴルロス前・後、ジャライト、ドゥルベトの 4 つの旗（章末の附図を参照）を対象に、清代初期から満洲国期までの漁業利権の確立・変遷過程を明らかにし、それを通じてモンゴル旗の利権変容をより立体的に検討しようとするものである。内モンゴル東部地域の中で、上記 4 旗には、他旗に比べてより多くの河川と湖沼が存在し、漁業が最も盛んであり、関連史料も多く存在する。このことが 4 旗を本研究の対象として選定した理由である。

なお、引用史料中の〔 〕は原文にあったもの、[ ]は筆者による補足、( )は筆者による注釈である。また、原文の意味をより良く反映するために意識した場合があることをあらかじめご了承ください。

## 第 2 節 研究の対象地域

### 2-1 内モンゴル東部地域と嫩江—松花江流域のモンゴル旗

清代の内モンゴル東部地域は、吉田順一氏が指摘しているように、清代内モンゴルの東三盟すなわちジリム（哲里木）盟、ジョーオダ（昭烏達）盟、ジョソト（卓索図）盟を指し、その範囲は現在の内モンゴル自治区東部の興安盟、通遼市、赤峰市、および遼寧省、吉林省、黒龍江省の西部を含む<sup>3</sup>。この地域は、大興安嶺山脈の東斜面とそれに続く平原の西部にあり、乾燥地帯である中央アジアのステップの最も東の部分形成し、中央アジアの中では太平洋に最も近いため、外洋の影響によって比較的湿潤な森林ステップが発達している<sup>4</sup>。おおよそ 16 世紀中期からホルチン＝モンゴルは大興安嶺の東南麓地域に居住するようになったため、この地域は「ホルチン地区」とも言われる。興安嶺はモンゴル高原とホルチン地域を明確に分界する地理的存在であり、両側の標高格差は 1000m 以上もある<sup>5</sup>。この地域に嫩江と松花江の他、多くの河川と湖沼が分布している。

嫩江は清代以前には脳温江、また諾尼江と言われ、大興安嶺の伊勒呼里山に発して南に流れて松花江と合流する。全長は約 1,400 キロメートルであつて、中・下流の幅は約 400～1,000 メートルである。嫩江は布特哈地域で納穆爾河と諾敏河を容れ、チチハルを経た後にモンゴル旗内に入る。嫩江の右岸では、雅魯河が西北から流れてきてジャライト旗の最北部で嫩江に合流し、その南で罕達罕河も西から流れてきて嫩江に入る。さらに下ると、綽爾河が西北から流れてジャライト旗の北部で二手に分かれ、本流は東へ流れて嫩江に会い、支流である呼爾達河は東南へ流れて嫩江に合流する。また、洮児河はホルチン右翼前旗の北部から南下し、途中で帰流河と交流河を容れてから東へ曲がってジャライト旗領内に入り、同旗南部で月亮泡に流れ込む。月亮泡は嫩江につながっており、水が豊富な時、

その周囲は約 75 キロメートルになる。霍林河はホルチン右翼中旗から発し、同前旗を経てゴルロス前旗の北部に入ってから查幹泡に注ぐ。水位が高い時、查幹泡は北へ流れて嫩江に合流する。これらの河川は全て大興安嶺を源とする。一方、嫩江の左岸では、烏裕爾河が小興安嶺に発して西南へ流れ、北部からドゥルベト旗に入ってから南へ流れ、同旗の西部で多くの湖沼と沼沢を形成している。

松花江は長白山に発し、北へ流れてゴルロス前・後旗の間で嫩江と合して東北へ流れ、さらに黒龍江に合流する。松花江と嫩江の合流点は三岔口と言われる。河源から三岔口までは約 900 キロメートルで、通常、第二松花江と言われている。三岔口から黒龍江との合流点までは約 1,000 キロメートルで、通常、松花江と言われている。三岔口一帯の川幅は、約 100~300 メートルである。第二松花江の主な支流は伊通河と馱馬河であって、みな上流にある。下流左岸のゴルロス前旗の領内でいくつかの支流を容れるが、いずれも長さ約 10 キロメートルの小河である。松花江の左岸に呼蘭河、布雅密河、右岸に拉林河、牡丹江などの支流があるが、これらの支流はみなモンゴル旗を経由しない。

三岔口の西南にはゴルロス前旗、東北にはゴルロス後旗が位置し、ゴルロス後旗の北、嫩江東岸にはドゥルベト旗があって、ゴルロス後旗とドゥルベト旗に向かい合う嫩江の西岸にはジャライト旗がある。三岔口の東南は伯都訥などの吉林管下の地域である。

## 2-2 内モンゴル東部地域における農耕の経緯

内モンゴル東部地域の漁業利権をめぐる諸問題は、清朝初期以降にモンゴル旗に流れ込んだ民人と深く関わっている。特に清朝末期の蒙地開放、満洲国期の蒙地奉上など、農地・農民（民人）問題に関連して施行された政策は、モンゴル旗の漁業利権に大きな影響を与えた。このため、本研究を進めるに際し、内モンゴル東部地域における民人による蒙地の農耕化の経緯を確認しておく必要がある。

内モンゴル東部地域のモンゴル人は森林ステップ型の遊牧を営んでいたが、その他に、自家食用分の糜子（キビ）、それに蕎麦を栽培する農耕（ナマグタリヤ農耕）も広く営まれていた。これは、比較的湿潤な森林ステップが展開するこの地方ならではの特徴であった<sup>6</sup>。しかしながら、清代になると、モンゴル人地域と漢人地域は清朝の領土となり、モンゴル人と漢人は共に満洲皇帝の民となる。これがモンゴル人地域と漢人地域との「交流」を促進し、漢人のモンゴル人地域への移入と、それによる蒙地の農耕化が進んだ。

清代以降の民人（漢人）の内モンゴルへの進出と、それに伴う農地開墾の経緯は、時期と地域によって相違があるが、概ね以下のようにまとめられる。清朝初期から民人は万里の長城に近いモンゴル旗に入って農耕を営むようになるが、順治 12（1655）年に「モンゴル人の牧地保護、及び民人の進出によるモンゴル人の漢化、モンゴルと漢の接近を忌避しようとした意図により、清朝は民人のモンゴル旗への開墾を禁止していた<sup>7</sup>」。しかし、これはあまり効果を挙げなかった。康熙、雍正年間に、清朝は建前上はモンゴル旗への民人入

植を制限したが、現実には黙認して、積極的な禁圧策を採らなかった。一方、モンゴル旗側も民人の入植を黙認する姿勢をとっていた<sup>8</sup>。旗の牧地の減少と、旗内に移住する民人の人口の増加を防ぐために、乾隆 13~14 (1748~49) 年、清朝政府はモンゴル旗に対して「封禁令」を出し、これにより内モンゴルの喜峰口外各部から古北口外各部、チャハル（察哈爾）八旗にかけては「封禁」の対象となり、土地の典売禁止の徹底とともに、新規の民人容留による増墾禁止が指示された<sup>9</sup>。この政策は、実効性について疑問の余地はあるものの、基本的に清朝末期の清朝政府による蒙地開放政策の実施まで維持された。このような禁止令の一方で、民人が私的に開墾（「私墾」）したり、或いはモンゴル人王公が民人を招いて蒙地を開墾させたこと（「招墾」）が広く行われ、その範囲は、内モンゴル東部地域の南から北へと拡大していったが、北部までは進まなかった。

光緒 26 (1900) 年、清朝政府は蒙地開放政策を実施したが、それまでにジョソト盟全体と、ジリム盟とジョーオダ盟の南部地域は「私墾」と「招墾」によってほぼ開墾し尽くされていた。このため、蒙地の開放はジリムの北部に位置するジャライト旗、ドゥルベト旗、ゴルロス後旗から始められた。蒙地開放は清朝政府の指導下で行われた官的開墾（「官墾」）政策であった。つまり、蒙地は蒙地開放政策によって「私墾」、「招墾」の時代から「官墾」の時代に入ったのである。この政策はモンゴル旗の土地利権の変容過程において最も大きな出来事の一つである。蒙地開放により、開放蒙地に入植する民人から徴収される押荒銀<sup>10</sup>はモンゴル旗と国に折半され、そして地租（蒙租）の約 6 割は旗、約 4 割は国に納められることになった<sup>11</sup>。すなわち、これまで全部モンゴル旗が収めていた押荒銀と地租が旗と清朝政府に分配されるようになったのである。

民国期に入ると、政府や各軍閥は積極的に蒙地の開放を推進し、また出放されていた蒙地を改めて清丈（測量）したり、地券（土地契約書）を変更したりして、旗を圧迫していった。こうした流れには、満洲国期になると政府によっていったん歯止めがかけられる。しかし、満洲国政府は結局のところ、土地所有権の一元化を推進する中で、蒙地問題についても調査・研究を進め、モンゴル旗側の反発を抑えていわゆる蒙地奉上政策を実施し、モンゴル旗とモンゴル人王公への一定の補助金支給を見返りに、開放蒙地を国に奉上させた。これにより、開放蒙地は徹底的にモンゴル旗から切り離されて隣接する各省のものとなり、内モンゴル東部地域において長年続いた蒙地をめぐる争いは終結した。蒙地奉上政策がモンゴル旗に与えた影響は大きく、その結果は後の政府に受け継がれて今日に至る。

以上のような蒙地の利権問題は、次節で紹介する先行諸研究を見れば分かるように、清代以降の内モンゴル史研究における重要なテーマの一つとなっている。

## 2-3 嫩江—松花江流域のモンゴル旗における漁業

嫩江—松花江流域の河川や湖沼には鯉、鮒、草根魚、鯰などの魚類が多く生息しており、古くから良好な漁業地区となっていた。前述のとおり、そこでは、清代以前からホルチン

＝モンゴルの支配下のシボ人とグワルチャ人による漁業が盛んに行われていた。

一方、康熙 20 年代から乾隆初期にかけて、嫩江と松花江に沿ってゴルロス後旗とドゥルベト旗に多くの站台が設けられ、またチチハル、伯都訥、呼蘭などの地に駐防八旗が設置された。これにともなう、シボ人とグワルチャ人は駐防八旗に編入されてチチハル、伯都訥、烏拉（吉林）に移動し、黒龍江・吉林（寧古塔）将軍の管下に入る。彼らは康熙 38～40（1699～1701）年にかけて、さらに京師と盛京へ移動する。こうして、シボ人やグワルチャ人に代わり、站台丁と駐防八旗の人々、及び一部の民人が嫩江―松花江流域における漁業の主な担い手になる。そして、站台や駐防八旗の設置にともなう一帯の人口の増加は、魚に対する需要を増大させ、漁業活動の活発化を促進した。康熙 50 年代の状況を伝える『龍沙紀略』には、「諾尼江（嫩江）無蝦蟹。而魚属皆備。五月魚車塞路。…（略）…江凍。鑿氷取之。価十倍<sup>12</sup>」とあり、当時すでに一帯の漁業と魚市場がかなり繁栄していたことが分かる。獲った魚は凍魚、乾魚にされてチチハル、伯都訥などの市場に販出され、さらにそこを経由して満洲各地に輸出されていった<sup>13</sup>。

站台丁や民人の漁業活動から徴収する魚租、及びモンゴル人が自ら経営する漁業は、モンゴル旗に大きな収益をもたらした。例えば、乾隆朝中期のゴルロス後旗だけで漁場は少なくとも 131 箇所あって、その大部分を站台丁が経営していた<sup>14</sup>。站台丁は全漁業収入の 3 分の 1 を魚租として旗に納めるのが一般的であったが、漁場の大きさ・良否によって定額の銀を魚租として旗に納めることもあった<sup>15</sup>。この時期、一帯のモンゴル旗では民人による農耕はほとんど行われていなかったため、当然地租は存在しなかった。

清朝末期になると、蒙地開放にともなう、地租（蒙租）がモンゴル旗の主要な収入となるが、それでも魚租の重要性は失われなかった。例えば、光緒 31（1905）年において、ジャライト旗の蒙租収入が約 21 万吊であったのに対し、魚租収入は約 6.6 万吊であり、同旗の財政はほとんど蒙租と魚租に頼っていた<sup>16</sup>。また、満洲国期の康德 3（1936）年の時点で、ジャライト旗の魚租収入は 102,600 圓であって、蒙租収入の 94,417 圓を上回っており、ドゥルベト旗の魚租収入も 23,296 圓であって、蒙租収入の 46,720 圓の約半分に達していた<sup>17</sup>。清朝初期から満洲国期まで、嫩江―松花江流域のモンゴル旗における漁業の重要性が変わらなかったことが窺える。

### 第 3 節 先行研究

本研究は、モンゴル旗の河川と湖沼における漁業の利権問題を中心に扱うが、その内容は、当然ながら土地利権の問題とも深く関わっている。また、本研究が対象とする各モンゴル旗の漁業に関係する人々の中には、モンゴル人の他、ホルチン＝モンゴルの支配下にあったシボ人やグワルチャ人などの諸集団、及び民人、站台丁、駐防八旗の人々も含まれる。そこで、「站台と駐防八旗」、「モンゴル旗の漁業問題」、「モンゴル旗の土地問題」とい

う三つの分野に分けて、それぞれに関する先行諸研究をまとめてみたい。

### 3-1 站台と駐防八旗

モンゴル旗内の站台に関しては、古く温都蘇氏の研究<sup>18</sup>がある。氏の研究は主に聞き取り調査によってゴルロス後旗内の站台が設置された経緯、站台の組織、站台丁の生計と人口を要約したものである。しかし、内容はあまりにも簡略で、誤った箇所もある。近年、金峰氏は清朝北部の站台に関する一連の研究を発表し、その中で、ドゥルベト旗とゴルロス後旗内の站台を含む清朝東北地域の站台の名称、設置年代などについて詳細な考証を行っている<sup>19</sup>。この他、劉文鵬氏による站台の研究がある<sup>20</sup>。氏の研究は清朝全域の站台を視野に入れて、站台の形成、管理制度、財政、変革などを検討し、それらと清朝の境域形成との関係を論じようとしたものであった。しかし、スケールの大きい研究ではあるものの、詳細な検証はなされておらず、モンゴル旗内の站台についてはほとんど言及がない。

一方、日本では、站台に関する専門的な研究はまだ存在しないようであるが、楠木賢道氏と柳澤明氏の研究<sup>21</sup>において若干言及されている。両氏の研究はいずれも清朝東北地域の駐防八旗を中心としたものであるため、嫩江一松花江一帯の站台の設立経緯、人員構成、生計などを述べるにとどまっている。

清代初期のホルチン＝モンゴルの支配下には、シボ人とグワルチャ人の他、一部のダグール（達斡爾）人もいた。これらの人々、特にシボ人とグワルチャ人がモンゴル旗の漁業を担っていたことは前述した通りであり、彼らの移動はモンゴル旗の漁業に大きな変化をもたらした。このため、これらの人々、及び彼らの駐防八旗への編入に関する先行研究を紹介しておく必要がある。

シボ、グワルチャ、ダグールなどの諸集団の駐防八旗への編入については、約20年前から楠木賢道氏が一連の研究<sup>22</sup>を発表している。氏は膨大な檔案の中から関連史料を探り出して綿密な考証を行い、ホルチン＝モンゴル支配期のシボとホルチン・満洲との関係についても検討している<sup>23</sup>。一方、中国ではシボ族出身の人々によるシボの歴史に関する研究は盛んに行われており、中でも趙志強氏と呉元豊氏の研究が注目される。両氏は満洲語に精通しており、中国第一歴史檔案館で満洲語の檔案史料の整理を担当するという研究環境を利用して、シボ人に関する史料を発掘し、史料集にして出版した<sup>24</sup>。これらの史料を基に、両氏は清代のシボ人の社会・経済、他民族との関係、及びシボ人が満洲八旗に編入された経緯と後の移動について多くの研究を行っている<sup>25</sup>。また、定宜荘氏は、清代初期から乾隆朝末期に至る駐防八旗の成立過程、変遷、構造、生計、及び八旗と民人との関係などについて検討している<sup>26</sup>。駐防八旗に関する上記の諸研究はいずれも檔案史料を駆使したもので、本研究はそれらに頼るところが大きい。

### 3-2 モンゴル旗の漁業問題

嫩江—松花江流域のモンゴル旗における漁業に関しては、まず柏原孝久氏・濱田純一氏の調査研究<sup>27</sup>が挙げられる。両氏は内モンゴル東部地域の河川と湖沼の状況、生息する魚類、及び漁業者の構成、魚市場などについて詳細に紹介しているが、漁業の歴史的経緯と利権についてはあまり探究していない。それでも、モンゴル旗の漁業に関する史料が乏しい状況の中で、それは貴重な価値を持ち、また本研究に多くの示唆を与えた。

嫩江と松花江の漁業をより詳しく調査したのが、満洲国政府実業部臨時産業調査局であった。同局は康徳 2～3 (1935～36) 年に、嫩江の墨爾根—江橋、江橋—大賚 (ジャライト旗東部) の間、また、第二松花江の吉林から扶余 (伯都訥) までの間、松花江本流の大賚—北洛州、ハルビン—帯、巴彥—伊蘭 (三姓) の間において漁業調査を行い、調査結果を報告書にして出している<sup>28</sup>。これらの調査報告書の内容は、河川の状況、魚の種類、漁獲方法、網の種類、魚市場など、多岐にわたるものであった。同調査はあくまでも漁業開発を目指したものであり、一帯の漁業の歴史的経緯、漁業の利権問題などに関しては詳細には触れていないが、それでも本研究に多くの情報を提供してくれた。

一帯のモンゴル旗における漁業の利権問題を本格的に研究したのは、井手俊太郎氏である。氏の研究<sup>29</sup>は、モンゴル旗の水域における魚租の発生と特徴、及びその変遷過程に対する検討を通じて、モンゴル旗の魚租の本質を明らかにしようとしたものである。しかし、氏は蒙地開放以降、特に満洲国期を対象とし、それ以前についてはあまり言及していない。管見の限り、氏の研究は、現在に至るまでモンゴル旗の漁業利権に関する唯一の専門的な研究である。

### 3-3 モンゴル旗の土地問題

モンゴル旗の土地問題に関しては、前記の柏原孝久氏と濱田純一氏の調査<sup>30</sup>が様々な情報を提供している。また矢野仁一氏、田山茂氏は、主に清朝が編纂した『実録』、『理藩院則例』などの史料を利用して、優れた研究成果を残している<sup>31</sup>。この他、吉田順一氏による一連の研究が挙げられる。まず、氏は、関東都督府や満洲国政府による内モンゴル東部地域に関する調査資料を整理して分析を行っている<sup>32</sup>。また、モンゴルの遊牧と農耕 (漢式農耕) のみならず、モンゴル人の狩猟、ナマグタリヤ (モンゴル式農耕) など、多くの研究者に軽視されてきた側面から、モンゴル人の生業と経済構造に関して優れた研究を発表している<sup>33</sup>。氏の研究は、モンゴル人社会のあり方と変容をより多面的にとらえる上で重要な意義をもち、本研究に与えた刺激も大きい。鉄山博氏は清代のオールドス (鄂爾多斯) 地域の農業問題を、中国農業経済史の視点から考察した<sup>34</sup>。江夏由樹氏は蒙地と皇産の処理過程を通じて満洲国の地籍整理事業の実相を考察している<sup>35</sup>。またボルジギン・ブレンサイン氏は、文献史料とフィールド調査を結合して、内モンゴル東部地域においてモンゴル人農村村落が形成された背景と経緯を明らかにした<sup>36</sup>他、現中国の東北三省 (遼寧・吉林・黒龍江) に



におけるモンゴル人の歴史、人口、分布などに関しても考察を行っている<sup>37</sup>。広川佐保氏は、満洲国の土地政策の中で、開放蒙地が如何なるプロセスを経て奉上されるに至ったかを詳細に検証している<sup>38</sup>。柳澤明氏は、従来の「蒙地封禁令」に対する考察をさらに深めて、蒙地における「封禁」範囲の変遷過程を明らかにしている<sup>39</sup>。岡洋樹氏は、「蒙地封禁令」の実効性を通じて「封禁」の実質を考察し、また清末に行われた新政の外藩モンゴル統治における意義について検討している<sup>40</sup>。アラタンガラグ氏は、ジャライト旗を中心にモンゴル旗における農耕の受容過程とモンゴル人の農耕を考察している<sup>41</sup>。鈴木仁麗氏は、モンゴル旗の土地や河川・湖沼の問題にはあまり触れていないが、内モンゴル東部地域が満洲国に組み込まれた経緯と、それに関する満洲国の統治政策について詳細な考察を行っている<sup>42</sup>。

一方、中国でも蒙地に関する研究が多くなされている。白拉都格其（汪炳明）氏は清代末期の新政による蒙地開放の背景と経緯について検討している<sup>43</sup>。王玉海氏は編纂史料や檔案史料を利用して清代の内モンゴル東部地域、特にジョソト盟とジョウド盟における蒙地の開墾過程を詳しく検討している<sup>44</sup>。蘇徳畢力格氏は、蒙地開放を清朝末期の辺境統治政策の一環として考察している<sup>45</sup>。珠颯氏は、主に檔案史料を利用して清代中期から末期までの内モンゴル東部地域における農耕化の過程を分析している<sup>46</sup>。この他、烏仁其其格氏は檔案史料を利用して清代帰化城トゥメド（土默特）旗の財政を研究している<sup>47</sup>。

吉田氏の研究を除き、これらの研究に共通する特徴は、農耕（漢式農耕）や、漢人の入植を中心に蒙地問題を論じていることである。また、田山氏の研究以外は、特定の時代に焦点を当てたものであり、ある地域を対象として通時的に考察した研究は存在しない。

「私墾」と「招墾」は公的なものではないため、その方法は雑多で、一貫した政策は存在しなかった。また、それに関する地契（土地の請負契約書）などの史料の多くは逸失している。このため、「私墾」と「招墾」を対象にする研究は、現在に至るまで大きな進展を見ていない。一方、「官墾」は国家による事業であって、時代的にも 20 世紀初頭であったことから、関連史料が多く残されている。こうした事情のためであろうか、内モンゴル東部地域の蒙地問題を対象とする先行諸研究は、清代末期以降に重点を置くものが多い。そのため、当然ながら通時的な研究にはならず、モンゴル旗に関わる利権の歴史の変容の全体像を理解する上では不十分なものとどまっている。しかし、視点を少しずつらして、農地問題を正面から扱うことを避け、漁業利権の問題を中心に据えれば、先述したように、清代初期から満洲国期までを通時的に扱う研究が可能となるのである。

#### 第 4 節 本論文の構成

本論文は、「漁業利権の発生と確立」と「漁業利権の変容」という二つの部分をもって構成される。第 1 部は 4 章によって構成され、清代前・中期のモンゴル旗における漁業の状況と魚租の発生、及び旗の漁業利権の成立過程を論じる。第 2 部は 2 章からなり、清代末

期の蒙地開放政策と、満洲国期の蒙地奉上政策にもなって発生したモンゴル旗の漁業利権の変容過程と、その結末を考察する。

第1部第1章「清代初期の嫩江—松花江流域のモンゴル旗における漁業」では、清代初期のモンゴル旗におけるシボ人とグワルチャ人による漁業の状況と、站台と駐防八旗の設置にもなう一帯の住民と漁業者の交代について考察する。シボ人、站台、駐防八旗に関しては、すでに多くの研究がなされているが、本章は先行諸研究をよりどころにする一方、当時の檔案史料を積極的に用いる。

第2章「清代中期のモンゴル旗における漁業利権の確立——ゴルロス前・後旗を中心として——」では、主に『黒龍江將軍衙門檔案』と『満文録副奏摺』などの檔案史料を利用して、漁業利権をめぐるモンゴル旗と吉林・黒龍江との間に起こった紛争、及び紛争の解決によって旗の漁業利権が確立される過程を明らかにする。

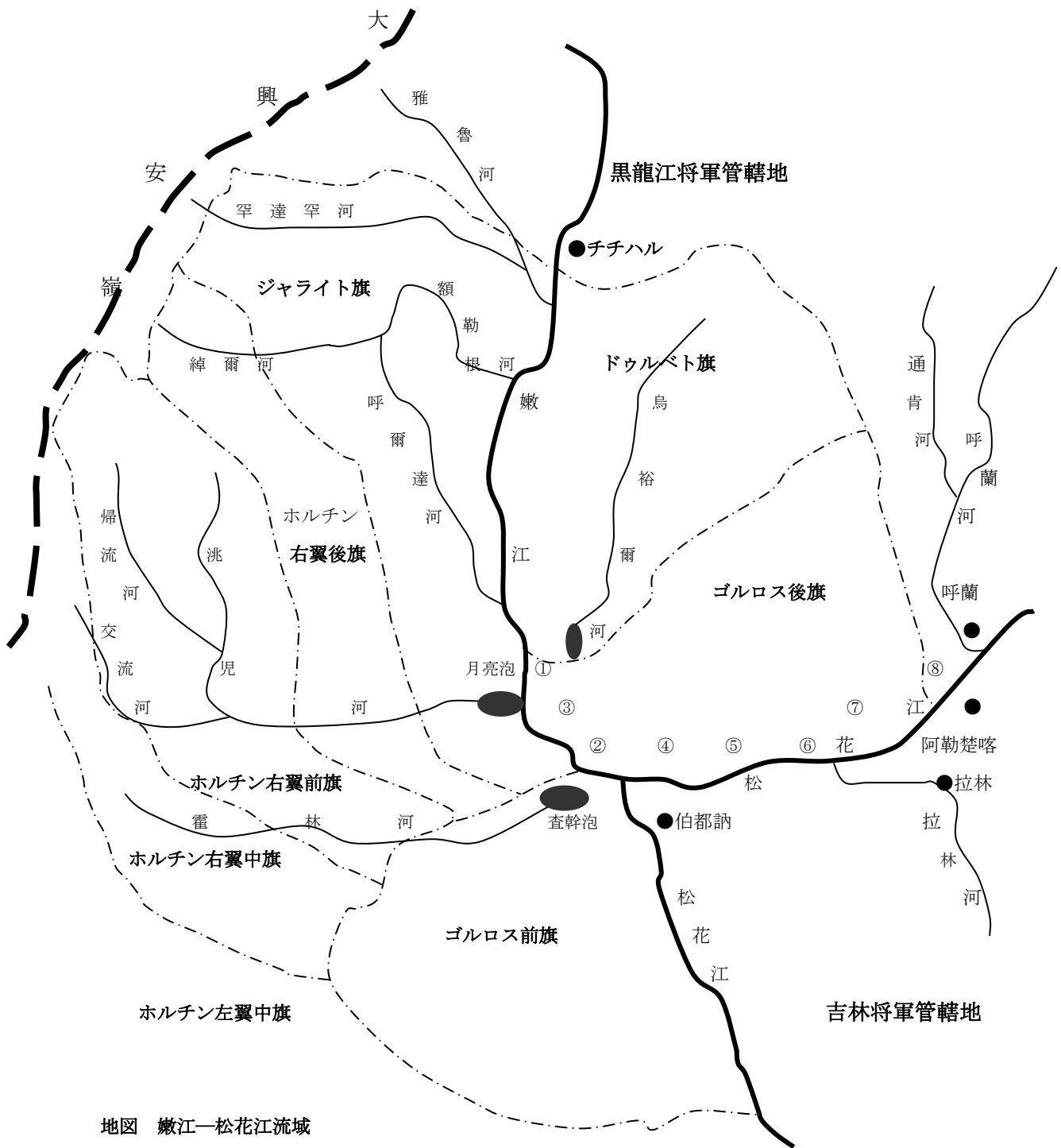
第3章「嫩江の漁業利権をめぐるジャライト旗と多耐站、ドゥルベト旗との争い」では、『黒龍江將軍衙門檔案』を利用して、漁業利権をめぐる両旗の争いの状況を検討する。ドゥルベト旗は旗内の站台と合作して漁業を営んでいたが、嫩江における漁業利権をめぐる同旗とジャライト旗との間に紛争が起こる。この事件に関する史料は非常に少ないため、検証を尽くせない部分が残るが、モンゴル旗の漁業利権のあり方をより多くの側面から理解することができる。

第4章「清代中期におけるモンゴル旗の漁業利権と境域形成——ゴルロス後旗の事例を中心に——」では、主に『黒龍江將軍衙門檔案』と『満文録副奏摺』を用いて、ゴルロス後旗の事例を中心に、漁業利権の問題が旗の境域形成に与えた影響を考察する。

第2部第5章「漁業利権問題から見る清末～民国初期のモンゴル旗—庁（県）関係——ジャライト旗の魚租問題を中心に——」では、『黒龍江將軍衙門檔案』（漢文）、モンゴル旗側のモンゴル文檔案史料、及び当時の編纂史料を利用し、ジャライト旗の事例を中心として、清代末期の蒙地開放にもなう旗の漁業利権の変化、漁業利権をめぐる旗と庁（県）の争いの過程を明らかにする。そして、漁業利権問題を通じて、清代末期から民国初期にかけての旗と庁（県）との関係を考察する。

第6章「満洲国期におけるモンゴル旗の漁業利権の変容——蒙地奉上政策との関係を中心に——」では、主に満洲国期に作成された調査報告書や会議議事録などを用いて、当時のモンゴル旗における漁業利権の状況、及び満洲国政府の蒙地奉上政策が旗の漁業利権にもたらした影響を考察する。

結論では、清代初期から満洲国期までのモンゴル旗における漁業利権の歴史的推移を総括し、モンゴル旗の周辺または内部に設置された駐防八旗、站台、庁・県などが、如何に漁業利権を争い、最終的にそれを手中に収めたかを分析する。



地図 嫩江—松花江流域

凡例：--- モンゴル旗の境界線を示す。

①古魯站、②茂興站、③烏蘭諾爾站、④博勒集哈台、⑤察布齊勒台、⑥俄多勒図台、⑦布喇克台、⑧扎喀霍碩台。

西清『黒龍江外記』、「哲里木盟蒙地開放図」（南満洲鉄道株式会社調査課『満蒙交界地方経済調査資料 齊齊哈爾 鄭家屯 洮南府 大賚庁 伯都訥 農安』、1909年）、「郭爾羅斯後旗全旗図」（満洲帝国地方事情大系刊行会『郭爾羅斯後旗事情』、1937年）をもとに作成。

## 【注】

- 1 八旗の旗籍に属する人々（旗人）に対して一般の民籍に属する人々を指す。民人の大多数は漢人である。本論においては、史料の満洲語原文に則って、Nikan・Nikasa を漢人、Irgen・Irgese を民人と訳した。
- 2 井手俊太郎「嫩江水域に於ける魚股、課程銀子に就て」『蒙古研究』第3巻第2輯、康德8（1941）年5月、64頁。
- 3 吉田順一「近現代内モンゴル東部とその地域文化」モンゴル史研究所編『近現代内モンゴル東部の変容』、雄山閣、2007年、3～4頁。
- 4 同上、8～9頁。
- 5 ボルジギン・ブレンサイン『近現代におけるモンゴル人農耕村落社会の形成』、風間書房、2003年、3～4頁。
- 6 前掲、吉田順一「近現代内モンゴル東部とその地域文化」、8～9頁。
- 7 田山茂『清代に於ける蒙古の社会制度』、文京書院、1954年、332頁。
- 8 同上、336頁。
- 9 柳澤明「乾隆十三～十四年の清朝による「封禁令」をめぐる」、前掲、『近現代内モンゴル東部の変容』、71頁。
- 10 庄荒銀・庄租銀ともいい、荒蕪地を貸付けるとき徴収する銀で一種の小作料敷金に当る。満洲帝国協和会 地局整理局分会編『土地用語辞典』、巖南堂書店、1981年、6頁。
- 11 清朝政府に分配される押荒銀と蒙租は、制度上では黒龍江將軍衙門がそれを徴収してから戸部に納めると定められていたが、実際としてそのほとんどは黒龍江將軍衙門の費用に充てられた。
- 12 方式済『龍沙紀略』「産物」。著者は康熙52（1713）年から亡くなる同56（1717）年まで、嫩江沿いのチチハルに生活していた（黒龍江省地方志編纂委員会編『黒龍江人物伝略』(1)、黒龍江人民出版社、1988年、12頁）。
- 13 柏原孝久 濱田純一『蒙古地誌』下巻、富山房、1919年、862～879頁。
- 14 「乾隆28年8月28日付ゴルロス後旗發黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門檔案』24-1761：204-252、東京外国語大学AA研文献資料室所蔵マイクロフィルム資料（以下、AA研所蔵と略す）。
- 15 「乾隆25年12月4日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門檔案』35-1760：263-268（AA研所蔵）。
- 16 「光緒31年10月20日付総理黒龍江省墾務兼扎賚特行局事宜慶山發黒龍江將軍程德全宛呈文」、『黒龍江將軍衙門檔案』20-9-3324、黒龍江省檔案館所蔵檔案；葉大匡 春徳「調査扎賚特旗報告書」1910年、内蒙古図書館編『哲里木盟十旗調査報告書』、遠方出版社、2007年、327～333頁。
- 17 [満洲国]興安局『開放蒙地奉上関係記録集成』、1940年、10～11頁。
- 18 温都蘇「郭爾羅斯後旗に於ける駅舎」『蒙古研究』第3巻第1輯、康德8（1941）年4月、77～79頁。
- 19 金峰「清代東北地区諸路街道」呼和浩特市蒙古語文歴史学会編『蒙古史論文選集』第3輯、1983年、310～332頁。
- 20 劉文鵬『清代駅伝及其与境域形成関係之研究』、中国人民大学出版社、2004年。
- 21 楠木賢道「チチハル駐防シボ佐領の編立過程」石橋秀雄編『清代中国の諸問題』、山川出版社、1995年、325～347頁；柳澤明「清代東北駐防八旗与漢人——以黒龍江地区为中心」中国社会科学院近代史研究所政治史研究室『清代満漢関係研究』、社会科学文献出版社、2011年、289～302頁。
- 22 楠木賢道「康熙30年のダグル駐防佐領の編立」『松村潤先生古稀記念 清代史論叢』、汲古書院、1994年、77～93頁；同「チチハル駐防シボ佐領の編立過程」石橋秀雄編『清代中国の諸問題』、山川出版社、1995年、325～347頁；同「錫伯編入八旗再考」朱誠如主編『清史論集——慶賀王鐘翰教授九十華誕』、紫禁城出版社、2003年、547～558頁。
- 23 楠木賢道「ホルチン＝モンゴル支配期のシボ族」『東洋学報』第70巻第3・4号、1989年3月、27～50頁。
- 24 中国第一歴史檔案館選編『清代錫伯族檔案史料選編』、新疆人民出版社、1987年；中国第一歴史檔案館編訳『錫伯族檔案史料』、遼寧民族出版社、1989年。なお、現在趙志強は北京中国社会科学院満学研究所に転職している。
- 25 趙志強 吳元豊「錫伯族南遷概述」吳元豊 趙志強『錫伯族歴史探究』、遼寧民族出版社、2008年、49～57頁（原載は中国第一歴史檔案館編『歴史檔案』、1981年第4期）；吳元豊 趙志強「錫伯族由科爾沁蒙古旗編入満洲八旗始末」、前掲、『錫伯族歴史探究』、38～48頁（原載は中国社会科学院民族学与人類学研究所編『民族研究』、1984年第5期）；趙志強 吳元豊「試論16世紀末至18世紀初錫伯族的社会經濟」、前掲、『錫伯族歴史探究』、25～37頁（原載は北方文物雜誌社編『北方文物』、1988年第3期）；吳元豊「清政府对錫伯族的統治政策」、前掲、『錫伯族歴史探究』、109～122頁（原載は黒龍江省民族研究所編『黒龍江民族叢刊』、1997年第1期）；同「清初錫伯族居住区域及与相隣民族的關係」、前掲、『錫

- 伯族歴史探究』、15～24頁（原載は黒龍江省民族研究所編『黒龍江民族叢刊』、1998年第3期）。
- 26 定宜荘『清代八旗駐防研究』、遼寧民族出版社、2003年。
- 27 前掲、柏原孝久 濱田純一『蒙古地誌』下巻、649～679頁；同 841～882頁。
- 28 [満洲国]実業部臨時産業調査局『嫩江漁業実態調査報告書 墨爾根—江橋』、康德3（1936）年；[満洲国]実業部大臣官房資料科『嫩江下流漁業調査書 江橋—大賚』、康德4（1937）年；[満洲国]実業部大臣官房資料科『第二松花江漁業調査報告書』、康德4（1937）年；[満洲国]実業部臨時産業調査局『松花江漁業調査（一） 大賚—北洛州』、康德4（1937）年；[満洲国]実業部大臣官房資料科『松花江漁業調査報告書（二） 哈爾濱ヲ中心トスル』、康德4（1937）年；[満洲国]実業部臨時産業調査局『松花江漁業調査（三） 巴彥縣—伊蘭縣』、康德3（1936）年。
- 29 前掲、井手俊太郎「嫩江水域に於ける魚股、課程銀子に就て」、63～75頁。
- 30 柏原孝久 濱田純一『蒙古地誌』（上・中・下巻）、富山房、1919年。
- 31 矢野仁一『近代蒙古史研究』、弘文堂書房、1925年；前掲、田山茂『清代に於ける蒙古の社会制度』。
- 32 吉田順一「興安四省実態調査について——非開放蒙地の調査を中心に——」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第43集第4分冊、1998年2月、57～71頁；同「関東都督府陸軍部の東部内モンゴル調査報告書」『日本モンゴル学会紀要』、1999年3月、33～44頁；同「日本人によるフルンボイル地方調査——おもに畜産調査について——」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第45集第4分冊、2000年2月、57～69頁；同「興安局改編と興安省諸旗実態調査」、岡洋樹他編『東北アジアにおける民族と政治』（東北アジア研究センターシリーズ第5号）、2003年11月、27～46頁。
- 33 吉田順一「モンゴル族の遊牧と狩獵——11世紀～13世紀の時代」『東洋史研究』第40巻第3号、1991年12月、102～137頁；同『近現代内モンゴル牧畜社会の研究』（平成10年度～平成12年度科学研究費補助金（基盤研究C-2）研究成果報告書）、2001年11月；同「興安嶺南山地の経済構造——ハラトクチンの経済の分析を手掛かりに——」『北東アジア研究』第7号、2004年3月、25～41頁；同「内モンゴル東部地域の経済構造」、岡洋樹編『モンゴルの環境と変容する社会』（東北アジア研究センター叢書第27号）、2007年、171～186頁；同、前掲、「近現代内モンゴル東部とその地域文化」3～20頁；同「内モンゴル東部における伝統農耕と漢式農耕の受容」、前掲、『近現代内モンゴル東部の変容』、272～294頁。
- 34 鉄山博『清代農業経済史研究』、御茶の水書房、1999年。
- 35 江夏由樹「満洲国の地籍整理事業について——「蒙地」と「皇産」の問題からみる——」『一橋大学研究年報 経済学研究』37、1996年3月、127～173頁。
- 36 ボルジギン・ブレンサイン『近現代におけるモンゴル人農耕村落社会の形成』、風間書房、2003年。
- 37 ボルジギン・ブレンサイン「中国東北三省のモンゴル人世界」ユ・ヒョジョン ボルジギン・ブレンサイン編著『境界に生きるモンゴル世界——20世紀における民族と国家』、八月書館、2009年、27～113頁。
- 38 広川佐保『蒙地奉土——「満洲国」の土地政策——』、風間書房、2005年。
- 39 前掲、柳澤明「乾隆十三～十四年の清朝による「封禁令」をめぐって」、71～84頁。
- 40 岡洋樹「清朝の外藩モンゴル統治における新政の位置」『歴史評論』725号、2010年9月、16～26頁。
- 41 アラタンガラグ「ジャライト旗の農耕受容過程について」『史滴』、2005年、226～244頁；同「20世紀前半におけるモンゴル人の農耕——ジャライト旗の「戸地」を事例に——」前掲、モンゴル史研究所編『近現代内モンゴル東部の変容』、248～271頁。
- 42 鈴木仁麗『満洲国と内モンゴル——満蒙政策から興安省統治へ』、明石書店、2012年。
- 43 白拉都格其「關於清末對蒙新政与移民実边的關係」『内蒙古大学学报』1988年第2期；同「清末新政与北部边疆開發」、馬汝珩・馬大正主編『清代边疆開發研究』、中国社会科学出版社、1990年、52～86頁。
- 44 王玉海『發展与変革——清代内蒙古東部由牧向農的轉型』、内蒙古大学出版社、2000年。
- 45 蘇德畢力格『晚新政府对新疆蒙古和西藏政策研究』、内蒙古人民出版社、2005年。
- 46 珠颯『18—20世紀初東部内蒙古農耕村落化研究』、内蒙古人民出版社、2009年。
- 47 烏仁其其格『18—20世紀初歸化城土默特財政研究』、民族出版社、2008年。

## 第 1 部

### 漁業利権の発生と確立

# 第1章

## 清代初期の嫩江—松花江流域のモンゴル旗における漁業

### 第1節 清代初期のホルチン地域の住民

康熙朝中期、清朝の対ロシア・ジュンガル戦略の展開にともない、東北地域に多くの站台と駐防八旗が増設された。この内、一部の站台がモンゴル旗内に設置され、また一部の駐防八旗はモンゴル旗に接していた。モンゴル旗内に站台が設けられることにより、旗に新たな人口が移入した。また、駐防八旗の設置によりモンゴル旗の周辺の人口も増加した。一方、駐防八旗の兵を調達するために、ホルチン＝モンゴルの支配下にあったシボ、グワルチャ、ダグールは旗から献出されて駐防八旗に編入されていく。こうして、モンゴル旗の内部と周辺に新たな人口が移住してくると同時に、モンゴル旗の旧来の人口一部は移出していった。それにともなって、漁業を営む人々も変わっていく。そこで、本章においては、清代初期の嫩江—松花江流域のモンゴル旗の住民の構成とその変化、及び一帯で漁業を営む人々の実態とその変遷を明らかにしたい。

16世紀中期にホルチンの一部は大興安嶺を越えて南下し、嫩江一帯に遊牧するようになり、同世紀末期に嫩江—松花江流域のゴルロス、ジャライト、ドウルベト、シボ、グワルチャなどの諸部を支配下に入れたと言われている<sup>1</sup>。一方、呉元豊氏によれば、シボは明代から兀良哈三衛に隷属し、明の末期からグワルチャと共にホルチンの支配下に入ったという<sup>2</sup>。いずれにせよ、清代以前からシボとグワルチャは嫩江—松花江流域で生活し、ホルチンの支配下にあったのは間違いなからう。

また、康熙 31 (1692) 年の黒龍江將軍衙門檔案に、「ホルチンの王、台吉、平民などは属下のシボ、グワルチャ、ダグールの丁 14,458 人を全て進献した<sup>3</sup>」とあり、ホルチンの支配下にシボとグワルチャの他にダグール人もいたことが分かる。これらのダグール人の来歴について、楠木賢道氏は、彼らは元々ソロンと共にアムール河の上流域に居住しており、入関前それぞれサハルチャ部とソロン部と称されることもあれば、併せてソロン部と称されることもあった。太宗ホン台吉の時代以来、軍事力を補充するために、清朝はアムール河の上流域を征討し、崇徳 5 (1640) 年にはダグール・ソロンらを招撫し、彼らを牛録に編成し、彼らの首領に牛録章京の位を授けた。この内の 8 牛録はホルチン 10 旗のゴルロスの牧地に移住された。この 8 牛録はダグールによって構成されていたか、或いはダグールを含んでいたものであった<sup>4</sup>と指摘している。したがって、ホルチンから進献されたダグール人はゴルロスの牧地に移住された 8 牛録中のダグール人の子孫であり、彼らは進献されるまでホルチンの支配を受けていたと考えられる。また、前掲の檔案史料によると、ホル

チンの貴族のみならず、平民もシボらの家僕を有していたことが分かる。もちろん、シボ人の全てが家僕だったのではなく、都統、副都統、参領、佐領、侍衛、領催等に任官する者もいた<sup>5</sup>。

ホルチン 10 旗の居住地域は、北はチチハル、南は盛京の北方、東は呼蘭河、西はジョウオダ盟に接し、松花江の左岸、嫩江中流の両側、東・西遼河の合流点一带はその領域内にあった。一方、シボ人は、嫩江と松花江の合流点に近い伯都訥と綽爾門<sup>6</sup>を中心に、北はチチハル、西南はシラムレン（錫拉木倫）河流域、南は養息牧の北の遼河流域、東南は吉林烏拉に達する範囲に、グワルチャは松花江と呼倫河（現在の呼蘭河―筆者）一带に居住していた<sup>7</sup>。シボ人とグワルチャ人の居住地はホルチン 10 旗の領域とほぼ一致するが、シボ人の一部はさらに伯都訥を中心とする松花江の右岸にも居住していたことが分かる。

清朝初期のシボとホルチン＝モンゴル、清朝との関係について、現段階では不明な点が多いが、楠木氏によれば、「天命 9（1624）年にホルチン＝モンゴルと後金国との間に正式に攻守同盟が結成され、同 11（1626）年にホルチン＝モンゴルの首長オーバがトゥシエトゥ＝ハーンの称号を後金国から受けると、シボと清朝との間に朝貢関係が出来たようで、少なくとも崇徳 3（1638）年までに、「公課」という言葉が示すように、シボ族の清朝への朝貢は義務化されたようになったのである。三者の関係を見ると、シボ族はホルチン＝モンゴルと清朝に両属し、前者に対して貢納と従軍の義務を負って、後者に対して貂の毛皮を貢納すると共に、康熙 21（1682）年以降対ロシア関係が緊迫してくると、駅站付属の耕地の耕作や輜重活動に徴発されるようになった。しかし、清朝は伝統的なホルチン＝モンゴルのシボ族に対する支配を尊重して、際限無くシボ族に対する収奪を強化することはなかった<sup>8</sup>」、という。これが本当であれば、清代初期に三者の関係には少し変化が生じたが、シボに対するホルチン＝モンゴルの伝統的な支配は基本的に変わらなかったと言える。

本章の第 3、4 節において詳述するが、康熙 27（1688）年にジュンガルがハルハに進入し、それを避けてハルハの多くは内モンゴルに避難した。2 年後の康熙 29（1690）年にジュンガルが再び侵攻してきて一時大興安嶺まで迫った<sup>9</sup>。ジュンガルの侵攻に備えるために、康熙 30（1691）年 5 月、黒龍江将軍薩布素（薩布素）は、チチハルと、嫩江・松花江の合流点一带に駐防地を設置することを奏請した。これが康熙帝に認められ、また、ホルチン＝モンゴルの支配下にあるシボとグワルチャを抽出して八旗に編成してチチハル、伯都訥、烏拉に駐屯させることが決められた。

翌年の康熙 31（1692）年、シボとグワルチャは正式に駐防八旗に編入されていくが、これにともなってシボとグワルチャは原住地を離れて駐防地とその周辺へと移動することとなった。この移動に関して黒龍江将軍薩布素は、

シボ、グワルチャ、ダグール等には貧困な者が多い。チチハル、烏拉に移住させる兵の随丁をも一緒に移住させれば、穀物の供給、家屋の建設、農地の開墾に力が大いに必要となり、1、2 年内には貧困な者は家屋と耕地を整備することが出来ない。穀物が足り



なければ、また錢糧を發給することになる。尚且つ、チチハル城から両江（嫩江と松花江）の合流点にある渡し場まで 600 里であり、伯都訥から舒蘭まで 400 里であり、この間には民がいなくなる。この間に民がいなければ、水陸を往来する役人や商人は、馬が斃死したり糧が絶えたりすると、[馬や糧を]購入するところもなく、窮地に陥るのである<sup>10</sup>（下線は筆者、以下同様）。

と上奏した。つまり、この時、チチハルから南へ伯都訥を経て舒蘭に至るまでの嫩江と松花江の東岸には、ホルチン支配下のシボラの人々以外に住民はいなかったのである。もちろん、一带に後述する駐防八旗や站台の人々が居住しているが、彼らは「民」のうちには数えられない。

## 第 2 節 ホルチン地域の漁業

嫩江—松花江流域における漁業の起源は現段階では分からないが、15 世紀の兀良哈三衛地域で既に漁業が行われていた<sup>11</sup>、と言われていることから、清代以前に遡ることは疑いない。肖夫氏によれば、16 世紀末期まで漁業と狩猟はシボ人の生計の重要な一部であって、嫩江、松花江、綽爾河、洮爾河、雅爾河（現在の雅魯河—筆者）一带に居住しているシボ人は自然環境を利用して秋と冬に狩猟、春、夏、秋に漁業を行い、また、自ら船と魚網を作っていたという<sup>12</sup>。趙志強氏と呉元豊氏はこの説をさらに発展させ、16 世紀末期から 18 世紀初期まで、シボ人の中では漁業、狩猟、牧畜、農業、貿易などが並存し、漁業と狩猟による獲物は自身の消費以外に物々交換にも用いられ、満洲八旗に編入される康熙 31（1692）年まで、漁業と狩猟はシボ人の経済にとってなくてはならないほどの重要性を持っていたと指摘している。また、康熙 31（1692）年からシボ人が京師や盛京などへ移住させられる同 38～40（1699～1701）年までの間に、シボ人の経済にとって農業が次第に重要になるが、漁業と狩猟は副業として依然重要な意義を持っていた。しかし、その後は居住環境が変化し、河川と湖沼がほとんどないため、シボ人は漁業を止めざるを得なくなったという<sup>13</sup>。要するに、シボ人は嫩江—松花江流域を離れるまで、一貫して漁業を営んでいたのである。

グワルチャ人の漁業について、前掲の康熙 31（1692）年 8 月のグワルチャ人の居住地域を記した檔案に、

グワルチャの元の居住地は大路から遠く離れている松花江、呼倫（呼蘭）河流域の一带である。彼らが居住しているところは、山や森に近くて木が茂っている。このため、[彼らは]漁業と狩猟を以って生計を立てている。もしも、彼らの随丁を全部伯都訥などの荒地に移動すれば、貧困な者などは漁業と狩猟に頼って生活しているので生活していけ

なくなる。このため、遠くに居住している者を南へ移して、Menggen（盟温）、拉林などの地に定住させ、[原住地に比べて駐防地の伯都訥に]やや近いところにした<sup>14</sup>。

とある。グワルチャ人はもっぱら漁業と狩猟によって生活しており、グワルチャ丁を伯都訥に駐防させた時に、彼らの生計を考慮してその随丁を遠くへは移住させなかったのである。したがって、これらのグワルチャ人は、松花江と呼蘭河、または拉林河一帯で漁業を営んでいたのである。

ダグール人は古くから漁業する伝統があつて、遅くとも遼代から漁業を行っており、その伝統は現在に至るまで守られていると言われている<sup>15</sup>。したがって、前述した清代初期のゴルロス後旗内にいたダグール人も、嫩江流域で漁業を営んでいたのではないかと推測される。

ホルチンの支配下にあつた上記の人々の他、バルガ人もホルチン地域にしばらく滞在していたことがある。これらのバルガ人について、柳澤明氏は、「康熙 27（1688）年にジュンガルがハルハに侵入したため、ハルハの諸集団の多くは内モンゴルに逃げ込み、そして 29（1690）年にジュンガルが再び東進して大興安嶺に迫った時に、多数のハルハ・バルガ人が大興安嶺を越えて黒龍江管下のブトハに流入してきた。黒龍江将軍はその一部を齊々哈爾にほど近い、Huyur 河一帯に居住させ、その生計の維持に努めた。これにジャライト・ドゥルベト両旗にいる者を合わせて、康熙 30（1691）年の時点で、バルガ人は 3 千余戸、1 万余口にのぼった。これらの人々を安定させるために、6 月 8 日に黒龍江将軍薩布素は、バルガ人を 20 個牛录に編成して Huyur 河一帯に居住させる案を上奏した。ところが、閏 7 月 21 日になって、現地を視察した薩布素は、彼らの生活状態が予想以上に悪化していることから、前案を翻して、半分を Huyur 河に置いて遊牧させ、半分をホルチン 10 旗に暫時委ねるという案を再度上奏した。翌康熙 31（1692）年 3 月 14 日、議政王貝勒大臣等はこの案について議奏し、黒龍江に置いたままでは彼らの生活を安定させることができないので、吉林・盛京等の地に移すべきであるとし、結局この案は最終的に採用された。かくして、バルガ人の多くは吉林と、盛京管下の八城の駐防八旗に組み込まれることになった。一方、牛录に編成されなかった他の小グループの人々はそれぞれハルハの旧主のもとに戻されることになった<sup>16</sup>、と指摘している。以上から、バルガ人の一部はホルチン 10 旗に約 2 年間滞在していたことが分かる。この間、これらの人々に対する救済の一環として、黒龍江将軍薩布素は

1、2 頭の家畜を持っており、或いは家畜を全く持っていない者（バルガ人）は約 800 戸であつて、散らばつてジャライト・ドゥルベト両旗に居住している。…（略）…ジャライト・ドゥルベト両旗に入った約 800 戸を加えて（バルガ人は全部で）1,500 余戸であつて、暫時ホルチン 10 旗に分けて委ねる。同 10 旗のシボ人らの穀物は豊かである。シボ人らが居住している嫩江流域は魚類に富んでいる。シボ人に[バルガ人を]養わせて、

耕作、漁業の方法を教えさせるべきである。…（略）…このようにすれば、錢糧の支出が少なく、また、新モンゴル（バルガ人）の生計を漸次確立させて、永遠に内属の者にすることができる<sup>17</sup>。

と上奏した。短い間ではあるが、バルガ人はホルチン地域で漁業を教わっていたという事実から、一帯の漁業資源が豊富で漁業が盛んであったこと、シボ人の生活が、バルガ人を救済したり漁業や農業の方法を教えたりできる程度に豊であったことが窺える。

以上、清代初期のホルチン地域に居住していたシボ、グワルチャ、ダグール、バルガの人々は、皆漁業を営んでいたことが明らかになった。一方、ホルチン＝モンゴル人自身は漁業を行っていたか否かという問題があるが、これを直接証明できる史料はまだ見当たらない。後の時代の史料になるが、乾隆 27（1762）年 2 月 15 日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文に、站官 *Dzui Joo Ning* が呈してきた文書が引用されており、それは、

布拉克（*Bulak*）台の領催 *Joo ioi boo*、鄂多勒図（*Odortu*）台の哨甲 *Cangšeo* らは、「我らの 2 台の輩は乾隆元（1736）年に布拉克と鄂多勒図の地に移されて、台に駐在した。翌年、我らの耕地が少なくて食う糧が足りないため、…（略）…我らの 2 台の輩は網を設けて、鄂多勒図台の網を松花江北岸の *Cigan Buda* 灘から *Lii Sibe* 灘まで[の間に]、布拉克台の網を *Lii Sibe* 灘から *Arban Ger* まで[の間に設けて]漁業を営み、我らの食う糧に資した。それから我らの 2 台の網はずっとこれらの地で漁業を営んで現在に至った。その時、モンゴル人は漁業を行うことが全くなかった。後の乾隆 10（1745）年からモンゴル人台吉らはようやく続々と民人を招いて来て、*Hošo*、*Ayan* などの 9 の地に家屋を建てて漢人を住まわせて漁業を行わせている」と報告して来た<sup>18</sup>。

という内容であった。これによれば、布拉克と鄂多勒図の 2 台の台丁はゴルロス後旗に移動してすぐ漁業を始めたが、ゴルロス後旗のモンゴル人は、乾隆 10（1745）年から漢人を使って漁業を行うようになったという。

また、乾隆 30（1686）年 11 月 19 日付ジャライト旗發黒龍江將軍衙門宛の文書に將軍衙門から送って来た書が引用されており、さらに將軍衙門の文書の中に站官 *Dzui Joo Ning* が將軍衙門に呈した文書が引用されている。站官 *Dzui Joo Ning* は、

多耐（*Donai*、ドウルベト旗内）站の筆帖式 *Obotu*、領催 *Lii Dzi Ing* は、「我らの站の輩は雍正年代に共に 1 つの網を設けて、站の西の 3 里先にある嫩江において夏と冬に魚を獲っている。得た魚を困窮する站の輩の食う糧にし、余ったものを布や家に使う細々として物を交換し、これに頼って暮らしている。…（略）…今年我が站の輩の労力が足りないため、我らはドウルベト旗の台吉 *Erketu*、*Gadun*、*kuwecik* らと会合して、彼らは人を出し、我が站の輩は網を出して、共同で我が站の輩がかつて魚を獲つ

ていた嫩江の東岸で魚を獲っている。これに対して、ジャライト旗の Hošo 村に住んでいる台吉 Orsi、Tabanger 村に住んでいる台吉 Delger らは、また民人を一部招いて来て、我が站の輩がドゥルベト旗の輩と共に共同で魚を獲っている嫩江の両岸を全部力づくで占領し、民人らに貸し与えて漁業を行わせている」と、告げて来た<sup>19</sup>。

と黒龍江將軍衙門に報告している。つまり、康熙 25 (1686) 年にドゥルベト旗内に設置された多耐站の站丁らは、雍正年間から嫩江で漁業を始め、乾隆 30 (1765) 年からドゥルベト旗と合作して漁業を行うようになるが、一方でジャライト旗のモンゴル人も民人を雇って漁業を始め、両者の間に漁場をめぐる紛争が発生したのである。

上記の両史料が伝えるところは、站台丁はモンゴル旗に入って来て間もなく漁業を始めたが、モンゴル人はその後に民人を招致したり、站台丁と合作したりして漁業を行うようになった、という点で共通している。したがって、一帯のモンゴル人による漁業経営は、站台設置後に始まったものと推定される。

### 第 3 節 ゴルロス後旗とドゥルベト旗における站台の設置

康熙 25 (1686) 年に嫩江・松花江沿いに站台が設置された背景と経緯は、すでに楠木氏によりほぼ明らかにされている。このため、本節では主に氏の研究に拠りつつ、多少補足を加える形で述べていきたい。

康熙 22 (1683) 年 9 月 9 日、康熙帝は対ロシア戦の前線基地として黒龍江城を建設し、黒龍江城から吉林城まで站台を設置することを決める。同年 10 月 26 日に寧古塔副都統であった薩布素を新設の黒龍江將軍に任命し、28 日には、站台路を測量して站台の設置場所を確定するため、翌年の 3 月に戸部侍郎包奇らを派遣することを決定する<sup>20</sup>。

これにより、包奇らは吉林城から黒龍江城までの站台路を 1,195 里と測量し、この間の 14 箇所には站台を設置するよう進言するが、正確に再度測量するよう命じられた。再測量の結果、ボーキらは康熙 23 (1684) 年 11 月 30 日、站台路は 1,340 里であり、19 箇所には站台を設置すべきことを康熙帝に上奏する。この案は、戸部、盛京・寧古塔・黒龍江將軍、議政王による数回にわたる議覆を経て、康熙 24 (1685) 年 7 月 14 日に基本的に裁可される。この時、計画された站台路は、吉林から北上し、拉林河・松花江・フユル河・ネメル河・小興安嶺を越えて、黒龍江に至るルートであった<sup>21</sup>。

ところが、アルバジンに至る補給路を確保するため、康熙 24 (1685) 年 4 月 6 日に康熙帝は嫩江畔のメルゲンからアルバジンまで站台を設置すること命じ、アルバジンへの站台路の基点としてメルゲンの軍事的重要性が高まる。また、黒龍江城への物資の補給が、第二松花江・松花江を下り、アムール河との合流点を經由するルートから、第二松花江を下り嫩江との合流点に至った後、嫩江沿いに陸路北上するルートに変更される。このため、

同年9月27日には、メルゲン城を建設し、黒龍江将軍を移駐させ、吉林城から黒龍江城に至る站台路はメルゲンを経由するように変更された。包奇らは、メルゲン経由のルートを測量し、同年11月28日、行程は1,171里であり、この間の25箇所に站台を設置すべきこと、及びその設置候補地を記した上奏文を、黒龍江将軍薩布素と連名で発送した。この案は康熙帝に認められ、翌年の康熙25(1686)年に站台が設置される。この内、メルゲン・黒龍江城間の5站台についてはソロン・ダグールの貧しい者を駐在させることが決定され、各站台に站丁30人が置かれた。残りの站台には站丁・領催となるべき男丁30人を盛京・寧古塔将軍所管の站台と柳条辺から派遣した<sup>22</sup>。

伯都訥以南の6站は寧古塔将軍、伯都訥の北に位置する茂興(Mohin)から黒龍江城までの19站は黒龍江将軍の管轄を受ける。この站台路はホルチンのゴルロス後旗とドゥルベト旗を経由するため、両旗内にも站台が設けられた。ゴルロス後旗に茂興と古魯(Guru)の2站、ドゥルベト旗に温多和(Ontohon)、多耐(Donai)、塔爾哈(Talha)の3站があった。5站はみな嫩江の東岸に位置し、黒龍江将軍衙門の管轄下にあった。各站到站丁の他、領催1名が配置され、その上に站官があつて、站官は旗人中から任命されたが、領催と站台丁は、主に旧三藩の人員から成っていた<sup>23</sup>。これら旧三藩の人員は、盛京・寧古塔将軍所管の站台・柳条辺に配置されていたが、その一部が新設の站台に移されたと考えられる。領催には餉銀があるが、站台丁には餉銀がない<sup>24</sup>。茂興と古魯の2站の站丁には1人毎に站の近辺の5天(垧)の土地が与えられたため<sup>25</sup>、ドゥルベト旗内の3站も同様であったと考えられる。

#### 第4節 シボ、グワルチャ、ダグールの移動

康熙30年代、ホルチン10旗の支配下にあったシボ、グワルチャ、ダグールは駐防八旗に編入されて、チチハル、伯都訥、烏拉などに移動する。これについては、楠木氏、柳澤氏、趙志強氏、呉元豊氏らによる詳細な研究がなされている<sup>26</sup>。そのため、本節では先行諸研究をふまえて、上記の諸集団の移動についてまとめることしたい。

康熙28(1689)年7月、清朝とロシアの間にネルチンスク条約が締結されると、黒龍江一帯は一応安定する。一方、康熙27(1688)年にはジュンガルに侵攻されたハルハ=モンゴルが内モンゴルに流れ込み、清朝の庇護を求めた。康熙帝はハルハ=モンゴルに牧地を指定して救済に乗り出した。同29(1690)年6月、清朝軍とジュンガル軍が大興安嶺一帯で接触し、8月に両軍が北京の北方約300キロメートルのウラーン=ブトンにおいて会戦した。これにより、大興安嶺以東の軍事力が対ジュンガル戦に重要であることが明らかとなった<sup>27</sup>。このため、康熙30(1691)年5月17日、黒龍江将軍薩布素は密奏を行い、

臣が東北地方の形勢を詳しく調べるに、…(略)…メルゲンは烏拉吉林より遠く1,400

里離れており、万が一[兵を]徴発することがあった時に[兵が]時間通りに到着することができない。松花江は南から北へ、嫩江は北から南へ流れて図西吞地方で合流する。…（略）…烏拉吉林から嫩江口（両江の合流点）までは約 500 里、嫩江口からチチハルまでは約 500 里、チチハルからメルゲンまでは約 500 里である。この内、チチハルは最も緊要な地であって、モンゴル、シボ、ソロン、ダグールらの居住地はここで会する。かつ興安嶺北部のフルンボイル、及びネルチンスクに通じる道路に甚だ近い。チチハル一帯に駐兵すべきである。また、松花江と嫩江の合流点は、水陸両路の要であり、渡し場の所在地でもある。ここにも駐兵すべきである。こうすれば、チチハル、嫩江口は江をもって障壁にして地の利を得、兵馬は肥沃な田地と草原に頼って強盛になり、守るに極めて堅固で、出兵するに有利である。緊要なことがあった時、メルゲンからここ（チチハル）に[兵を]調達することができ、遅延することはない。また、興安嶺北部に戦事があればこの兵は機を見て会同して出動することができる。

と述べて、嫩江東岸の軍事力を強化する案を呈した。これを見た康熙帝は議政王大臣らに議奏するよう命じた。7月1日、議政王大臣は薩布素の案を認め、また、兵の調達については、

シボらの居住地は松花江、嫩江に接している。ホルチン王、貝勒、貝子、公、台吉らに文書を送って、その管下のシボ、グワルチャに甲を着たい者があれば、その人数を書き連ねて部に報告させ、奏聞の上、甲を着て駐防させることを許すべきである。彼ら（シボとグワルチャ）が納めてきた漁獵の貢物は元通り納めるがよい。

と、康熙帝に提案した。康熙帝はこれを認めた上で、

その（ホルチンの）王、貝勒、貝子、台吉らに、所属のシボ、グワルチャらを出して甲を着せて駐防させたい者があれば、明白に書に送ってくるがよい。貧困な者、小台吉に所属するシボ、グワルチャを強制的に出させないように<sup>28</sup>。

と旨を下した。こうして、ホルチン＝モンゴルの支配下にあったシボ、グワルチャらの献出案が浮上した。

この案に対する理藩院の処理とホルチン王公の対応は迅速で、同年12月にシボらの進献は決められた。康熙31（1692）年、ホルチンは属下のシボ、グワルチャ、ダグールを全部進献し、この内、男丁は14,458人であって、甲を着る（兵士として勤務する）ことのできる男丁は11,812人であった<sup>29</sup>。その後、ホルチンは進献に漏れた者を追加して進献した。駐防地としては、すでに決められていたチチハルの他、嫩江と松花江の合流点に近い伯都訥が選定された。一方、寧古塔將軍佟保（Tongboo）は、

寧古塔、烏拉の兵の内、家計が豊かな者を 1,000 人選出して黒龍江、メルゲンに移動した。このため、烏拉到[残っている]2,500 名の兵の多くは貧困な者であって、造船、官差の任務が重く、兵丁らには耕作する暇がない。臣らが請うに、献出されたシボ、グワルチャが居住している地は烏拉到近い[ため]、3,000 丁を烏拉到移して、1,000 人に甲を着せ、2,000 丁を附丁にしたい<sup>30</sup>。

と上奏して、康熙帝の許可を得た。このため、烏拉もシボらの駐防地の一つとして決定された。

こうして、駐防八旗への編入にともない、シボらの移動が進められた。康熙 31 (1692) 年 3 月 14 日、兵部は、

査するに、現在進献されたシボ、グワルチャ、ダグールらは、散らばってホルチン王らの管轄地に居住しており、シラ＝ムレン河、養息牧の外側、遼河などの地に居住している者もいる。將軍佟保、薩布素らに旨を下して、それら散居している者を集めて伯都訥の付近に連れて居留させ、新しく建てた城（伯都訥）に駐在する 2,000 人の兵の附丁にすることを請う<sup>31</sup>。

と奏請した。28 日、康熙帝はそれを許可した。

これに対して、同年 8 月 8 日に黒龍江將軍薩布素と寧古塔將軍佟保は、

[シボらの中から]自力で生活していける、[騎射の]技術に熟練した者を 4,000 人選定して甲を着せ、甲を着せた者を指定された駐防地へ移動する。シボ、ダグールらの附丁に関しては、大路の近くに住んでいる者を元の村に留めて、大路から遠く離れて辺鄙な所に住んでいる者と、嫩江西岸に住んでいる者を全部嫩江の東岸に移動して居住させる。

と上奏した。また、伯都訥に駐在させる兵と附丁については、

両江（嫩江と松花江）の合流点の渡し場の南岸は低湿の地であって、雨季になると渡し場の水面の幅は 30 里ほどになる。渡し場は緊要であるため、伯都訥の駐兵 2,000 人の中から 500 人、附丁 1,000 人を渡し場の北岸の Colmon の地に移動したい<sup>32</sup>。

と提案した。一方、グワルチャの附丁については、第 2 節においてすでに述べたように、両將軍は、「グワルチャは元々大路から遠く離れた松花江と呼蘭河一帯に居住し、漁業と狩猟によって生計を立てている。彼らを伯都訥付近へ移動すると、生計が困難になる。この

ため、彼らを伯都訥の付近へ移動せず、遠くに居住している者だけを南へ盟温と拉林一帯に移動させたい」と述べた。8月12日、黒龍江将軍薩布素と寧古塔将軍佟保の上奏は康熙帝に認められた<sup>33</sup>。

献出されたシボ丁らは全部満洲上三旗に編入された。この内、チチハルには披甲 1,200 人、附丁 2,400 人を 24 牛录に編成して駐防させ、内訳はシボ 19 牛录、ダグール 5 牛录であった。これらは黒龍江将軍の管下に置かれた。この他、披甲 2,000 人、附丁 4,000 人をシボ 30 牛录、グワルチャ 10 牛录、計 40 牛录に編成して伯都訥に駐在させ、また、披甲 1,000 人、附丁 2,000 人を 20 牛录に編成して、16 牛录を烏拉、4 牛录をシラムレン（錫拉木倫）に駐防させた。寧古塔将軍がそれらを管轄した。

その後、京師と盛京の兵力を補強するために、清朝は康熙 38 (1699) 年、烏ラの披甲 1,000 人、附丁 2,000 人、計 20 のシボ牛录を京師に、伯都訥の 30 のシボ牛录を盛京に移動させた。また、チチハルの 12 のシボ牛录は康熙 39 (1700) 年、他の 12 のシボ牛录は、康熙 40 (1701) 年に盛京に移動させられた<sup>34</sup>。こうして、シボ人のほとんどは嫩江—松花江流域から離れるが、駐京王公に魚租を納める義務を負う一部のシボ人は、満洲八旗に編入されず、もとの土地に留められた<sup>35</sup>。

康熙 25 (1686) 年のモンゴル旗での站台の設置、及び 31 (1692) 年のシボ人らの駐防八旗への編入により、站台丁、駐防八旗、民人がシボ人らに代わって嫩江—松花江流域の漁業活動の主な担い手となった。また、嫩江—松花江沿岸には駐防八旗や站台の設置につれて多くの民人が移住してくるようになり、一帯の人口が増加して、チチハルや伯都訥のような町ができる。これは魚に対する大きな市場を生み出し、漁業活動の活発化を促した。序論で引用した『龍沙紀略』<sup>36</sup>の記述のように、康熙年間の後半には、すでに一帯の漁業と魚市場はかなり繁栄していたのである。

## 第5節 まとめ

本章では、清代初期の嫩江—松花江流域、特にホルチン地域における住民の構成とその変容、及び当時の漁業状況を概ね明らかにした。まとめると、以下のようになる。

まず、清代以前から、ホルチンとその支配下にあったシボとグワルチャは嫩江—松花江一帯に居住し、シボとグワルチャはそこで漁業を営んでいた。後の崇徳年間に、一部のダグール人はゴルロスの牧地に移住し、その支配下に置かれていた。これらの漁業を行っていた諸集団はみなホルチンに貢納賦役を納める義務を負っていた。この他、元々ハルハに従属していたバルガ人の一部が、康熙 29 (1690) 年にジュンガルの侵攻を避けてハルハからジャライト旗とドゥルベト旗に移動し、約 2 年間滞在していた。この間に、彼らはシボ人に漁業や農業を教わって生計を立てていた。

次に、康熙 30～31 (1691～92) 年、清朝はジュンガルとの戦争に備えて、ホルチンの支



配下にあったシボ、グワルチャ、ダグールを進献させて、駐防八旗に編入した。これにともない、彼らはホルチン地域を離れてチチハル、伯都訥、烏拉に移駐する。こうして、ホルチンの支配下には漁業を行う者がいなくなった。

一方、清朝は対ロシア戦の一環として、康熙 25 (1686) 年に東北地域に站台を設置した。この吉林城と黒龍江城を結ぶ站台路は、ゴルロス後旗とドゥルベト旗を經由し、旗内には站台が設置された。その站台丁は旧三藩の人員からなり、彼らには錢糧がなく、站台周辺の土地を耕作して生活し、同時に漁業も行ってた。シボ、ダグールらのホルチン地域からの移出によって、站台丁らはホルチン地域で漁業を行う唯一のグループとなった。これらの站台丁はシボ、グワルチャ、ダグールと異なり、ホルチンの支配・管理を受けず、直接黒龍江将軍に管轄されていた。

こうして、ホルチン地域の人口構成が大きく変容し、嫩江—松花江流域のホルチン地域で漁業に従事する者は、ホルチン支配下にあつて貢納賦役を納めていた人々から、ホルチンとは関係のない人々に変わった。

一方、ホルチン地域内の站台は、後の雍正年間にさらに増設されていく。それにとともに、站台の人口や、站台丁のもとに居住する民人の人口も増加する。これらの民人のほとんどは、漁業者としてホルチン地域に入ってきたものである。これに対抗するために、モンゴル人も漁業を経営するようになり、大量の民人を招致して漁業を行わせた。こうして、一帯の漁業が盛んになると共に、モンゴル旗と站台・駐防八旗との間に漁業利権をめぐる紛争が多発するようになる。これがさらにモンゴル旗と将軍管轄地域との境界画定問題を引き起こすことになるのである。これらの問題に関しては、章を改めて述べることにしたい。

## 【注】

- 1 金海他『清代蒙古志』、内蒙古人民出版社、2010年、9～10頁。
- 2 呉元豊「清初錫伯族居住地域及与相隣民族的關係」、呉元豊 趙志強『錫伯族歴史探究』、遼寧民族出版社、2008年、20頁（原載は黒龍江民族研究所編『黒龍江民族叢刊』1998年第3期）。
- 3 「康熙31年4月29日兵部為將錫伯人等編旗安置事咨黒龍江將軍薩布素文」、中国第一歴史檔案館編訳『錫伯族檔案史料』、遼寧民族出版社、1989年、30～31頁。
- 4 楠木賢道「康熙30年のダグール駐防佐領の編立」、『松村潤先生古稀記念 清代史論叢』、汲古書院、1994年、81～83頁；同「チチハル駐防シボ佐領の編立過程」、石橋秀雄編『清代中国の諸問題』、山川出版社、1995年、332～334頁。
- 5 「康熙31年8月14日付兵部發黒龍江將軍薩布素宛咨文」、『黒龍江將軍衙門檔案』1-1692：326-332（AA研所蔵）；「康熙31年11月28日付理藩院發黒龍江將軍薩布素宛咨文」、『黒龍江將軍衙門檔案』1-1692：411-414（AA研所蔵）。楠木賢道「ホルチン＝モンゴル支配期のシボ族」、『東洋学報』第70巻第3・4号、1989年3月、42～44頁。
- 6 Colmon、嫩江と松花江の合流点からやや東の松花江北岸で、ゴルロス後旗内にある。（「康熙31年8月14日付兵部發黒龍江將軍薩布素宛咨文」、『黒龍江將軍衙門檔案』1-1692：326-332（AA研所蔵））。
- 7 前掲、呉元豊「清初錫伯族居住地域及与相隣民族的關係」、19～20頁。また、檔案史料には、「グワルチャの元の居住地は大路から遠く離れている松花江、呼倫（呼蘭）河一帯である」とある（「康熙31年8月初8日黒龍江將軍薩布素題將錫伯等編佐安置本」、前掲、中国第一歴史檔案館編訳『錫伯族檔案史料』上、35～36頁）。したがって、グワルチャの居住地は、ゴルロス後旗に近い、或いはゴルロス後旗内の松花江と呼蘭河の合流点附近であったと考えられる。
- 8 前掲、楠木賢道「ホルチン＝モンゴル支配期のシボ族」、30～45頁。
- 9 柳澤明「ホーチン＝バルガ（陳巴爾虎）の起源と変遷」、早稲田大学アジア太平洋研究センター『社会科学討究』第44巻第2号（129号）、1999年1月、89頁。
- 10 前掲、「康熙31年8月初8日黒龍江將軍薩布素題將錫伯等編佐安置本」、35～36頁。
- 11 『蒙古民族通史』編委会『蒙古民族通史』第3巻、内蒙古大学出版社、2002年、225～226頁。
- 12 肖夫「錫伯族早期社会組織及其經濟生活」、遼寧省民族研究所編『錫伯族史論考』、遼寧民族出版社、1986年、96～101頁。
- 13 趙志強 呉元豊「試論16世紀末至18世紀初錫伯族的社会經濟」、前掲、呉元豊 趙志強『錫伯族歴史探究』、25～37頁（原載は北方文物雜誌社編『北方文物』、1988年第3期）。
- 14 「康熙31年8月14日付兵部發黒龍江將軍薩布素宛咨文」、『黒龍江將軍衙門檔案』1-1692：326-332（AA研所蔵）。また、「康熙31年8月14日兵部為將錫伯等編佐安置事咨黒龍江將軍薩布素文」、前掲、中国第一歴史檔案館編訳『錫伯族檔案史料』上、37～39頁。
- 15 王咏曦『北方漁獵民族叢書』、齊々哈爾社会科学雜誌社、1990年、35頁。崔亜虹「達斡爾族文化与薩滿教」、南文淵主編『東北民族研究』第老輯、遼寧民族出版社、2007年、194頁。
- 16 前掲、柳澤明「ホーチン＝バルガ（陳巴爾虎）の起源と変遷」、89～91頁。
- 17 「康熙30年7月18日黒龍江將軍薩布素題將巴爾虎交錫伯等教習耕作本」、前掲、中国第一歴史檔案館編訳『錫伯族檔案史料』上、18～19頁。
- 18 「乾隆27年2月15日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門檔案』34-1762：20-30（AA研所蔵）。
- 19 「乾隆30年11月19日付ジャライト旗多羅貝勒 Lobsangsirab（羅卜藏錫喇布）等發黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門檔案』33-1765：129-148（AA研所蔵）。
- 20 前掲、楠木賢道「チチハル駐防シボ佐領の編立過程」、335頁。
- 21 同上、335頁。
- 22 同上、335～336頁。
- 23 柳澤明「清代東北駐防八旗与漢人——以黒龍江地区為中心」、中国社会科学院近代史研究所政治史研究室『清代滿漢關係研究』、社会科学文献出版社、2011年、294～295頁。
- 24 西清『黒龍江外記』巻2、1810年。
- 25 「康熙25年12月28日付戸部發黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門檔案』1-1686：16-43（AA研所蔵）。
- 26 前掲、楠木賢道「チチハル駐防シボ佐領の編立過程」、325～347頁；同「康熙30年のダグール駐防佐領の編立」、77～93頁。柳澤明「清代黒龍江における八旗制の展開と民族の再編」、歴史学研究会編集『歴史学研究』、青木書店、1997年、10～21頁；同、前掲「ホーチン＝バルガ（陳巴爾虎）の起源と変遷」、87～111頁；同「新バルガ旗の設立について——清朝の民族政策と八旗制をめぐる一考察——」、『史学雜誌』第102編第3号、1993年3月、45～79頁。呉元豊 趙志強「錫伯族由科爾沁蒙古旗編入滿洲八

- 
- 旗始末」、前掲、吳元豊 趙志強『シボ族歴史探究』、38～48 頁（原載は『民族研究』、1984 年第 5 期）。
- <sup>27</sup> 前掲、楠木賢道「康熙 30 年のダグル駐防佐領の編立」、78～80 頁。
- <sup>28</sup> 「康熙 30 年 7 月初 3 日兵部為查詢科爾沁王等可否獻出錫伯等人事咨黑龍江將軍薩布素咨文」、前掲、中国第一歴史檔案館編訳『錫伯族檔案史料』上、26～30 頁；前掲、楠木賢道「チチハル駐防シボ佐領の編立過程」、325～328 頁。
- <sup>29</sup> 「康熙 31 年 4 月 29 日兵部為將錫伯人等編旗安置事咨黑龍江將軍薩布素文」、前掲、中国第一歴史檔案館編訳『錫伯族檔案史料』上、31 頁。
- <sup>30</sup> 同上、31～32 頁。
- <sup>31</sup> 同上、32 頁。
- <sup>32</sup> 「康熙 31 年 8 月初 8 日黒龍江將軍薩布素題將錫伯等編佐安置本」、前掲、中国第一歴史檔案館編訳『錫伯族檔案史料』上、35～36 頁。
- <sup>33</sup> 「康熙 31 年 8 月 14 日兵部為將錫伯等編佐安置事咨黒龍江將軍薩布素文」、前掲、中国第一歴史檔案館編訳『錫伯族檔案史料』上、37～39 頁。
- <sup>34</sup> 趙志強 吳元豊「錫伯族南遷概述」、前掲、吳元豊 趙志強『錫伯族歴史探究』、49～57 頁（原載は『歴史檔案』1981 年第 4 期）。
- <sup>35</sup> 吳元豊「清初錫伯族居住区域及与相隣民族的關係」、前掲、吳元豊 趙志強『錫伯族歴史探究』、17～18 頁（原載は黒龍江省民族研究所編『黒龍江民族叢刊』、1998 年第 3 期）。
- <sup>36</sup> 方式濟『龍沙紀略』「産物」。

## 第2章

### 清代中期のモンゴル旗における漁業利権の確立

#### ——ゴルロス前・後旗を中心として——

##### 第1節 モンゴル旗における魚租の発生

清朝初期、清朝はモンゴル旗周辺のチチハル、伯都訥などに駐防八旗を設置し、また、一部のモンゴル旗内に站台を設けた。これらの站台と駐防八旗は、寧古塔（吉林）・黒龍江将軍の管下に置かれた。一方、シボ、グワルチャなどがモンゴル旗から移出したため、それに代わって站台丁や駐防八旗の人々が、嫩江—松花江流域のモンゴル旗で漁業を営むようになる。その後の一帯のモンゴル旗における漁業に関する情報は、満洲語檔案史料の他に頼るところがなく、また、現在までに発見しえた檔案史料は、ゴルロス前・後旗に関するものがほとんどである。このため、本章は両旗に焦点をあて、清朝中期のモンゴル旗における漁業の実態、漁業利権をめぐる両旗と吉林・黒龍江将軍管下の站台・駐防八旗との争い、及び旗の漁業利権の確立過程を明らかにしたい。

序論においてすでに述べたように、これまでにモンゴル旗における漁業の利権問題を本格的に研究したのは、井手俊太郎氏である。氏は、「蒙古地域に於ける河川や泡子（湖沼）の水域も蒙古民族にとっては土地と同様に彼等によってのみ自由に使用、収益せられるものである」、「蒙地に借地養民丈放等のことが始まり、其他民族の農業移民や漁業移民が入り込むようになって、その地域に在来とは別個の経済価値が生じ、元来遊牧民であった蒙古民族のみの自由な使用収益に委ねられておった地域の土地が一定の租料で以て其他民族に開放せられたように、河川や泡子に就ても蒙古民族の権利を確認することに依って其他民族がこれを使用収益することになったのである。河川や泡子の水域を自由に使用収益することが出来ると云う、このような蒙古民族の權益を確認する方法として採用されたのが魚股（魚租）であり魚股はジャライト旗、ドゥルベト旗、ゴルロス前・後関係の地域に発生したのである」と指摘し、モンゴル旗の魚租の性質を明らかにしている。つまり、モンゴル旗は旗の河川と湖沼を蒙地の一部と見なし、魚租は旗の利権が河川・湖沼に及ぶことを確認する意味合いをもっていたのである。しかし、氏の記述は蒙地開放以降、特に満洲国期を対象としたもので、魚租はいつ、どのような背景下で発生したかについては言及がない。

後の時代の史料になるが、清朝末期に編纂された『調査郭爾羅斯後旗報告書』には、

該旗自康熙二十五年創辦魚稅。設立網房數十處。…（略）…上等網房七處。每處歲徵銀二十五兩。下等網房七十處。每處歲徵銀七兩。

該旗（ゴルロス後旗）は康熙 25（1686）年から魚稅（魚租<sup>2</sup>）を創辦した。[現在]数十箇所の網房（漁場）が設けられている。…（略）…上等の網房が 7 箇所あり、毎年一網房から 25 兩の銀を徴収している。下等の網房が 70 箇所あり、毎年一網房から 7 兩の銀を徴収している<sup>3</sup>。

とあり、同旗に康熙 25（1686）年から魚租が存在していたことが記されている。第 1 章で述べたように、康熙 25（1686）年にゴルロス後旗に古魯と茂興の 2 站が設置されたが、当時のゴルロス後旗には、モンゴル人、シボ人、グワルチャ人以外には站丁しか居住していなかった。同旗における站台の設置年代と、上の史料にいう魚稅（魚租）の發生年代は一致している。シボ人とグワルチャ人はモンゴル旗やモンゴル人に対して貢納の義務を負っていたが、それは魚租とは性格の異なるものであり、また、康熙 25（1686）年に始まったとは考えられず、もっと早くから存在したはずである。一方、第 3 節で扱う乾隆年間の史料によれば、当時、古魯などの站台が漁業を行うに際して定額の銀、または漁業総収入の 3 分の 1 を魚租として旗に納めていたことは確実である。以上からすれば、ゴルロス後旗内の站台は、設置当初の康熙 25（1686）年頃から漁業を始め、これにともなって同旗による魚稅（魚租）徴収も開始されたと見るのが妥当であろう。

## 第 2 節 ゴルロス後旗における站台の増設

雍正 5（1727）年に古魯站と茂興站の間に烏蘭諾爾（Ulan Noor）站が設置され、ゴルロス後旗内の站は 3 つとなった<sup>4</sup>。さらに雍正 13（1735）年、青山、黒山、蒙古爾山などの禁山における人參の盜掘を取り締るため、松花江と呼蘭河の合流点の東北と呼蘭城が建てられて駐防八旗が駐在することとなった<sup>5</sup>。翌年の乾隆元（1736）年、吉林と黒龍江を結ぶ站台路と呼蘭城をつなぐため、烏蘭諾爾站と呼蘭城との間に、博勒集哈（Boljiha）、察布齊勒（Cabcil）、鄂多勒図（Odortu）、布喇克（Bulak）、扎喀霍碩（Jaka Hošo）、呼蘭の 6 台が設けられた。6 台はみな松花江の北岸に位置し、呼蘭台は呼蘭河の東岸にあるが、他の 5 台は呼蘭河の西にあり、また、扎喀霍碩台と呼蘭台以外の 4 台がゴルロス後旗内にあった<sup>6</sup>。古魯・茂興站と同じく、烏蘭諾爾站に領催 1 名と站丁 26 名が置かれた。この他、各台にそれぞれ領催 1 名と台丁 9 名が配置された。これらの站台は茂興站などを管理する站官の管轄を受け、領催と站台丁は、古魯站、茂興站と同様、主に旧三藩の人員から成っていた<sup>7</sup>。もちろん、これらの站台も黒龍江將軍の管下にあった。

新設の站台の領催には餉銀があるが、站台丁には餉銀がない<sup>8</sup>。站台丁は站台の周囲 8 里

以内の土地を耕して生活し、それを越えることが出来ないと規定されていたが、後に人口の増加により規定の範囲内では耕地が不足したため、漸次それを拡大していく<sup>9</sup>。また、站台丁は漁業をも行っていた。乾隆 27 (1762) 年 2 月 18 日付で黒龍江将軍衙門がゴルロス後旗に送った文書の中で、ゴルロス後旗内の站台を管理する站官 Dzui Joo Ning は、ゴルロス後旗における站台丁とモンゴル人の漁業の状況について以下のように報告している。

布喇克台の領催 Joo Ioi Boo、鄂多勒図台の哨甲 Cangseo らが告げるには、「我ら 2 台の輩は乾隆元 (1736) 年に鄂多勒図と布喇克の地に移されて、台に駐在した。翌年、我らの耕地が少なくて食う口糧が足りないため、前任の站官で今 Hulun Buir (呼倫貝爾) の地の梅林章京に昇進した Ho 大臣は、我ら 2 台の輩に網を設けさせて鄂多勒図台の輩に松花江北岸の Cigan Buda 灘から Lii Sibe 灘まで[の間で]、布喇克台の輩に Lii Sibe 灘から Arban Ger まで[の間で]漁業を行わせ、我らの食う糧に資した。それから我ら 2 台の輩はずっとこれらの地で漁業を行って現在に至った。その時、モンゴル人は漁業を営むことが全くなかった。後の乾隆 10 (1745) 年からモンゴル人台吉らはようやく続々と民人を招いて来て、Hošo、Ayan などの 9 箇所に家屋を建てて漢人を住まわせ、漁業を行わせるようになった」という<sup>10</sup>。

この記述から、台丁がゴルロス後旗に駐在した後すぐ漁業を始めたこと、また同旗のモンゴル人は站台が設置された当時は漁業を行っていなかったが、後に漢人を雇って漁業を始めたことがわかる。

站台の増設につれ、ゴルロス後旗内の站台の数は 3 站と 4 台になり、同旗における漁業者の人数も増加した。そして、モンゴル人も漁業の経営を始めたことにより、漁場や漁業利権をめぐるモンゴル人と站台丁との争いは避けられないものとなった。

### 第 3 節 漁業利権をめぐるゴルロス後旗と站台の争い

ゴルロス後旗が漁業活動に参入したことによって、站台丁との間に漁場をめぐる紛争が発生した。前掲した乾隆 27 (1762) 年 2 月の史料により、ゴルロス後旗のモンゴル人は乾隆 10 (1745) 年から漁業経営を始めていたことが分かるが、漁業をめぐる紛争がいつから始まったのかは、現有の史料からは明確には分からない。乾隆 25 (1760) 年 8 月 5 日、紛争を解決するためにゴルロス後旗は黒龍江将軍衙門に文書を送って、

将軍の管轄下の站台の輩は、我が旗の人々が昔から使用してきた漁場を無理やり占拠し、河沿いに家屋を建てて、10 [人]、20 [人] の漢人らを住まわせて漁業を行わせている。… (略) …我が旗の台吉、梅林章京 Bišuwa、札蘭章京 Toho らは、「我らの佐領

の人々は、昔から占めて漁業を行って命を養っている嫩江の Habtakai 支流と、以前から漁業を行っていた古い(もとの)支流に網を設けていた。今、古魯站の領催 Hūwase、Lusi らは不逞にも 24 人の漢人を連れて来て、我らの輩の網場に網を設けて、我らの人を殺す事件を起こした」と、報告してきた。…(略)…我らのところから人を遣わして [Hūwase、Lusi を] 呼び出したが、来ない。これらの輩(站台丁)が強硬に争ってあらゆる事件を起こすかもしれないので、將軍衙門から人を遣わしてこれらの漢人らを駆逐し、領催 Hūwase に令を下して戒めてほしい<sup>11</sup>。

と訴えた。站台丁は自ら漁業を営むのみならず、漢人を雇って漁業を行わせており、定員 20 数名の古魯站が、ほぼ同人数の漢人を抱えていたことが分かる。

ゴルロス後旗の訴えに対して、同年 8 月 8 日に將軍衙門は、

[我が衙門はゴルロス後] 旗の協理台吉 Lobdzang と会同して、「…(略)…ゴルロス後旗の遊牧地は管轄するジャサク公が全てを支配しているため、これ以降、站台の人々で漁業を行いたいという者があれば[ゴルロス後旗]ジャサク公にはっきりと報告させ、站台の人々とモンゴル人に睦まじく漁業を行わせたい」と話し合った。…(略)…古魯站の領催 Hūwase、Lusi らに令を下した。…(略)…Lusi は Liosiki、De Ioi Dzi を連れて来た。Liosiki らは尋問に対して「我が站の附近にある、ゴルロス [後] 旗の管轄下の Habtakai 河において、以前我らは彼ら(ゴルロス後旗)と話し合っただけで、網を設けた。我らは獲った魚を売って、得た銀を彼ら(ゴルロス後旗)に 1 分(3 分の 1)、我らは 2 分(3 分の 2)と分けて、一年間漁業を行った。今年モンゴル人は今すぐに銀を持って来いと言ったが、我らは銀を渡すことが出来なかったため、[旗が]我らを訴えた」と言った。…(略)…[站台丁が]ただで[旗の漁場を]占めて漁業を行ってはいけないので、これ以降モンゴル人に[銀を]納めさせたい。また、[站台丁が]さらに[漁場を]借りて漁業を行おうとするならば、しっかりと話し合っただけで、管轄する[ゴルロス後旗]ジャサクのところに報告し、[站台丁を]モンゴル人と共に睦まじく漁業を行わせたい<sup>12</sup>。

と返信した。領催らは魚を売って得た銀の 3 分の 1 を旗に納めていたが、旗はこの年の取り分をもらえなかったため、領催らを訴えたのである。この史料から見れば、旗の本来の目的は、站台丁が抱えている漢人の追放ではなく、彼らの漁業活動に対して確実に銀を徴収することにあつたと考えられる。これに対して將軍衙門は、漢人容留問題には触れず、銀の納付を徹底することによって、双方を協調させようとした。

その後、ゴルロス後旗は他の事情をも將軍衙門に訴えた。もとの文書は見当たらないが、それに対する將軍衙門の返信に、その内容が以下のように引用されている。

査するに、去年鄂多勒図台の Šang Coo らは、「[Tudelku] 灘、Gargan などの地で一年間漁業を行い、[魚を売って] 得た銀から 40 両銀を [旗に] 納めたい」と求めてきた。

それで私、協理台吉 Medekci は旗の人々と話し合って [Šang Coo らに] 漁業を行わせた。[魚を売って] 得た額から 40 両の銀を徴収して、それを旗の公務に使った<sup>13</sup>。

すなわち、嫩江東岸の古魯站の他、松花江北岸の鄂多勒図台の台丁も漁業を行い、旗に 40 両の魚租を払っていたのである。また、この史料から、旗が站台丁の漁業から魚租を徴収する方法は 2 種類に分かれていたことが分かる。つまり、古魯站のように漁業収入の一定割合（例えば 3 分の 1）を納める方式と、鄂多勒図台のように定額の銀を納める方式があったのである<sup>14</sup>。

ところが、Šang Coo らが 2 年目に魚租を納めなかったため、旗は將軍衙門に対して、

我が旗の輩が元から独占的に漁業を行っていた Tudelku 灘、Gargan などの地を鄂多勒図台の Šang Coo、Si Ci Ke、Bahangku らが強引に占拠し、10 人ずつの漢人を Gargan の地に家屋を建てて住まわせて漁業を行っている<sup>15</sup>。

と訴えた。これに対して、將軍衙門は、

松花江北岸の地は全部黒龍江將軍の管轄下にある。大路（站台路）の多くの站台丁は特別に上奏して公務を勤めて駐在しているのであって、全く勝手に [旗内に] 住んで漁業を行う人々ではない。…（略）…河灘、支流などのところはみなモンゴル人が遊牧し耕種すべき土地ではない。站台の人々もモンゴル人も皆 [主上の] 奴才であり、同じ地に住み、それぞれの力によって漁業を行っている。今 [ゴルロス後旗の] 協理台吉らが主上の土地、河川を占めて、站台の人々から銀を収めて漁業を行わせたいと言ったことは、定例と道理に甚だ合わない。このため、協理台吉らが [訴えて] 来たことは議論する必要はない<sup>16</sup>。

と返信して旗を批判した。

これに対して、ゴルロス後旗は翌乾隆 26（1761）年 4 月 20 日に將軍衙門に文書を送って、

松花江北側の地はみな黒龍江將軍の管轄地であるが、昔から我らの旗の人々は [そこに] 住んでいる。嫩江の北側の地も旗の遊牧する重要な境域として定められている。しかし站台の人々は勝手に事を行っており、我らは不当に扱われている。…（略）…部（理藩院）の文書にしたがって [旗の] 地 [に滞在している民人] を整理し、漁業のために站台丁が勝手に住まわせている民人を全て追い出していきたい。また、査するに、部（理



藩院) から「[漁業を行う] 站台の輩は民人を雇わず、自ら進んで希望するモンゴル人を雇用してほしい。このことを將軍衙門に遣わした他、ゴルロス[後]旗の[鎮国]公にも遣わした」という文書が到着した<sup>17</sup>。

と理藩院の指示に言及し、今度は站台丁の漢人容留問題を強調するようになった。しかし、將軍衙門は、

部(理藩院)からの、站台の輩は民人を雇わず、ゴルロス[後]旗のモンゴル人を雇用してほしいという件について取り調べたところ、ゴルロス[後]旗からは全く我が衙門に[このことに関する]書を送っていない。本当であれば、部(理藩院)から当該の部署(ゴルロス後旗のジャサク衙門)に送った原文、我らの衙門に送った原文を写した档冊があるべきである。…(略)…また、漁業を行う河川は全くモンゴル人が遊牧するところではない。モンゴル人、站台の輩は網があれば皆漁業を行うことができる。網がない人は、天が造った河川を妄りに占めて、他人に漁業を行わせないと言ってはならない。[ゴルロス後旗鎮国]公の旗のモンゴル人が網を設けているならば、我らの站台の網を持つ輩と共に睦まじく漁業を行うべきである<sup>18</sup>。

と言って、理藩院の文書を受け取ったことはないと主張して旗の要求を拒否し、さらに、旗の河川は旗が独占すべきものではなく、誰でもそこで漁業を営むことができるとして、站台丁を支持する意思を明らかにした。

窮地に追い込まれたゴルロス後旗は、ちょうど同じ時期にジリム盟盟長色旺諾爾布(Sewangnorbu)から送って来た命令を受け取った。この命令がゴルロス後旗に到着した日付は今の段階でははっきり分からないが、その内容は同旗が黒龍江將軍衙門に送った乾隆 26 (1761) 年 8 月 28 日付けの文書に引用されている。それは、

今、汝らの旗内において、捺印した文書を持って住んだり往来して商売したりしている漢人を除き、捺印した文書を持たずに住んだり往来したりしている民人、漢人を全て追い出せ。また、汝らの旗内にある站台の輩が住んでいる土地も汝らの旗の管轄地であるため、站台の輩が容留している漢人がいれば全部追い出せ<sup>19</sup>。

という内容であったという。そこで同旗は、あらためて黒龍江將軍衙門に、

現在、[黒龍江]將軍の管下の站台の輩が勝手に集めて住まわせている漢人は、全く商売している良い民人ではなく、みな妄りに行き来している漢人である。これらの人々をいくつかの站台の輩が庇っているが、住んでいる場所は全部我らの旗の管轄地であるため、…(略)…これらの漢人を住まわせることを、われらは受け入れることが出来ない。[盟

長の]命令にしたがって、我らは捺印した書を持たずに我が旗に住んだり行き来したりしている漢人を全部追い出した。この他、站台の輩が容留している漢人を追い出そうとしたが、站台の輩は「我らの將軍衙門からの命令がないため、我らは漢人を追い出さない」と言って、受け入れなかった<sup>20</sup>。

と報告し、盟長の命令に基づいて旗が取った行動と站台側の反応について伝え、站台が使用している土地は旗の管轄地であることを強調した。同旗はまた、漢人を雇って漁業を行わせている站台丁の名前、漢人の人数、漁場の所在地などを詳しく書き出して將軍衙門に知らせた。それによると、嫩江東岸から松花江北岸に沿って東へ呼蘭河に至るまで、ゴルロス後旗内にあるほとんどの站台は漢人を抱えて漁業を行わせていたようである<sup>21</sup>。さらに、同旗は、

將軍衙門から送ってきた文書にしたがって、漁場においては我らの旗の輩に站台の輩と共に同様に網を設けて睦まじく漁業を行わせる。この他、將軍が同意すれば、站台の輩が勝手に容留して住まわせている漢人については、人を遣わして[その]家屋を壊し、[漁業を]止めさせて、追い出させたい<sup>22</sup>。

と、將軍衙門に提案した。つまり、旗は站台丁自身の漁業活動は認めるが、容留している漢人は追い出すように要求したのである。

この後、ゴルロス後旗は將軍衙門の返事を待たずに、站台丁が松花江北岸に設置した4箇所の漁場を奪い取って、そこで自ら連れて来た約100人の民人に漁業を行かせた<sup>23</sup>。このことから、同旗の真の目的が、漢人容留問題の解決ではなく、漁場を手に入れることにあったことが窺われる。では、同旗はなぜこの時期に、このような強硬な行動に出たのであろうか。その背景を次節において説明したい。

#### 第4節 ゴルロス前・後旗と吉林將軍管轄地との境界分定

嫩江との合流点までの松花江上流は、西岸はゴルロス前旗、東岸は伯都訥などの吉林將軍管轄地であった。前節で述べたゴルロス後旗と旗内にある站台との争いの他、ゴルロス前・後旗と吉林管下の地域との間にも、同じ時期に漁業利権をめぐる争いが生じていた。ただ、吉林との紛争の場合、相手は站台丁だけではなく、旗人、民人、閑散満洲も含まれていた<sup>24</sup>。

この争いを解決するために、乾隆26(1761)年に吉林將軍恒禄は伯都訥副都統傅良に命じて実情を調査させた。傅良の調査によると、当時は、

[松花江沿いの]Ihan Meleku より下流へ拉林(Lalin)口に至るまで、旗人、站台の人々、民人が漁業を行っている。…(略)…松花江を境にして、江の向こう側に住んでいるモンゴル人も漁業を行っている。このため、互いに争って毎年訴訟案件が多発している。…(略)…旗人、站台の人々と民人の網は 17、モンゴル人の網は 4 である。…(略)…拉林口より下流にある網については、阿勒楚喀(Alcuka)の管轄地であるので明白には分からない<sup>25</sup>。

という状況であった。それで、恒禄が拉林と阿勒楚喀の状況を調べたところ、そこには「京城から閑散満洲を移して居住させた後、前任の副都統らは、彼らの管轄地にある 8 網を全部閑散満洲に分与して、満洲人はそれを糧にしている<sup>26</sup>」ことが分かった。

乾隆 26 (1761) 年 5 月 21 日、吉林將軍恒禄と伯都訥副都統傅良は吉林副都統増海と共に上奏し、上記の状況を陳述した上で、

奴才我らが取り調べたところ、初めて伯都訥の地に兵を駐在させてから松花江を境界と為し、東岸に站台を連ねて駐在させ、西岸にモンゴル人が居住している。…(略)…現在、松花江の西岸に居住しているモンゴル人が、江を渡って東岸に来て[漁]場を奪い合い、互いに争って訴えることは、現段階では大きな事件になっていないが、将来殴り合って人命事件にまで発展し、窃盗したり強奪したり、他人を殺害するなどの事件が発生することを本当に無くさなければならない<sup>27</sup>。

と述べ、将来站台丁らとモンゴル人が紛争を起こす危険性を強調し、

境域を分けて境界線を設定し、網を計算して税を収める定例を定め、訴訟の発生を根絶すべきである。奴才我らの愚かな考えでは、拉林と阿勒楚喀の 8 網は、以前すでに閑散満洲に分与し、閑散満洲は[それを]糧にしているので、聖主の広大な天恩を請うて、従来どおり閑散満洲に賞賜してほしい。松花江の西岸と北岸のモンゴル人が持っている 4 網も、糧にする漁業のために設けられたものなので、…(略)…従前どおり彼らの糧にし、聖主の天恩を請うて、網の税を取らないことにして、[モンゴル人に]こちら側の岸に来て漁業を行わせないように厳禁したい。…(略)…松花江の東岸、南岸に居住している旗人、站台の人々、民人の現在所有する 17 網については、それぞれの地で漁業を行わせ、向こう側の岸で漁業を行わせないようにし、全部こちら側の岸で漁業を行わせて、網毎に毎年各 20 両銀の税を徴収したい。…(略)…このように処理すれば、[吉林とモンゴル旗の]双方に有益になるであろう<sup>28</sup>。

と提案した。6 月 4 日、乾隆帝はこれに賛同した上で、

ただ、これを特に大臣たちが取り調べて定めなければ、分けた境界が公平でないかもしれない。貝子瑚図靈阿（Hüturingga）を遣わしてそこに速やかに行かせ、恒禄、傅良、また当該地域の盟長〔色旺諾爾布〕たちと会同して、悉く取り調べて境界を定め、ひそかに境界を越えて漁業を行うことを厳禁して、訴訟案件を永遠に無くし、彼らの生計に資するがよい<sup>29</sup>。

と上諭を下した。乾隆帝は境界分定に不公平が生じることを防ぐために、モンゴル人大臣であるハラチン（喀喇沁）貝子瑚図靈阿を遣わし、またジリム盟盟長色旺諾爾布をもそれに参与させたのである。

同年7月15日、瑚図靈阿と恒禄らは調査結果を上奏し、モンゴル旗側の漁業については、

〔松花〕江の向こう側は、ゴルロスのジャサク公錫喇博第（Sirabodi、ゴルロス後旗）、ジャサク台吉阿喇布坦（Arabtan、ゴルロス前旗）の両旗の管轄地である。漁業を行う旗人、站台の人々が江の向こう側（ゴルロス前・後旗側）で漁業を行う際、モンゴル人に魚銀（魚租）を納める者もあり、獲った魚を分けて〔その一部を〕納める者もいる。全く納めない者もいる<sup>30</sup>。

と述べた。ゴルロス後旗が旗内にある站台の站台丁から魚租を徴収していたことは前述のとおりであるが、この上奏から、ゴルロス前・後旗が、吉林將軍管下の旗人・站台丁からも魚租を徴収していたことが分かる。そして瑚図靈阿らは、さきに恒禄らが上奏した網税徴収案をそのまま踏襲する一方、境界分定については、

内外（吉林とモンゴル旗）の境界を明らかに定めたが、それぞれの漁場をしかるべく分けて定めて境界の印を設置しなければ、兩岸を行き来して漁場を破壊したり、また互いに争って訴訟を起こしたりするかもしれないので、それぞれの管轄の衙門によって網毎に境界の印を設置し、…（略）…所轄の副都統衙門、ジャサクらの檔冊に記録させて、検査に備えさせたい<sup>31</sup>。

と、漁場の明確な境界を設置することを提案した。5月の上奏文にもあったように、そもそも松花江はモンゴル旗と吉林の境界になっていたが、境界線は曖昧であったため、今回の分定によってそれをはっきりさせようとしたのである。これに対して乾隆帝は、7月26日に「議した通り行え」<sup>32</sup>と勅旨を下した。

5月21日の上奏文に「松花江の東岸、南岸に居住している旗人、站台の人々、民人の現在所有する17網について、それぞれの地で漁業を行わせ、向こう側（モンゴル旗側）の岸で漁業を行わせないようにし、全部こちら側の岸で漁業を行わせる」とあることから、モンゴル旗の外に居住している者がモンゴル旗で漁業を行うことは禁止されたことが分かる。

一方、乾隆帝の勅旨が下りる前から、ゴルロス後旗は旗内の站台丁から魚租を徴収していたが、上奏文や勅旨には、それについては何の規定・制限も含まれていない。つまり、旗の水面でモンゴル旗自身が漁業を営む場合、網税は発生しないが、旗が旗内の站台による漁業に対して魚租を徴収することは、清朝政府によって黙認されたと見ることができる。なお、5月21日の上奏文には、モンゴル人、站台丁、旗人が持っている網の数が記されているが、同年12月のゴルロス後旗から黒龍江將軍衙門宛の咨文には、同旗内の站台丁の網だけでも93以上あったと記されており、こちらの方が実情に近いと見られる（章末の附表を参照）<sup>33</sup>。このような食い違いは、恒禄らの調査が不十分で、また漁業者が持っている網を隠蔽したりしたことに起因すると推測される。

上奏文と勅旨の内容から見て、黒龍江当局は境界分定に加わっていなかったようであるが、ゴルロス後旗は当事者として事情を知っていたはずであるし、その内容は、後に理藩院からジリム盟盟長に送られ、盟長によって正式に同旗に伝えられている<sup>34</sup>。このように、モンゴル旗の魚租利権が清朝政府に認められたという背景があったからこそ、乾隆26（1761）年8月以降、ゴルロス後旗は黒龍江側の站台丁に対しても強硬な態度を取るようになったと考えられる。

## 第5節 ゴルロス後旗と站台との争いの解決

乾隆26（1761）年の境界分定案が黒龍江將軍衙門に伝えられたかどうかは不明である。しかし、8月以降にゴルロス後旗が取った強硬な行動は、当然黒龍江將軍衙門の厳しい批判を招いた。それを受けたゴルロス後旗は、同年12月5日に境界分定案の内容を將軍衙門に伝え、自らの行動を勅書にしたがった行為であると強調した<sup>35</sup>。そこで、黒龍江將軍衙門は站官 Dzui Joo Ning に、ゴルロス後旗と站台との紛争を本格的に調査させた<sup>36</sup>。ところが、旗と站台の双方は互いに偽りの事情を將軍衙門に報告していると非難し合った<sup>37</sup>。このため、將軍衙門は再び站官に命じて事情を調査させた上で、乾隆27（1762）年2月15日にゴルロス後旗に文書を送り、

古魯站から東へ呼蘭河の河口に至るまでの河川は、辺鄙なところを入れて計算すれば、千五、六百里余りである。この内、古魯站の者たちが漁業を行っている Hošo、Mungke、Sirhadai の地は長くても30里ほどである。…（略）…鄂多勒図、布喇克の2站の者たちが昔から漁業を行っている Cigan Buda 灘、Arban Ger 灘の二つの灘の間は長くても90里ほどである。…（略）…残った千四、五百里の地は、すべてモンゴル人台吉らが招いて来た漢人が9箇所に家屋を建てて、多くの網を設けて、これらの地を占めて漁業を行っている<sup>38</sup>。

と述べ、旗の漁場に比べると站台の漁場は僅少であることを強調して、旗側の譲歩を求めた。また、紛争を処理するために旗の協理台吉と紛争の当事者が將軍衙門に来るよう要請した<sup>39</sup>。

これに応じて、ゴルロス後旗は管旗章京 **Nomungerel** らを將軍衙門へ遣わした。管旗章京は **Nomungerel** ら、

站台の者たちは我らモンゴル人と共に河川で漁業を行い、歳月は甚だ久しくなった。今互いに争っているのは、まさに漁場をそれぞれ独占したいという考えである。主上の土地、河川 [であるということ] を考えれば、モンゴル人、站台の輩は、皆睦まじく漁業を行うべきである。誰 [も] 1人で[漁場を]占めてはいけない<sup>40</sup>。

と述べて、站台と協調する意思を表明した。しかし、紛争が起こっている站台丁の漁業については、今後の魚租は魚の現物ではなく、現銀によって確実に納入し、その上、互いに契約書を立てることを要求した<sup>41</sup>。一方、古魯站の領催が営んでいる漁業については、

古魯站の領催が漁業を行っている地を、我らモンゴル人は全く争っていない。彼自身(古魯站の領催)は、モンゴル人に分け前(魚租)を分け与えて、[モンゴル人と]共に睦まじく漁業を行っている。このため、これ(古魯站の領催の漁業)を議論する必要はなく、元のように漁業を行わせたい<sup>42</sup>。

と述べた。つまり、魚租を問題なく納めている漁場については従前通りにするという事である。站台側はこの解決策を完全に受け入れ、將軍衙門も同意して、協議の結果を站官 **Dzui Joo Ning** に通知した<sup>43</sup>。將軍衙門は以前の厳しい姿勢を改めて站台を庇うことをやめ、ゴルロス後旗は、旗の魚租利権を將軍衙門に認めさせることに成功したのである。なお、契約書の作成と現銀による支払いが強調されていることも、魚租徴収が制度として整えられていく過程を示すものとして注目される。

さて、黒龍江將軍衙門との商議を終えた管旗章京 **Nomungerel** は、旗に戻って来て、商議の結果を文書にして旗に報告した。一方、將軍衙門も商議の結果を書面で旗に知らせた。ところが、旗が **Nomungerel** の報告と將軍衙門の通知とを照合したところ、ずれがあることが判明した。それは、**Nomungerel** の報告に

私 (**Nomungerel**) は將軍衙門に行って商議し、… (略) …站台、漁場に住まわせている漢人を追い出させるために、各漁場に 4、5 人の漢人を住まわせるのはよいが、他の漢人を全部追い出させてほしい、と定めた<sup>44</sup>。

とある内容が、將軍衙門の通知に反映されていなかったことである。そこで、同旗は、以

前から強調してきた站台丁による漢人の容留問題を再び提起し、乾隆 27 (1762) 年閏 5 月 3 日に將軍衙門に文書を送って善処を求めた<sup>45</sup>。それに対して、6 月 5 日に將軍衙門は、

站台の人々は夏季には漁業を行わないので、我が [戸] 司は [ゴルロス後旗の] 台吉 Nomungerel と会同して、夏季は漁場で網を見守る人を 4、5 人住まわせて、他の人を住まわせないことにしようとして商議した。そのため、このことを站官に委ねて、網を持つ站台の人々に厳重に遵守させた<sup>46</sup>。

と回答した。つまり、站台丁が抱える漢人の人数は、漁期でない夏季には各漁場 4、5 人に限るが、漁期においては人数の制限がないという意味である。これは、Nomungerel の報告と相違するところがある。しかし、この後、漁場をめぐる旗と站台の争いはまだしばらく続くが、漢人容留に関する文言は全く見当たらない。したがって、ゴルロス後旗は站台丁の漢人容留を黙認したと考えられる。

前述したように、乾隆 26 (1761) 年 7 月にゴルロス両旗と吉林との分界問題が処理された際、站台丁や民人が越境して旗に入ることは禁止された。これを根拠に、ゴルロス後旗は、旗内にある站台の漢人容留を制限して、漁場争いを有利にすることを目指した。しかし、一方ではゴルロス後旗自身も漢人を抱えており、また現実に漢人がいなくなると、站台からの魚租が十分とれなくなる。このため、魚租徴収の権利を確保した同旗は、漁期における站台丁の漢人容留を容認し、妥協する姿勢を見せたのであろう。

ところが、この後間もなく、台丁がまたしても魚租を納めない事件が発生したため、乾隆 28 (1763) 年 1 月 22 日にゴルロス後旗は黒龍江將軍衙門に文書を送って、

鄂多勒図台の Šang Šu Kui らは全く銀 (魚租) を支払わない。… (略) …Šang Šu Kui をジャサクのところ呼び出したが、来なかった。全く仲良くやっていけないため將軍衙門に書を遣わした<sup>47</sup>。

と訴えた。これに対して 5 月 7 日に將軍衙門は、

[ゴルロス後旗の書が]到着した後、我が [戸] 司は Šang Šu Kui を呼び出した[が]、Šang Šu Kui は病んで来られなかった。4 月に病気が治った後、捕らえて来て問うたところ、「去年、[ゴルロス後旗の]台吉 Mookeo、Eldeb と相談して、我らの漁場はモンゴル人に与える分け前[として]毎年 30 両の銀を支払うと定めた。去年は漁労したが、獲れなかったので灘銀 (魚租) を支払うことができなかった。今、台に戻って力を尽くして 5 月に銀を支払いたい」と告げた。[戸司は]、Šang Šu Kui に「早く銀を持って来て衙門に送って来るがよい」と命じた。… (略) …Šang Šu Kui が 5 月に銀を送って来たら、站官に委ねて站台の人を遣わして協理台吉らのもとに送らせ、台吉 Eldeb らに与えさせ

たい<sup>48</sup>。

と返答した。そして、6月3日に黒龍江將軍衙門は再びゴルロス後旗に文書を送り、

今、Šang Šu Kui が未払いの漁場の租銀 30 両の銀を数の通り送って来たので、早速站官に委ねて站台の人を遣わし、協理台吉らのもとに送らせて、台吉 Eldeb らに与えさせたい<sup>49</sup>。

と伝えた。以前に比べると、站台の魚租滞納に対する黒龍江將軍衙門の素早い対処が際立っている。乾隆 26 (1761) 年の境界分定案をきっかけに、黒龍江將軍衙門はモンゴル旗の利権に対して新たな認識を持つようになったと言えるであろう。

## 第 6 節 漁業利権確立の意味

本章では、乾隆中期の嫩江—松花江におけるゴルロス前・後旗と黒龍江・吉林との魚租利権をめぐる紛争の検討を通じて、河川や湖沼に関わるモンゴル旗の利権が、清朝によって公的に認められていく過程の一端を明らかにした。紛争発生に際して、当初將軍衙門、特に黒龍江將軍衙門は站台の立場を擁護して旗を批判していたが、状況は乾隆帝の勅旨によって大きく変わった。モンゴル旗の魚租利権は確固たるものとなり、黒龍江將軍衙門もそれを認めざるを得なくなったのである。第 5、6 章において詳しく述べることになるが、清朝中期のモンゴル旗の漁業利権と魚租の徴収方法は、清朝末期のモンゴル旗の土地開放まで基本的に変わることはなかった。

一方、乾隆 26 (1761) 年のゴルロス前・後旗と吉林との境界分定、網税設定は、後の時代の史料でもしばしば取り上げられている。例えば、宣統 2 (1910) 年に編纂された『宣統呼蘭府志』巻 3 「財賦略」<sup>50</sup>には、

網場課（網税）始於同治元（1862）年。自呼蘭河以東起、至木蘭布雅密河西岸止、…（略）…居民置網捕魚、藉以為生。[黒龍江]將軍特普欽奏劃二十里為一網場、共設網場十一段、援照乾隆二十六年吉林與蒙古分界設網之案、每網場一段按年徵收課銀（網税）二十兩。…（略）…光緒三十二（1906）年改設民官後、歸府治經管者三段。

網場課（網税）は同治元（1862）年から始められた。呼蘭河から東へ木蘭の布雅密河の西岸に至るまで…（略）…住民は網を設置して魚を獲って生活している。[黒龍江]將軍特普欽は上奏し、20 里を一つの網場にして全部で 11 箇所（箇所）の網場を設け、乾隆 26 (1761) 年の吉林とモンゴル（ゴルロス前・後旗）の「分界設網案」を援用し、毎年



網場毎に 20 両銀の課銀（網税）を徴収した。…（略）…光緒 32（1906）年に民治機関が設置された後、[11 箇所]の網場の内で呼蘭]府の管轄を受けるようになったのは三つである。

とあり、乾隆 26（1761）年に採用された方式が後に黒龍江将軍管轄地域にも適用され、清末まで続いたことが分かる。また、光緒 17（1891）年に編纂された『光緒伯都訥郷土志』<sup>51</sup>にも、当時の伯都訥地域において一網場は毎年 20 両の銀の網税を納めていると記されていることから、乾隆 26（1761）年の方式が清末まで適用されていたことが分かる。

乾隆朝中期の時点で、ジリム盟北部のモンゴル旗では移民による土地開墾はほとんど進んでいなかった。しかし、これらの旗には多くの河川と湖沼が存在し、またその周辺や内部に駐防八旗や站台が設置されたことにより、漁業が発達した。こうした状況を利用して、モンゴル旗は魚租という形で大量の現金収入を収めていたが、本章で取り上げた紛争の処理を通じて、この利権は清朝によって公認された。つまり、この地域においては、魚租制度が農耕に伴う蒙租よりもかなり早い時期に確立したと認められる。このことは、清末以降の蒙地開放に伴う諸問題を考える場合、魚租の問題を必ず視野に入れなければならないことを示していると言えよう。

一方、清朝のモンゴル統治という観点からこの紛争のもつ意味を考えると、モンゴル旗と将軍衙門管轄地域との境界分定に際して、乾隆帝は将軍ら自身に任せると不公平が生じることを懸念し、中央からモンゴル人大臣を派遣すると共に、モンゴルの盟長にも参与させた。これは、モンゴル旗と将軍衙門とのバランスに配慮する乾隆帝の姿勢を示すものと言える。

さらに言えば、清代モンゴル旗における境域の形成過程については、いまだに不明な点が多い。本章において見てきたように、ゴルロス前・後旗と将軍衙門管轄地域との間では、漁業をめぐる利権争いを契機として境界が定められることになるが、それは逆にいえば、それまで境界が必ずしも明確でなかったことを意味する。このように、漁業をはじめとする諸々の利権は、モンゴル旗の境域形成とも深く関わっているのである。その実相については、第 4 章において述べることにしたい。

ゴルロス後旗内站台丁漁場					
経営者	所属站台・身分	漁場位置	網数	漁夫・人数	備考・出典
Ibujin	Bulak (布喇克) 台・領催	Karbala から Juwan Booi 灘まで	50	漢人	台吉 Gumbutsereng 等の属下の漁場を強奪 ⑥
同上	同上	嫩江沿岸の Ujan Hamuha 湖		漢人・6人	④ ⑥
同上	同上	Husiyetu・Narin 河の河口		漢人・6人	④ ⑥
Šang Coo Sicike Bahangkou	Odortu (俄多勒図) 台・台丁	Tudelku 灘から Dosi Akū 灘 まで	28	漢人	台吉 Cargin 等の属下の漁場を租借し、毎年銀 40 両を納めた ③ ⑥
同上	同上	Cagan alsu から拉林口の Tosiyarki 灘まで	10	漢人	台吉 Eldeb 等の属下の 29 網の中から 10 網を強奪 ⑥
同上	同上	嫩江沿岸の Yosotai 河の河口		漢人・10人	④
Šang Coo De 等	Guru (古魯) 站・領催	Kabtakai から Dosi Deher 灘まで (Hošo・Mungke・Sirhadai)	5	漢人	台吉 Guosi 等の属下の 24 網の中から 5 網を強奪 ⑥
Keo	呼蘭站・領催	呼蘭口西側の Tarhūn		漢人・6人	⑥
Hūwase Lusi	Guru (古魯) 站・領催 (?)	嫩江支流 Habtahai Gargan・Fe Gargan		漢人・24人	梅林章京 Bišuwa と扎蘭章京 Toho 等の属下の漁場を租借し、漁獲総額の 3 分の 1 を魚銀として納付 ① ②
Jang Gung	(? 站台)・領催	Ailangkū		漢人・6人	④
Joo Ioi Boo	Odortu (俄多勒図) 台・領催				台吉、梅林章京 Eldeb 等の属下の漁場を強奪 ⑥ ⑦

ゴルロス後旗内モンゴル人漁場					
経営者	身分	漁場位置	網数	漁夫・人数	備考・出典
Lobdzang	協理台吉	Hošo Ayan		漢人	⑧
Kekdei	台吉	Naiman Ger		漢人	⑧
Teode	台吉	Tabun Ger		漢人	⑧
Eldeb	梅林	Anghai		漢人	⑧
Gumbusereng Eldeb Mookeo	台吉 梅林 台吉	Motohor・ 松花江北岸 Tudelku 灘 等		漢人・ 民人 100 人	Odortu (俄多勒図) 台 の領催 Joo Ioi Boo 等 の貢魚漁場を強奪 ⑧ ⑤
Mindasun	台吉	Lama Sibe		漢人	⑧
同上	同上	Kercirei		漢人	⑧
同上	同上	Utaka		漢人	⑧
同上	同上	Julaci		漢人	⑧
<p>出典：</p> <p>① 「乾隆 25 年 8 月 5 日付ゴルロス後旗発黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』 24-1760 : 85-89。</p> <p>② 「乾隆 25 年 8 月 8 日付黒龍江將軍衙門発ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』 27-1760 : 131-148。</p> <p>③ 「乾隆 25 年 12 月 4 日付黒龍江將軍衙門発ゴルロス旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』 35-1760 : 263-268。</p> <p>④ 「乾隆 26 年 8 月 28 日付ゴルロス後旗発黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』 24-1761 : 176-184。</p> <p>⑤ 「乾隆 26 年 12 月 1 日付黒龍江將軍衙門発ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』 28-1761 : 132-143。</p> <p>⑥ 「乾隆 26 年 12 月 5 日付ゴルロス後旗発黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』 24-1761 : 204-252。</p> <p>⑦ 「乾隆 26 年 12 月 21 日付黒龍江將軍衙門発ゴルロス旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』 28-1761 : 145-147。</p> <p>⑧ 「乾隆 27 年 2 月 15 日付黒龍江將軍衙門発ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』 34-1762 : 20-30。</p>					

## 【注】

- 1 井手俊太郎「嫩江水域に於ける魚股、課程銀子に就て」『蒙古研究』第3巻第2輯、康德8（1941）年5月、64頁。
- 2 地域や史料によって、モンゴル旗の魚租は魚税や、魚利租、魚股とも言われていたが、本論文では便宜上、引用史料以外、魚租という呼称に統一する。
- 3 葉大匡、春徳「調査郭爾羅斯後旗報告書」、内蒙古図書館編『哲里木盟十旗調査報告書』（下）、遠方出版社、540頁（原著は宣統2（1910）年或いは同3年）。
- 4 西清『黒龍江外記』巻2、1810年。
- 5 「雍正13年6月13日付黒龍江將軍衙門發呼蘭城を建設する協領宛文書」、『黒龍江將軍衙門档案』4-1735：491-493（AA研所蔵）；「雍正13年10月17日付黒龍江將軍衙門發呼蘭城守尉宛文書」、『黒龍江將軍衙門档案』4-1735：939-941（AA研所蔵）。
- 6 「乾隆元年12月4日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛文書」、『黒龍江將軍衙門档案』5-1736：117-118（AA研所蔵）。後に扎喀霍碩台の所在場所は旗に属するか、黒龍江側に属するかについて、両者の間に紛争が起こる。紛争の経緯などについては次章にゆずりたい。この他、金峰「清代東北地区諸路站道」（呼和浩特市蒙古語文歴史学会編『蒙古史論文選集』第3輯、1983年、316～318頁）、満洲国興安局『郭爾羅斯前旗・郭爾羅斯後旗・杜爾伯特旗・依克明安旗土地調査報告書』（1940年、79～80頁）、温都蘇「郭爾羅斯後旗に於ける駅」（蒙古研究会『蒙古研究』第3巻第1輯、1941年、77～79頁）も、ゴルロス後旗内の駅について述べているが、金峰氏は台を言及せず、他の二者は台の設置年代を乾隆8（1743）年としているが、間違いである。
- 7 柳澤明「清代東北における駐防八旗と漢人：黒龍江地区を中心として」、中国社会科学院近代史研究所政治史研究室『清代満漢関係研究』、社会科学文献出版社、2011年、294～295頁。
- 8 前掲、西清『黒龍江外記』巻2。
- 9 前掲、温都蘇『郭爾羅斯後旗に於ける駅』、78～79頁。
- 10 「乾隆27年2月15日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』34-1762：20-30（AA研所蔵）。
- 11 「乾隆25年8月5日付ゴルロス後旗發黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』24-1760：85-89（AA研所蔵）。
- 12 「乾隆25年8月8日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』27-1760：131-148（AA研所蔵）。
- 13 「乾隆25年12月4日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』35-1760：263-268（AA研所蔵）。
- 14 第6章において述べるように、吉林將軍衙門は管下の旗人、民人、站台丁が経営する漁業から1網につき毎年20両の銀を税として徴収していた。しかし、それと異なると、モンゴル旗は独自に魚租の徴収方法と金額を定めていた。後に、ゴルロス後旗が旗内の站台丁から漁業総収入の3分の1を魚租として徴収する方法は「地方主股份制」といわれ、漁業総収入と関係なく、一漁場につき40両の銀を徴収するように、一定数の現金を魚租として収める方法は「租借料制」といわれるようになる。漁業が盛んで漁獲高が多い地域では「地方主股份制」が普及し、漁獲量が少ない地域では「租借料制」が実施されていた。また、こうした魚租の徴収方法は嫩江一松花江流域のモンゴル旗に普遍に存在し、満洲国期まで用いられていた。
- 15 前掲、「乾隆25年12月4日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」。
- 16 同上。
- 17 「乾隆26年4月20日付ゴルロス後旗發黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』24-1761：98-102（AA研所蔵）。
- 18 「乾隆26年6月12日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗公宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』28-1761：77-83（AA研所蔵）。
- 19 「乾隆26年8月28日付ゴルロス後旗發黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』24-1761：176-184（AA研所蔵）。
- 20 同上。
- 21 同上。
- 22 同上。
- 23 「乾隆26年12月1日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』28-1761：132-143（AA研所蔵）。
- 24 「乾隆26年5月21日付[吉林將軍]Henglu（恒禄）、[吉林副都統]Tsenghai（増海）、[伯都訥副都統]Fuliyang（傅良）の奏摺」、中国第一歴史檔案館所蔵『満文録副奏摺』1877-027/059-3346。

- 
- 25 同上。
- 26 同上。
- 27 同上。
- 28 同上。
- 29 「乾隆 26 年 7 月 15 日付[ハラチン(喀喇沁)貝子]hüturingga(瑚圖靈阿)、[ジリム盟長]Sewangnorbu(色旺諾爾布)、[吉林將軍]Henglu(恒祿)、[伯都訥副都統]Fuliyang(傅良)等の奏摺」、中国第一歴史檔案館所蔵檔案『滿文録副奏摺』1884-018/060-1204。
- 30 同上。
- 31 同上。
- 32 同上。
- 33 「乾隆 26 年 12 月 5 日付ゴルロス後旗發黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門檔案』24-1761 : 204-252 (AA 研所蔵)。
- 34 同上。
- 35 同上。
- 36 「乾隆 26 年 12 月 21 日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門檔案』28-1761 : 145-147 (AA 研所蔵)。
- 37 前掲、「乾隆 27 年 2 月 15 日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」。
- 38 同上。
- 39 同上。
- 40 「乾隆 27 年 4 月 8 日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門檔案』34-1762 : 60-65 (AA 研所蔵)。
- 41 同上。
- 42 同上。
- 43 同上。
- 44 「乾隆 27 年閏 5 月 3 日付ゴルロス後旗發黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門檔案』29-1762 : 70-77。
- 45 同上。
- 46 「乾隆 27 年 6 月 5 日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門檔案』34-1762 : 96-104 (AA 研所蔵)。
- 47 「乾隆 28 年 1 月 22 日付ゴルロス後旗發黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門檔案』24-1763 : 4-7 (AA 研所蔵)。
- 48 「乾隆 28 年 5 月 7 日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門檔案』28-1763 : 73-83 (AA 研所蔵)。
- 49 「乾隆 28 年 6 月 3 日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門檔案』28-1763 : 104-107 (AA 研所蔵)。
- 50 黄維翰『宣統呼蘭府志』(宣統 2 年)、「黒龍江府縣志輯」1、鳳凰出版社・上海書店・巴蜀書社、1990 年、76 頁。
- 51 伯英『光緒伯都訥鄉土志』(光緒 17 年)、「吉林府縣志輯」10、鳳凰出版社・上海書店・巴蜀書社、1990 年、325~326 頁。

## 第3章

### 嫩江の漁業利権をめぐる

#### ジャライト旗と多耐站、ドウルベト旗との争い

##### 第1節 ドウルベト旗と多耐站の漁業

第2章においては、乾隆20年代にゴルロス前・後旗と吉林・黒龍江との間に起こった漁業をめぐる紛争、及び紛争解決にともなうモンゴル旗の漁業利権の確立過程を明らかにし、また、漁業紛争に付随して生じた境界問題と、旗の境域の形成過程にも論及した。第2章の冒頭でも触れたとおり、同章で史料として主に用いた「黒龍江將軍衙門檔案」には、当時のゴルロス両旗以外の漁業に関する文書がほとんど見当たらないため、必然的に両旗の問題を取り上げることになったわけだが、実は、乾隆30(1765)年の檔冊中に、ジャライト旗とドウルベト旗の漁業に関する1件の文書が存在する。それは、同年に11月19日付でジャライト旗が黒龍江將軍衙門へ送った咨文(以下本章中では「咨文」と略称)<sup>1</sup>である。

「咨文」は、黒龍江將軍衙門から送って来た文書に対するジャライト旗の返信であって、將軍衙門の文書が引用されているが、その主な内容は以下のとおりである。ドウルベト旗と多耐站は共同で嫩江において漁業を行っていたが、漁場と獲った魚をジャライト旗の台吉らに奪われた。このため、双方は漁場の利権に関して商議したが合意には至らなかった。それで多耐站の站丁は事情を站官に報告し、站官はさらに將軍衙門に報告した。將軍衙門はジャライト旗に文書を送って、ジャライト旗、ドウルベト旗、多耐站の三方が多耐站到集まり、漁場の利権問題について協議して解決するよう求めた。これに応じてジャライト旗は人を派遣すると共に、將軍衙門に返信して漁場の利権に関する事情を説明したのである。残念ながら、この「咨文」に対する將軍衙門からの返信、またその後のやり取りに関する文書は、現段階でまだ発見していない。しかし、「咨文」の内容は20頁にものぼり、ジャライト旗とドウルベト旗における漁業の状況をかなり詳細に伝えている。これは、両旗のみならず、当時の嫩江—松花江流域のモンゴル旗における漁業の全体像を知る上で重要な意味を持つ。そこで、本章においてはこの「咨文」に基づいて、両旗の漁業状況をまとめてみたい。なお、本章で用いる史料の出典は、特に注記しないかぎり、すべて「咨文」であることをお断りしておきたい。

第1章において述べたように、康熙25(1686)年に吉林から黒龍江城までも間に25箇所の站が設置され、多くは嫩江—松花江沿いにあった。この内の塔勒哈(Talha)、多耐(Donai)、温托和(Ontohon)の3站は嫩江東岸、ドウルベト旗内にあった。站丁らが漁

業を始めた年代は現段階ではっきりわからない。しかし、乾隆 30 (1765) 年にジャライト旗とドゥルベト旗・多耐站との間に漁業争いが起こった際に、多耐站の筆帖式 Obotu、領催 Lii Dzi Ing は站官 Dzui Joo Ning に文書を送って争いの状況を報告し、その中で、

我らの站の輩は雍正年間に一つの網を設けて、站の西の 3 里先にある嫩江で夏冬に魚を捕り、得た魚を困窮している站の輩が食う口糧にして、余ったもの（魚）で布、家庭用の小物を交換し、それに頼って暮らしている。

と述べている。3 站の内、少なくとも多耐站は雍正年間から嫩江で漁業を始めたことがわかる。

後の乾隆 24 (1759) 年、ジャライト旗協理台吉 Uilesi は、多耐站の漁場を接收し、それを自ら招いて来た民人に貸し与えて漁業を行わせたいと多耐站到申し入れた。多耐站はそれに同意せず、Uilesi に対して

我らは友好のためを考えて、[嫩]江の中である Doboge 灘から東へ、Kalangkai 灘に至るまで、江の兩岸を分けて、西岸の方で網を設ける灘をジャライト旗協理台吉 Uilesi が招いて来た民人らに与えて魚を捕らせ、東岸の方で網を設ける灘を我が站の輩に魚を捕らせ……

と提案した。Uilesi はこれを受け入れられた。こうして、多耐站と Uilesi は嫩江の東西両側に分かれて漁業を行うようになった。乾隆 30 (1765) 年、多耐站は労力不足のため、ドゥルベト旗台吉 Erketu、Gadun、Kuvecik らと相談し、站が網を出し、台吉らが人力を出して、站が漁業を行って来た嫩江東岸の漁場において共同で漁業を行うことを取り決めた。

## 第 2 節 ジャライト旗とドゥルベト旗、多耐站との争い

ところが、多耐站とドゥルベト旗の共同漁業が始まって間もなく、ジャライト旗の Hošo 村に住んでいる台吉 Orsi、Tabunger 村に住んでいる台吉 Delger らは、民人を連れて来て多耐站とドゥルベト旗の漁場を含む嫩江兩岸を全部占拠し、それを民人に貸し出して漁業を行わせた。このため、多耐站は台吉 Orsi、Delger に対して

江の東岸という地は、我が站の輩がドゥルベト旗のモンゴル人と共に魚を獲るところである。汝（台吉 Orsi、Delger）らが民人を連れて来て漁業を行わせるならば、汝らに分けた江の西岸を貸し与えて魚を獲らせるべきである。

と、抗議した。しかし、台吉 Orsi、Delger らは、

この江は全部我がジャライト旗の管下にある江であり、全くドゥルベト旗や汝らの站の管下にある江ではない。汝らがどうして魚を獲ることが出来るのか。

と、站丁らの抗議に反駁し、嫩江全体をジャライト旗のものと主張した。

さらに、Delger と他のジャライト旗台吉 Ehemtu、Lasiba、扎蘭 Rasi らは、30 余人のモンゴル人を連れて、多耐站とドゥルベト旗が獲った 3,000 余斤の魚の大半を奪っていった。残った魚も、Ehemtu、Lakjin らと、連れて来た 6 人のモンゴル人に取られた。多耐站とドゥルベト旗は漁場も獲った魚も全てジャライト旗に奪われたため、多耐站は站官 Dzui Joo Ning に書を送って事情を訴えたが、同人にも解決策がなく、黒龍江將軍衙門に事情を報告して解決を求めたのである。

一方、多耐站と共に漁業を行っていたドゥルベト旗の台吉 Dahabarikci、Erketu、Kuwecik らも、旗のジャサク貝子 Bodi（博第）と協理台吉 Ubasi らに対して、

昔から嫩江の東岸は我らの遊牧地であって、父祖[の世代]から我らは嫩江の東岸、Moilasu、Cagan Noor、Coyan、Turkin などの 4 つの漁場で多耐站の輩と共に睦まじく漁業を営み、困窮している台吉らは站の輩と共に命を養って来た。今年ジャライト旗台吉 Delger らが来て、我らに「汝らがこの地で網を設けて漁業を行いたいならば、[汝らが獲った魚から]分け前を取りたい」と言った。それに対して、我らは受け入れなかった。後に Delger らは Jang Hūwase、Looge、Jagon ら 6 人の漢人を連れて来て、我らが命を養う Moilasu 漁場にこっそりと網を設けて漁業を行っている。我らが[それを]知って[Delger らの]獲った魚をもらいたいと言うと、台吉 Delger は漢人を連れて来て禁止し、鉄を手にした。我らは事件が起こることを恐れて、不満をジャサクに報告しに来た。

と訴えた。これを受けた Bodi と Ubasi は、扎蘭章京 Arilkū を事情調査のために遣わし、同時にジャライト旗のジャサク貝勒に文書を送って事件の解決を求め、また嫩江の東岸はドゥルベト旗の遊牧地であることを強調した。これに対してジャライト旗は返信し、Moilasu などの漁場は自旗の管轄地であると主張した。このため、ジャライト旗は扎蘭章京 Rasi、ドゥルベト旗は扎蘭章京 Arilkū を派して、共同で現地調査を行わせた。調査の結果、Arilkū は Moilasu などの漁場は嫩江東岸、ドゥルベト旗内にあると旗に報告し、多耐站の站丁らもこれを支持する証言をした。しかし、ジャライト旗側はドゥルベト旗の主張を認めなかった。

両旗の認識にずれがあったため、ドゥルベト旗は黒龍江將軍衙門に文書を送ってこれまでの状況を述べた上、



將軍の管下にある站の輩は嫩江[沿岸]の 5 箇所に駐在している。このため、我らの困窮している台吉、下々の輩は站丁らと共に漁業を行って命を養って暮らしており、[互いに]親しくて歳月が久しくなった。Moilasu など 4 つの漁場は嫩江の東側にある。將軍衙門が協調すれば、ジャライト貝勒に書を送り、我らの 3 旗（ドゥルベト旗、ジャライト旗、ゴルロス後旗？）が將軍衙門で会同して土地の事を処理して区分し、下々の輩の命を養わせるようにしていただきたい。…（略）…土地を区分するまでは、下々の輩が網を設けて魚を獲って命を養うことを後回しにする。このため、できれば早く会同して処理したい。会同する日を[定めて]返信を送っていただきたい。

と求めた。ドゥルベト旗は、漁場の帰属問題が旗のみならず、將軍が直轄する站とも深く関係し、モンゴル人と站丁の死活問題に関わっていると強調した。なお、一方のジャライト旗には仲堆（Jongdoi）と哈岱罕（Qadaiqan）の 2 站があった<sup>2</sup>が、いずれもいわゆる蒙古站で、站丁は旗の箭丁から選出されたモンゴル人であり、彼らが漁業を営んでいた形跡は見当たらない。

さて、多耐站とドゥルベト旗からの訴えを受けた黒龍江將軍衙門は、ジャライト旗に文書を送って、

査するに、嫩江の東岸はゴルロス[後]、ドゥルベト両旗の地であり、嫩江の西岸はジャライト旗の地である。今、ジャライト旗の台吉 Delger らは境界を越えてドゥルベト旗と多耐站の輩の嫩江東岸の漁場をジャライト旗の地だと言い、道理を無視して占拠し、民人に貸して漁業を行わせている。また、站の輩が獲った魚を強引に持ち去ったことは、甚だ理がない。[漁場が]本当にジャライト旗の地であって、ドゥルベト旗のモンゴル人、站の輩が[そこで]魚を獲ったのであれば、これもまた道理にしたがって[ジャライト旗]貝勒が書を呈して、我が衙門に事情を陳述し、是非を取り調べて処理すべきである。どうして勝手に事件を起こしてよいものか。台吉たる者は人を管理する官であるのに、道理を弁えているのか。如何にして下々の輩を管理するのか。これは小さな事件であるが、早速明らかに取り調べて処理しなければ、今後不肖の台吉らが勝手な行動をとることになる。このため、ジャライト旗貝勒に書を遣わして、ドゥルベト旗と多耐站の輩が魚を獲る地を占拠した台吉、魚を強引に持ち去った台吉ら、事件に関わった輩を早速厳しく取り調べ、協理台吉 Ayusi に委ねて、11 月 19 日に多耐站到着するように連れて来させるがよい。我らの衙門から総管 Dzui Dai を遣わし、ドゥルベト旗の協理台吉 Ubasi を[多耐站到]行かせて、会同して漁場を明らかに調べ、詳細に問うて將軍衙門に報告させ、処理するがよい。

と述べ、漁場争いに関わったジャライト旗の人々、ドゥルベト旗と多耐站、將軍衙門の代

表を全部多耐站に集めて、紛争の解決を図ることを指示した。上の文面から窺えるように、将軍衙門の基本的な姿勢は、ジャライト旗を批判し、多耐站とドゥルベト旗を支持するものであった。この文書は同時にドゥルベト旗貝子にも送られた。

### 第3節 ジャライト旗の対応

将軍衙門の批判を受けたジャライト旗は、将軍衙門に文書を送って、ドゥルベト旗と多耐站が訴えた内容は実情に合わないと言主張し、自らの側が把握している状況について述べた。まず、ジャライト旗が取り上げたのは、多耐站に属する者 Yatu の事例であった。

漁場をめぐる紛争の最中の10月6日に、Yatu はジャライト旗のジャサク貝勒を訪れて、

私の父が[生きて]いた時に、大貝勒（ジャライト旗の前代の貝勒）、協理台吉は、「汝（Yatu の父）らが漁業を行う場所を求めるならば、Coyan、Turkin などの地を汝らに供与し、意のままに漁業を行うことを許可する」としていたのである。今、慈しんで場所を与えてくれたかつての台吉らは亡くなった。彼らに慈しまれていた我が父も亡くなった。今、汝らの旗の台吉 Delger らは網を設けて漁業を行い、網を設ける地を[民人に]貸しているの、私は自ら貝勒に網を設ける地を求めに来た。

と請求した。つまり、Yatu の父の代にジャライト旗の前代の貝勒、協理台吉らからもらった漁場が現在ジャライト旗の台吉 Delger らに奪われたため、Yatu は現貝勒に訴えて漁場を取り戻そうとしたのである。これに対して、ジャライト旗貝勒は、

遊牧地の土地、水面に関することは全て知っている。[それは]私が一人で受け継いだものであり、汝に与えるわけにはいかない。今年の10月15日に我が旗は皆寺に集まる。その時に会同して商議する。

と言って、Yatu を帰した。

23日、Yatu が寺で行われているジャライト旗の集会に行つて漁場に関する商議の結果を尋ねたところ、ちょうどこの時にドゥルベト旗の台吉 Erketu、Kuwecik らが漁場に関する談判に来た。このため、ジャライト旗のジャサク貝勒らは、Yatu に、

我らとドゥルベト旗は土地を争っている。両旗が争っている最中に[汝に土地を]与えるわけにはいかない。処理し終わった後、我らは我が旗に分けられた土地を見て[汝に]与えたい。

と告げた。これに対して、Yatu は、

私はドゥルベト旗と会合して漁業を行って獲った魚を分けて取っており、今年の年末まで網を設けた地で漁業を行いたい。

と言って、26 日に戻った。Yatu の要求が結局のところ叶えられたかどうかは不明である。しかし、ジャライト旗は、「咨文」の中で Yatu の一件に言及することで、帰属をめぐる争いが生じている Coyan、Turkin などの漁場は昔からジャライト旗の地であり、Yatu の父がジャライト旗から与えられ、Yatu がそれを引き継いだと主張したわけである。

また、ジャライト旗は將軍衙門に、

ドゥルベトの台吉 Erketu らは悪い考えを起し、事件を拡大する狙いを持って、站の筆帖式 Obotu と共に事件を起こしている。昔から嫩江の西岸で我が旗の輩が遊牧し、多耐站の輩と共に網を設けて漁業を行ってきたことは本当である。このため、我らは站の輩と土地を争っていない。

と訴えて、事件を起こしたのは Erketu と Obotu であって、ジャライト旗ではないと主張した。また、この文面から、多耐站はドゥルベト旗の他、ジャライト旗とも漁業を行っていたことが分かる。

さらに、ジャライト旗は漁場の位置についてもドゥルベト旗と異なる意見を出した。前述したように、ジャライト旗は扎蘭章京 Rasi、ドゥルベト旗は扎蘭章京 Arilkū を遣わして、共同で漁場を調査させたところ、Arilkū は Moilasu などの漁場は嫩江東岸、ドゥルベト旗内にあると旗に報告した。しかし、ジャライト旗はそれを認めず、現地調査の結果を以下のように將軍衙門に報告した。

[我が旗の]台吉 Coijab、扎蘭章京 Rasi らは[現地調査から]戻って来て、「我らがドゥルベトの台吉 Erketu、扎蘭章京 Arilkū と共に見ると、Coyan という漁場は嫩江の西にあり、獲った魚が 2 万 3 千[斤]あった。我が旗の台吉 Delger らが争っている Coyan 漁場の東北にある Koltako Olom[というところ]に旧嫩江が見える。見える旧江の地に一面の水があり、柳がある。…(略)…[旧]江を基準にして言うと、Coyan、Turkin、Moilasu などの漁場は皆嫩江の西側にあると言える。また、台吉 Erketu、扎蘭章京 Arilkū らに尋ねると、[彼らは]その場所の地を旧江だと言った」と報告した。

という内容であった。つまり、嫩江の川道が変化して西へ移ったが、ジャライト旗は嫩江の旧河道（旧嫩江）、ドゥルベト旗は現在の嫩江をもって両旗の境界線と見なしているのがある。旧嫩江を境界にすれば、紛争が生じている漁場は全部ジャライト旗の領内にあるこ

とになるが、現在の新嫩江を境界にすれば全部ドゥルベト旗の境域にあることになる。両旗の漁場争いは、境界に対する認識の違いによるものであったのである。

こうした認識に基づいて、ジャライト旗はさらに將軍衙門に対して、

旗毎に遊牧地を分けて歳月は甚だ久しくなった。地表が毎年洪水に壊されて、大きな江が小さくなったり、小さな江が大きくなったりすることが多い。このため、旧嫩江の地を境界にして、[ドゥルベト旗の]台吉 Erketu らが Coyan 漁場で獲った魚を 3 つに分けて、その場所は我が旗の土地であるため、3 分の 1 を我が旗に取らせ、3 分の 2 を台吉 Erketu らに取らせたい。[ジャライト旗の]台吉 Delger らが Moilasu で獲った魚は、その場所は我が旗の土地であるので分けないことにしたい。この間、台吉 Erketu らは Turkin 漁場で 10 万[斤]の魚を獲ったが、彼らのジャサク貝子に報告していない。その他、ジャサクである我らに報告せずに隠蔽しているものを、我が旗の台吉 Coijab、扎蘭章京 Rasi が取り調べたので、[獲った魚を]全部我が旗に取るべきである。[取り調べに当たった]輩はかなり寒い時期に何日も苦勞して甚だ憐れむべきであるため、[魚の]3 分の 2 を我が旗に入れて、3 分の 1 を彼らに与えたい。

と提案した。これはドゥルベト旗のジャサク貝子にも伝えられた。ジャライト旗は旧嫩江を境界にし、その西側で行われるドゥルベト旗の人たちの漁業に対して漁獲の 3 分の 1 を徴収し、隠蔽している者の魚は全部没収しようとしたのである。漁獲の 3 分の 1 を徴収することは、ゴルロス後旗が站台から魚租を徴収する方法に類似している。また、漁獲の規模の大きさから、一帯の漁業がかなり繁盛していたことが窺える。

この他、ジャライト旗は同旗における漁業の歴史について、

昔から我が旗の輩はそれぞれ旗内において網を作って漁業を行っていたが、後に数年の間、飢饉のために困窮して散り散りになっていた。乾隆 26 (1761) 年によく集めて来て、多耐站の輩が我が旗の貧困な台吉らと共に網を設けて漁業を行っている。

と述べ、ジャライト旗には昔から漁業が存在していたが、乾隆 26 (1761) 年から站丁と合作するようになったとしている。このことと、第 2 章で述べた乾隆 26 (1761) 年の諸事件、すなわちゴルロス前・後旗と吉林の境界分定、及びモンゴル旗の漁業利権確立との間に、何らかの関係があるかどうかは、史料の制約のため現段階では不明である。いずれにせよ、嫩江—松花江流域のモンゴル旗における漁業にとって、乾隆 26 (1761) 年が重要な年であったということだけは言えるだろう。

ジャライト旗は、以上のような説明や提案を將軍衙門に送る一方、將軍衙門の要求にしたがって協理台吉 Ayusi を多耐站到遣わし、ジャライト旗、ドゥルベト旗、多耐站、將軍衙門の四者による商議に参加させた。しかし、残念ながら、本章冒頭でも触れたように、

史料上の制限のため、その結果を明らかにすることはできなかった。新たな史料の発見に期することにした。しかし、本章で述べてきたジャライト旗、ドゥルベト旗、多耐站の漁業の実態、及び彼らの間に起こった争いの発端と過程から、清代中期の嫩江—松花江流域のモンゴル旗における漁業のあり方をより多面的に理解することができる。両旗の漁業は、第2章で述べたゴルロス前・後旗と異なるところも多くあり、一帯のモンゴル旗における漁業の多様性を表している。具体的にいうと、以下のようになる。

まず、ゴルロス後旗の場合、漁業は同旗のモンゴル人、站台丁及び民人によって営まれていたが、モンゴル人と站台が合作して漁業を行うことはなかった。一方、ジャライト旗とドゥルベト旗では、旗が站と協力して漁業を行うことがあった。しかし、旗が民人を雇って漁業を行わせたり、或いは漁場を民人に貸し与えたりすることは、各旗に共通して見られた。

次に、ゴルロス前・後、特に同後旗においては、漁業利権をめぐる紛争は主に旗と站台、駐防八旗との間に生じていた。しかし、ジャライト旗とドゥルベト旗では、紛争の主たる当事者は両モンゴル旗であった。

さらに言えば、ジャライト旗とドゥルベト旗の境界紛争の結末は現段階でははっきりしないが、漁業利権問題を通じて両旗の境界がより明確化されたであろうことは、想像に難くない。これはゴルロス前・後旗と吉林、黒龍江との境界分定と通底するものであり、一帯のモンゴル旗の境域・境界の形成に漁業利権問題が大きく関係していたことを意味する。

## 【注】

---

- <sup>1</sup>「乾隆 30 年 11 月 19 日付ジャライト旗多羅貝勒 Lobsangsirab（羅卜藏錫喇布）等奏黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門檔案』33-1765：129-148（AA 研所蔵）。
- <sup>2</sup>金峰「清代内蒙古五路駅站」、呼和浩特市蒙古語文歴史学会編印『蒙古史論文選集』第 3 集、339～340 頁（原載は『内蒙古師範学院学報 哲学社会科学版』、1979 年第 1 期）。

## 第4章

### 清代中期におけるモンゴル旗の漁業利権と境域形成

#### —ゴルロス後旗の事例を中心に—

##### 第1節 モンゴル旗の境界

清朝に帰服した後、モンゴル各部には旗制が敷かれ、旗の領地である旗地が画定された。こうして、モンゴル人の旗界を越える移動は制限された。

旗地、つまり旗の境域について、矢野仁一氏は「旗の観念は限界の一定した旗地を有することを必要とし、遊牧地は次第に局限されて終に旗地が出来ようになることは自然の勢いとも言うべく、清朝の前に全く無かった旗が清朝になって始めて出来たものとも考えられない。…（略）…清朝は天聰 8（1634）年以来旗を設けて牧地の限界を定めるといふことをして居る<sup>1)</sup>」、と述べている。田山茂氏は、矢野氏の認識を踏まえて「清朝が天聰初年に内蒙古の旗を設定するや、所謂欽定地界を設け、旗の範囲を確定した。この後も旗の設定に伴い旗界の劃定が行われ…（略）…顕著な自然的境界に乏しい所では、オボ(鄂博)を設けて境界を明らかにした。…（略）…旗界の冒越は禁止されたが、慣習によって認められた所では、他旗に属する牧地、採薪地、水等の利用はしばしば行われている」と述べ、また「旗界の設定は清朝になって新しく始められたように考えられているが、実は従来の慣習を踏襲したもので、氏族、アイマク、オトク等においても、森林、山、河川、湖沼等が相互の境界になったことがある<sup>2)</sup>」、と指摘している。

岡洋樹氏は、旗（ジャサク旗）の成立する条件として、「ニルを中心とする軍事的編成、給地、扎薩克の任命等」をあげた矢野氏と田山氏の指摘を原則的に正しいと認めながら、それらを旗の制度上の三属性とみなして、それぞれに対して論証を行っている。この内、「給地」とは、旗の牧地の画分・給与を意味し、したがって給地には旗地の境界の画定が伴うことになる」と述べて、康熙 30（1691）年のドロンのノール会盟から乾隆 46（1781）年までのハルハの西三盟の牧地の変遷と盟界定定について検討を行っている<sup>3)</sup>。しかし、内モンゴルにおける盟旗の境界画定については言及していない。

胡日查氏は、明朝末期から清朝初期までのホルチン部牧地の変遷と、その歴史的背景を概ね明らかにしている。しかし、ホルチン各旗の間の境界や、ホルチンと周辺地域の境界については、ほとんど言及していない<sup>4)</sup>。金海氏らは、旗地に関するこうした先行諸研究の成果を踏襲して、「崇徳元（1636）年から清朝は外藩モンゴルの各部にジャサク旗を設立し始め、康熙 9（1670）年に至って内モンゴル地域に 49 のジャサク旗を設置して、各旗の牧

地の境界を概ね画定した。旗の境界の画定は長年モンゴル各部の間で起こって来た牧地をめぐる紛争をある程度解消し、…（略）…ジャサクは旗内の山林、土地、鉱山などの自然資源に対して伝統的な支配権を持っていた<sup>5)</sup>、と述べている。しかし、個々の旗における境域確定の具体的なプロセスを跡づけた研究は、管見の限りほとんど存在しない。

清朝前・中期から始まった民人による蒙地開墾や、清朝末期の蒙地開放、満洲国期の蒙地奉上が、内モンゴル、特に内モンゴル東部地域に大きな影響を与えたことは言うまでもない。したがって、近現代内モンゴル史研究において蒙地問題は重要な分野であり、多くの成果が世に問われている。しかし、蒙地問題を扱う場合、まず「蒙地」の範囲、つまり旗の境界を明確に把握することが前提であるはずだが、蒙地問題に関する先行諸研究は、旗の具体的な境域が如何に形成されてきたかという問題に、ほとんど目を向けてこなかった。

ところで、旗界とは、別の言い方をすれば、旗の利権が及ぶ範囲を示すものである。旗の利権としてまず思い浮かぶのは、旗に属するモンゴル人が自旗の土地を利用できるということであるが、それ以外に、旗人以外の者が旗内で農業や漁業を営む場合、そこから租（地租や魚租）を徴収する権利というものも考えられる。そして、本論文が考察の対象としている嫩江—松花江流域のモンゴル各旗の場合、第2章・第3章ですでに付随的に言及したように、漁業利権をめぐる紛争処理の過程で、それまで曖昧であった旗の境域が明確化するという現象が見られる。そこで、本章では、ゴルロス後旗を対象に、旗の漁業利権と境域形成の関係を、特に將軍衙門管轄地との境界に焦点を当てて詳細に検討してみたい。

## 第2節 呼蘭城の設置と境界線の画定

雍正12（1734）年、黒龍江將軍卓里海（Jorhai）らは、寒冷期にカルン（見張り所）が撤去されると、呼蘭河一帯を人參盜掘者が多く往来するため、付近に城を建てて官兵を駐在させ、盜掘を取り締まらせることを奏請した。軍機處は雍正帝の指示によってこの件を審議し、黒龍江將軍卓里海と吉林將軍杜賚（Dulai）に現地を調査させ、官兵を駐在させるべき否か、駐在させるとすれば具体的にどこかを商議して報告するよう指示した。兩將軍は現地を調査した後、

呼蘭河の北岸の土地は肥沃で、農地を開墾して耕すによい。樹林が近く、鳥、獸、魚が豊富で、ここに兵を駐在させれば有益であり、人參を盜む輩を巡察して調べさせることができる。伯都訥からグワルチャの丁180名、チチハル城にある兵の中から320名を選んで、全部で500名を集めて8牛录に編成して駐在させ、城守尉、副官、牛录章京、驍騎校などの官を設置して管理させ、兵の家族を移して、家屋、城を造らせたい<sup>6)</sup>。



と報告した。この提案は裁可され、翌雍正 13 (1735) 年に呼蘭城が建設される<sup>7</sup>。

呼蘭は西方でゴルロス後旗、ドゥルベト旗と隣接するため、雍正 13 (1735) 年 11 月 6 日に呼蘭城守尉博羅那 (博羅那) は、黒龍江將軍衙門に文書を呈して、

呼蘭の地はゴルロス＝モンゴル人と接している。我らが住んでいるところは禁山に近く、双方の間に境界を定めていないため、悪者たちを取り調べて逮捕したり、盗賊の痕跡を探し出したりするのが難しい。査するに、ゴルロス[後]旗の輩は元から彼らの東端の荘である Alak Biyoro の地にカルンを設置している。… (略) …彼らが元々住んでいる Alak Biyoro カロンを境界にしていただけでないか。南端は Taktu 村の辺りとし、松花江の岸から始まって Alak Biyoro に至り、北方は Tarhūn[河]の源、… (原文判読不能) の源、Carbadan、Mudun に至るようにしたい。これらの地は全て呼蘭河の横 (西) から 6、70 里離れたところである。また、Carbadan、Mudun から北はドゥルベト旗の地である。ドゥルベト旗とも境界を定めるならば、Carbadan から Tungka 河を境界として定めたい<sup>8</sup>。

と述べ、モンゴル旗との境界線の画定を求めた。また、今後呼蘭の地を往来するモンゴル旗と吉林管下の人々に、捺印した票照を持たせることを提案した。

黒龍江將軍衙門は博羅那の提案を受け入れて、同年 11 月 22 日、同時にゴルロス後旗とドゥルベト旗に文書を送り、ゴルロス後旗に対して、

査するに、汝らのゴルロス[後]旗の東端に Alak Biyoro カルンが設置されている。従来通り、汝らが元から住んでいる Alak Biyoro カロンを境界として定めたい。南端は Taktu 村の辺りとし、松花江の岸から始まって Alak Biyoro に至り、北は Laha Holo に至るまでを境界を定める。このため、汝らの旗の輩に伝達して戒め、これ以降定めた境界を決して妄りに越えさせてはならない。事情があつて往来するならば、捺印した票を持って往来するがよい。捺印した票がなければすぐさま逮捕する。

と伝えた。ドゥルベト旗に対しても、

南端の Laha Holo から、北は Huyur 河の Emece の渡し場、Orin Moo の地に至るまでを汝らドゥルベト旗の地として境界を定める。これより後、汝らドゥルベト旗のモンゴル人に Huyur 河の Emece の渡し場、Orin Moo の地から内 (呼蘭側) へ、定めた境界を決して妄りに越えさせてはならない。事情があれば、捺印した印書を持たせて往来させよ。印票がなければすぐさま逮捕する<sup>9</sup>。

と境界線の設置を伝え、厳守するよう要求した。そして、將軍衙門は翌 23 日に呼蘭城守尉

博羅那に、ゴルロス後旗とドゥルベト旗に送った文書の内容を伝えた<sup>10</sup>。

以上から、黒龍江側が一方的に境界線の画定を決め、モンゴル旗はそれに参与しなかったことが分かる。また、少なくとも呼蘭城が設置されるまで、両旗の東方、つまり呼蘭に接する側には、明瞭な境界線はなかったと考えられる。なぜなら、旗の東側に境界線があったとすれば、黒龍江側は境界線を画定する際にそれを参考にすることはせずであるし、もし黒龍江側が画定した境界線が元々あった旗の境界と合わなければ、旗は黒龍江側に異議を申し立てたはずだからである。しかし、ゴルロス後旗とドゥルベト旗はこの境界画定案を異議なく認めたようである。

翌乾隆元（1736）年4月17日、黒龍江將軍衙門はゴルロス後旗に文書を送り、上述の前年11月22日付文書の内容を繰り返した上で、

今呼蘭城守尉博羅那は、「我らが駐在する呼蘭城の境界に、ゴルロス〔後旗鎮国〕公の側では今に至るまで境界を分ける目印のオボを立てていない」と呈している。このため、公の方から城守尉博羅那と共に期日を約定し、それぞれの側から官を遣わして境界を示す目印のオボを立てよ<sup>11</sup>。

と指示した。こうして、呼蘭に駐防官兵が配置されるにともない、呼蘭とゴルロス後旗・ドゥルベト旗との間の境界線が画定されたのである。

### 第3節 漁業利権に絡んだ境界争い

第2章において述べたように、呼蘭城が設置された後、呼蘭城を吉林と黒龍江をつなぐ站台路と結び付けるために、黒龍江將軍衙門はゴルロス後旗内にある烏蘭諾爾站と呼蘭城との間に6つの台を設置することを奏請して、許可を得た。このため、乾隆元（1736）年12月4日に將軍衙門はゴルロス後旗に文書を送り、6つの台を設置して、台毎に10人の台丁を駐在させることを通知した<sup>12</sup>。

站台丁はゴルロス後旗に駐在した後すぐに漁業を始めたが、当時のゴルロス後旗は漁業を行っておらず<sup>13</sup>、旗内での站台丁の漁業に対して魚租を徴収するのみであった<sup>14</sup>。しかし、漁業活動の活発化を見た同旗のモンゴル人は、漁業の経済的意義を認識し、自ら漁業経営に乗り出す。こうして、旗と站台との間に漁業利権をめぐる争いが多発し、站台丁が魚租を納めないことも多く生じた<sup>15</sup>。乾隆26（1761）年、モンゴル旗の魚租徴収権が清朝政府に認められ、黒龍江側もそれを認めざるを得なくなった。漁業利権を確固たるものにしたゴルロス後旗は、今度は旗の漁業利権が及ぶ範囲、つまり旗の境界をめぐる呼蘭と争うようになる。

呼蘭城と站台が設置された後の乾隆4（1739）年から、黒龍江將軍衙門は毎年のように

兵に貢魚を獲らせたが、兵は忙しくて貢魚を獲る時間がなかった。これを知ったモンゴル人や站台丁は、自ら進んで兵の代わりに貢魚を獲り、漁獲の一部を自分の収益とした。この漁業が行われた場所は Ailangkū と Tarhūn というところであったが、当初、これらの場所をめぐる紛争はなかったようである。しかし、乾隆 26 (1761) 年に漁業利権を確立させたゴルロス後旗は、黒龍江側に対して、Ailangkū と Tarhūn も旗の境域内にあるので、翌乾隆 27 (1762) 年から両地を旗に引き渡すよう要求するようになった<sup>16</sup>。これが境界をめぐるゴルロス後旗と呼蘭の争いの発端である。

ゴルロス後旗は、Ailangkū と Tarhūn は旗の領域内にあり、旗が元からそこで漁業を行っていたが、站台丁が貢魚を獲る目的で両地を奪い取った、と黒龍江將軍衙門に訴え、裁決を求めた。將軍衙門は、当該の土地が呼蘭城に近いので、城守尉と協議して紛争を解決するよう返答した。このため、ゴルロス後旗は管旗章京 Nomungerel を遣わして呼蘭城守尉と商議させたが、城守尉は雍正 13 (1735) 年に境界を画定した際の檔冊を根拠に、Ailangkū と Tarhūn は呼蘭の境域内にあると主張し、その内容を文書にまとめて乾隆 27 (1762) 年閏 5 月 19 日に同旗に送った<sup>17</sup>。

挫折したゴルロス後旗は仕方なく、同年 10 月 13 日に再び將軍衙門に書を送って両地の返還を求めたが<sup>18</sup>、11 月 4 日、將軍衙門は呼蘭城守尉と同じく、雍正 13 (1735) 年の境界分定を根拠として同旗の要求を拒否し、当時の境界分定の一件は檔冊に記録されているので旗の檔冊を調べるようにと指示した<sup>19</sup>。これに対して、ゴルロス後旗は 12 月 8 日に將軍衙門に書を送り、

境界を定めた書が我らのジャサクの檔冊にあるか否かを調べよとのことであるが、乾隆 21 (1756) 年の春にジャサクの檔冊は全て野火に焼かれたため、全く調べる証拠がない。査するに、去年の秋、欽差貝子、大臣、王、將軍、副都統らが会同して、呼蘭口からこちらを我らの管轄地とし、図を描いて上奏した。… (略) … 站の輩が Ailangkū、Tarhūn の二つの漁場を争う事件を起こすかもしれないため、我らのもとから二人の官と甲兵を遣わして監視させている。[呼蘭]城守尉衙門からも官兵を遣わして監視させるよう、將軍衙門が定めて処理していただきたい<sup>20</sup>。

と要求した。そこで、將軍衙門は呼蘭城守尉に命じて調査させたが、城守尉は、Ailangkū、Tarhūn は呼蘭の領域内にあるため、官兵を遣わして監視させる必要はないと報告した<sup>21</sup>。將軍衙門は乾隆 28 (1763) 年 1 月 25 日にゴルロス後旗に返信して、

この定められた呼蘭の境域内にある Ailangkū、Tarhūn という地について、ゴルロス＝モンゴル人はこれ程の歳月が経っても漁労せず、また争って書を送って来なかった。今、ゴルロス[後]旗の公が幼くて事務を処理していないため、協理台吉らが昔定めた事に遵わず、彼らの旗の檔冊を野火に焼かれたという口実を作ってひたすら争い、我らの衙門

に書を送ることは、理に合わない。本当に檔冊が焼けたと言うのであれば、我らの衙門、ドゥルベト旗のところにみな記録した檔冊がある。[その檔冊を] 調べて処理すべきである。どうして意の儘に処理することができようか。協理台吉らが[衙門の] 意見に納得せず、別の事情があるならば、協理台吉らは自ら我らの衙門に来て、会同して事情を究明して処理しよう<sup>22</sup>。

と述べ、旗の協理台吉らを厳しく批判すると共に、問題処理の方法を提案した。しかし、同旗は將軍衙門の提案に応じず、ジリム盟長色旺諾爾布に書を送って、

乾隆 26 (1761) 年に、欽差大臣たる貝子瑚圖靈阿は、吉林將軍恒祿、盟長、王らと会同して松花江の地に境界を定め、… (略) …松花江の北側に沿って呼蘭河に至るまで、12 箇所に碑を立てて[境界を]分け、旨を請うて上奏して定めたのである。今、呼蘭城の人々は、我らの Ailangkū、Tarhūn の二つの地に勝手に網を設けて民人を住まわせている。… (略) …王 (ジリム盟長) らは[黒龍江]將軍衙門に文書を送り、彼らの輩 (民人) を連れ戻すために捕らえさせてくれないか<sup>23</sup>。

と、民人容留問題にも言及しつつ、解決のための助力を求めた。

盟長は、ゴルロス後旗の求めに応じて黒龍江將軍衙門に書を送り、乾隆 26 (1761) 年の境界分定について説明した上、容留民人を連れ戻すよう要求した。このため、將軍衙門は呼蘭城守尉查明阿 (Camingga) に指示して現状を調べさせた。查明阿は佐領 Onhele を遣わして調査させたが、その結果は、

呼蘭河から松花江北岸に沿って、雍正 13 (1735) 年に境界を定めた Taktu 村に至るまでを調べたところ、[呼蘭]城から西へ 60 里行く間に Tarhūn、Ailangkū という二つの漁場が設けられ、元々境界と定めた Taktu 村から東へ 20 里に Ike 村があり、そこから内 (東) 側の松花江北岸に沿って漁業を行っている。全く元々定めた境界を越えて、モンゴル人の地に至ってはいない。これらの漁労する人は全部我らの地の旗 (駐防八旗) や站台の輩であり、モンゴル人を雇って漁業を行っている。Taktu 村から呼蘭河に至るまで、全く設けられた碑はない。この二つの地、漁業を行っている場所は、全て我らに分けられた境界の中の地であることは事実である。

というものであった。そこで、乾隆 29 (1764) 年 3 月 24 日、將軍衙門は調査結果を盟長に知らせた上で、

呼蘭河は北から流れてきて、[呼蘭城の西をってから]城の東 (東南) へ曲がり、20 里先で松花江に合流する。この地をもし彼らゴルロス[後]旗の管轄地にすれば、[旗の

管轄地は]呼蘭城を東に 20 里余りも越え[て延び]ることになる。そのみならず、王は自ら欽差大臣らと共に会同して境界を定めたことについて、全く我らの衙門に書を送らなかつた。また、呼蘭河に至るまで 12 箇所に碑を立てて[境界を]分けたと言うが、[碑を]立てた 12 箇所の名前や、[それが]どの辺りにあるかも全く我らの衙門に詳しく通知する書を送らなかつた。今、協理台吉 **Nomungerel** が元々（雍正 13 年に）定めた境界を王に書を送って知らせなかつたのは非である。元々定めた境界は歳月が久しくなっており、それを上奏せずに変えることはできない。我らの衙門から送った書を王が見て、符合しなかつたら、王に会って商議し、[**Nomungerel** が]上奏した元の事（乾隆 26 年の境界分定）、呼蘭河に至って碑を立てた 12 箇所の名前を明らかにして書を作って送って来た時に、我らの衙門で詳細に調べて処理したい<sup>24</sup>。

と述べた。

以上のやり取りからは、雍正 13（1735）年に行われた呼蘭とゴルロス後旗との境界画定はジリム盟長に知らされず、一方、乾隆 26（1761）年の吉林とゴルロス前・後旗との境界分定は黒龍江將軍衙門に知らされなかつたように受け取れる。しかし実際には、第 2 章第 5 節で触れたように、乾隆 26（1761）年の境界分定の結果は、ジリム盟長からゴルロス後旗に伝えられ、同旗は同年 12 月 5 日にそれを將軍衙門に転送していた。ただし、当時 12 箇所に境界を示す碑を立てたとゴルロス後旗は強調しているが、実際のところは、碑を立てるために盟長から遣わされた協理台吉 **Sewenjab** が、当時はゴルロス後旗と站台が漁業利権をめぐる紛争の最中であつたため、碑を立てずに戻つたのである<sup>25</sup>。その後も碑は後立てられることがなかつたようである。したがって、碑を立てた場所を探し出すことも、碑の存在を証明する根拠を示すことも不可能であつた。また、將軍衙門が強調している境界線は、雍正 13（1735）年に定めたものと一致し、**Tarhūn** と **Ailangkū** がその境界線の東にあるのは間違いない。一方、ゴルロス後旗が主張する境界線は、呼蘭河と松花江との合流点から始まるというもので、明らかに雍正 13（1735）年の境界とは合わなかつた。

根拠を提示することができないゴルロス後旗は、再び站台丁の漢人容留問題に重点を移し、**Tarhūn** と **Ailangkū** の地を調査して、そこに 100 人くらいの漢人が容留されていると、乾隆 29（1764）年 4 月 23 日に盟長と將軍衙門に訴えた<sup>26</sup>。將軍衙門が早速呼蘭城守尉に現状を調査させたところ、漁期でないためそこには漁場を見張る数人の漢人しかいなかったが、遊牧している数人のゴルロス後旗モンゴル人に出会つたとの報告がなされた<sup>27</sup>。前述したように、境界が決められた当時、將軍衙門は票照なしで境界を越えて往来することを厳禁したが、現実にはそれは緩やかなものであつたことが分かる。

一方、ゴルロス後旗は、旗内にある站台が耕作している土地の面積を調査し、それが站台から四方へ 10 里先まで及んでいることを知つた。同旗は直接理藩院に書を送って調査結果を陳述し、站台に使わせる土地の面積に関する規定がなかつたため、それを決めてくれるよう要求すると共に、漢人容留問題をも訴えて、站台丁の漢人雇用を止めさせて代わり

にモンゴル人を雇用させることを求め、さらに、かつて理藩院から站台丁にモンゴル人を優先して雇用させるよう指示があったが、旗の檔冊が全部焼けたので確認することができないため、理藩院で調べて確かめることを要請した<sup>28</sup>。その一方で、同旗は呼蘭との境界争いについては何も述べなかった。これに対して理藩院は、黒龍江將軍衙門とジリム盟長に対し、站台の使用する土地の面積を調べて定めてから理藩院に報告するよう求めたものの、ゴルロス後旗の他の要求には応じなかった<sup>29</sup>。

このため、黒龍江將軍衙門が站官に命じて站台が使用している土地を調査させたところ、扎喀霍碩台は窪地に位置しているため、やや高い丘陵地を選んで台から 15 里先に至るまで耕作しているが、他の 7 站台は、站台から 10 里以内の範囲で耕作していることが分かった<sup>30</sup>。以上の経緯から見れば、呼蘭との境界争いに失敗したゴルロス後旗は、旗内の站台が使用する土地の面積を明確にして、境界争いの再発を未然に防止しようとしたと考えられる。

乾隆 29 (1764) 年 8 月 8 日、黒龍江將軍衙門は、理藩院とゴルロス後旗の要求にしたがって調べた結果を全てジリム盟長色旺諾爾布に伝えた。また、Nomungerel を始め、ゴルロス後旗の台吉らが漢人を容留していることを告発し、さらに、

Nomungerel らが利益を得ることに努め、盟長、王（色旺諾爾布）を相手にせず、分を超えて勝手に[理藩]院に書を呈したことは、甚だ適切でない。このため、我が衙門から明らかに調べたところを書にして王に遣わした。王のもとでこの件を詳しく調べて、これらのことについて協理台吉 Nomungerel らに尋問し、如何に処理すべきかを王のもとで定めて議して、書を送っていただきたい。或いは有能な大臣、官職に就いている台吉らを遣わして、我らの衙門に書を送り、会同して定めて議した上、院に書を送ろう。これらのことについて、王のもとで定めた上、速やめに書を送っていただきたい<sup>31</sup>。

と、ゴルロス後旗が盟長を経由しないで直接理藩院に書を送ったことを非難し、事件の速やかな解決を要請した。しかし、ちょうどこの時期に盟長セワンノルブが木蘭圍場に行つて不在であったため、事件の解決は盟長の帰還を待たなければならなかった<sup>32</sup>。同年 10 月 3 日に盟長は旗に帰還し、早速翌日に黒龍江將軍衙門に書を送って、素早く事情を調べさせてから処理したいという旨を伝えた<sup>33</sup>。

この後、ゴルロス後旗内に居住している漢人の状況を詳しく把握した盟長色旺諾爾布は、10 月 28 日に黒龍江將軍衙門に書を送って、状況を知らせた上、

[ドゥルベト旗]協理台吉 Ubasi、[ジャライト旗協理台吉]Ayusi らを遣わして、事件に関わった[ゴルロス後旗の]協理台吉 Nomungerel、Lobdzang、台吉 Bišuwa、Mookuo、Mahadan、Masi ら、事件に関わったあらゆる輩を共に 11 月 20 日までに將軍衙門に到着させるよう派遣し、会同させて事件を処理したい<sup>34</sup>。

と提案した。ゴルロス後旗台吉らの行動は盟長の不信をかったため、ドゥルベト旗とジャライト旗の協理台吉らが事件の処理を担当する一方、事件に関わったゴルロス後旗の台吉らは全員調査の対象となったのである。

同年 12 月 7 日、黒龍江將軍衙門は Ubasi、Ayusi らと処理した結果をジリム盟長色旺諾爾布に伝えて、意見を求めた。それは、

チチハル城から南へ伯都訥、呼蘭の兩地に通ずる[站台]路に駐在させた站台の内、3 站をドゥルベト旗の遊牧地の中に駐在させている。8 站台をゴルロス旗の遊牧地の中に駐在させている。これらの站台とモンゴル人が住んでいる村莊との間は、1 里から 10 里に至るまで一様でなく隔たっている。元々農地を分けて定めたことがなかったため、站台丁らもモンゴル人も共に、それぞれ能力を見て、空いているところ縦横に、互いに交錯して開墾して農地を耕作した。今に至るまで、開墾して耕作し、家畜を放牧するところは甚だ広く、站台の輩とモンゴル人は全く互いに争って訴えることはなかった。改めて[站台が使用する土地の面積を]定める必要はない。また、査するに、站台の輩に民人を雇わせず、ゴルロス後旗のモンゴル人を雇ってほしいという[理藩]院の書は全くなかった。[このような書は]ドゥルベト、ジャライトの兩旗にもなかった<sup>35</sup>。

という内容であった。これは、これまでゴルロス後旗の協理台吉 Nomungerel らが訴えてきたことを覆すものであった。こうした事実を突き止められた Nomungerel らは、

事件を未然に防止しようと考えて、站台が使用できる土地の面積を定めようと求めた。しかし、站台と旗の耕地が交じり合っ分けるのが難しいことを考えたことはなく、[自分が]愚かであった。今は啓発を受けて、自分が誤りを犯し、非であったことを認識した。これより後、旗と站台はそれぞれ自分の力に頼って耕作し漁労して、互いの争いをなくそう<sup>36</sup>。

と、事実を認めて反省の意を表明するしかなかった。

黒龍江將軍衙門は、こうした状況を盟長色旺諾爾布に伝え、盟長が賛同すれば、盟長の名前を入れた文書を理藩院に送って報告したいと求めた。12 月 20 日、盟長はこのような処理方法を認める意思を將軍衙門に知らせた<sup>37</sup>。翌乾隆 30 (1765) 年 1 月、黒龍江將軍富僧阿 (Fusengga) は、理藩院に文書を送って上述の処理結果を報告した<sup>38</sup>。

こうして、漁業利権と境界の問題をめぐるゴルロス後旗と黒龍江側との争いは決着がついた。ゴルロス後旗は站台丁や民人から魚租を徴収する利権を確立させたが、雍正 13 (1735) 年に画定された呼蘭との境界を変更しようとする企図は失敗に終わり、東側の境界は最初に定められた通りに落ち着いた。おな、その後も双方の間には漁業利権をめぐる紛争がしばしば起こるが、それは確定済の境界や、旗の漁業利権のあり方自体に影響を及ぼすほどの

問題ではなかった。

#### 第4節 ゴルロス前・後旗と吉林の境界分定

第2章においては、ゴルロス後旗と旗内の站台との他、ゴルロス前・後旗と吉林管下地域との間にも漁業利権をめぐる争いが生じ、その解決にともなって両旗の漁業利権が確立された過程を明らかにしたが、本節では、境界問題という視点からその過程を捉えなおしてみたい。なお、史料上の制約により、本節で引用する史料は大部分が第2章で用いた史料と重複しているので、そのことをあらかじめ断っておきたい。

漁業利権をめぐるゴルロス前・後旗と吉林との争いを解決するため、乾隆26(1761)年に吉林將軍恒禄は伯都訥副都統傅良に命じて現地調査を行わせた。傅良の調査によると、当時は、

[松花江沿いの]Ihan Meleku より下流へ拉林(Lalin)口に至るまで、旗人、站台の人々、民人が漁業を行っている。…(略)…松花江を境にして、江の向こう側に住んでいるモンゴル人も漁業を行っている。このため、[吉林とモンゴル旗の双方が]互いに争って毎年訴訟案件が多発している<sup>39</sup>。

という状況であった。つまり、松花江の右岸では駐防八旗の旗人、站台の人々、民人が、松花江左岸ではゴルロス両旗のモンゴル人が漁業を行っていたのである。

乾隆26(1761)年5月21日、恒禄と傅良は吉林副都統増海と共に上奏し、上記の状況を陳述した上で、

奴才我らが取り調べたところ、初めて伯都訥の地に兵を駐在させてから松花江を境界と為し、東岸に站台を連ねて駐在させ、西岸にモンゴル人が居住している。…(略)…現在、松花江の西岸に居住しているモンゴル人が、江を渡って東岸に来て[漁]場を奪い合い、互いに争って訴えることは、現段階では大きな事件になっていないが、将来殴り合って人命事件にまで発展し、窃盗したり強奪したり、他人を殺害するなどの事件が発生することを本当に無くさなければならない<sup>40</sup>。

と述べた。松花江東岸の伯都訥一帯に站台が設けられたのは康熙25(1686)年のことであったが、伯都訥に駐防八旗が設置されたのは6年後の康熙31(1692)年であった。上の上奏文からわかるように、站台が設けられた当時、站台とゴルロス両旗との間に境界線は設定されず、康熙31(1692)年、駐防八旗が設置された後、ゴルロス両旗と伯都訥との間で松花江を境界とした。しかし、乾隆年間には、双方は境界を越えて漁場を争うようになって



ていたのである。

恒禄らはさらに、

境域を分けて境界線を設定し、網を計算して税を収める定例を定め、訴訟の発生を根絶すべきである。奴才我らの愚かな考えでは、拉林と阿勒楚喀（Alcuka）の 8 網は、以前すでに閑散満洲に分与し、閑散満洲は[それを]糧にしているので、聖主の広大な天恩を請うて、従来どおり閑散満洲に賞賜してほしい。松花江の西岸と北岸のモンゴル人が持っている 4 網も、糧にする漁業のために設けられたものなので、…（略）…従前どおり彼らの糧にし、聖主の天恩を請うて、網の税を取らないことにして、[モンゴル人に]こちら側の岸に来て漁業を行わせないように厳禁したい。…（略）…松花江の東岸、南岸に居住している旗人、站台の人々、民人の現在所有する 17 網については、それぞれの地で漁業を行わせ、向こう側の岸で漁業を行わせないようにし、全部こちら側の岸で漁業を行わせて、網毎に毎年各 20 両銀の税を徴収したい<sup>41</sup>。

と提案した。6 月 4 日、乾隆帝はこれに賛同した上で、

ただ、これを特に大臣たちが取り調べて定めなければ、分けた境界が公平でないかもしれない。貝子瑚图靈阿を遣わしてそこに速やかに行かせ、恒禄、傅良、また当該地域の盟長[色旺諾爾布]たちと会同して、悉く取り調べて境界を定め、ひそかに境界を越えて漁業を行うことを厳禁して、訴訟案件を永遠に無くし、彼らの生計に資するがよい<sup>42</sup>。

と上諭を下した。

7 月 15 日、貝子瑚图靈阿と吉林將軍恒禄らは調査した結果を上奏し、

拉林口に至るまでの[松花江の]こちら側（右岸）は伯都訥の管轄地であって、江の向こう側（左岸）は、ゴルロスのジャサク公錫喇博第（Sirabodi、ゴルロス後旗）、ジャサク台吉阿喇布坦（Arabtan、ゴルロス前旗）の両旗の管轄地である。漁業を行う旗人、站台の人々が江の向こう側（ゴルロス前・後旗側）で漁業を行う際、モンゴル人に魚銀（魚租）を納める者もあり、獲った魚を分けて[その一部を]納める者もいる。全く納めない者もいる。…（略）…拉林口から下流のこちら側は拉林の管轄地であり、あちら側はモンゴル人の管轄地であって、以前から松花江両側の岸を境界にして、それぞれ境界の内側で漁業を行っているので、極めて明白である<sup>43</sup>。

と述べた。ここから、ゴルロス後旗と拉林、阿勒楚喀との境界も画定されていたこと、しかし一方、松花江水面には境界線がなかったことが分かる。このことは、ゴルロス前・後

旗と吉林管下の旗人・站台丁の間の漁業利権をめぐる争いを複雑化する一因となった。

そこで、貝子瑚图靈阿と恒禄らは今回の境界査定について、

元来松花江の両側を境界として分けたことは、すでに極めて公平であって明白であるため、従前通り松花江を境界にしたい。…(略)…内外(吉林とモンゴル旗)の境界を明らかに定めたが、それぞれの漁場をしかるべく分けて定めて境界の印を設置しなければ、兩岸を行き来して漁場を破壊したり、また互いに争って訴訟を起こしたりするかもしれないので、それぞれの管轄の衙門によって網毎に境界の印を設置し、…(略)…設置した境界の印を越えて漁業させないようにし、…(略)…所轄の副都統衙門、ジャサクらの檔冊に記録させて、検査に備えさせたい。…(略)…このため、松花江を境界にすることを地図に描いて、併せて謹んで呈する。

と、松花江水面における境界を明確化することを奏請し、7月26日に乾隆帝の許可を得た<sup>44</sup>。こうして、ゴルロス後旗の南側の境界も、漁業利権をめぐる紛争を契機として確定したのである。

## 第5節 境界画定の歴史的意味

前節までの検討を通じて、ゴルロス後旗の黒龍江・吉林將軍管轄地との境界が画定された背景と過程、及びそれが旗の漁業利権と如何なる関係を有していたかを、おおむね明らかにすることができたと思う。同旗のようなモンゴルの辺縁に位置する旗においては、旗の設置と共に境域が画定したのではなく、周辺に駐防八旗などの新たな機関が設けられることによって、はじめて境界画定が行われたが、境界といっても、当初のそれは必ずしも厳密なものではなかった。しかし、隣接する駐防八旗や站台との間に漁業利権などの経済的利益をめぐる紛争が生じると、境界はより精細に再画定され、こうした過程を経て、旗の境界が次第に明確な姿をとるようになっていったのである。

第1章において述べたように、清朝初期、呼蘭河と松花江の合流点一帯は元来ホルチン＝モンゴルの支配下にあったグワルチャ人の居住地であり、彼らはそこで漁業と狩猟を営んで生活していた。また、シボ人は嫩江と松花江の合流点附近の伯都訥と卓爾門を中心に、松花江の左右両側にまたがって居住していた。したがって、清朝初期、嫩江と松花江の合流点一帯、及び呼蘭河と松花江の合流点一帯は、ホルチン＝モンゴルの境域に含まれていたと言えるであろう。しかし、康熙31(1692)年にチチハル、伯都訥、烏拉到に駐防八旗が設置されたことにより、シボ人とグワルチャ人は駐防八旗に編入されて原住地を離れ、シボ人はさらに京師や盛京などへ移動した。彼らの原住地には駐防八旗が置かれ、モンゴル旗との境界線が定められる。ゴルロス後旗は当初、そのことを重視せず、黒龍江側の措置

を簡単に受け入れた。その後、漁業による利益が生じると、同旗は呼蘭側に入った一部の地域を自らの境域に取り込もうとしたが、もはや手遅れであった。

一方、第 3 章で扱ったジャライト旗とドゥルベト旗の事例のように、モンゴル旗同士の間でも、漁業利権をめぐる紛争が境界画定の契機となることがあった。本論文の考察対象は、漁業利権が重要であった内モンゴル東縁の 4 旗に限られるため、そこで得られた知見をただちに全モンゴルに一般化することはできないが、何らかの具体的な利権の存在が境域の明確化を促すという構図は、モンゴルの他の地域を考える際にも、ある種の手がかりとなるのではなかろうか。

最後に、清朝中期におけるゴルロス前・後旗の境域形成が後世に与えた影響について、簡単に述べておきたい。

光緒 13 (1887) 年に編纂された『光緒打牲烏拉郷土志』には、

前於乾隆 26 (1761) 年經本省 (吉林) 將軍奏明由辺外起南至松花江上掌、下至下紅石  
材子石子灘等処止、其間沿江均為捕貢暎網之区、… (略) …如此辦理、百有余年… (略) …  
拋茲遵郭爾羅斯[前旗]公報請本省將軍、請將巴延河附近通場撤回招佃輸租、… (略) …  
將巴延河東岸兩岔分派之間… (略) …撥給蒙古公經管、並巴延河西岸魚營荒甸一段、  
自西南第二封堆起斜東北長 7 里余、由中分界、南歸蒙公 (郭爾羅斯前旗公)、北歸烏署  
(打牲烏拉衙門)、各得一半、… (略) …光緒 13 (1887) 年 4 月間、經本衙門署總管  
富慶会同蒙員吉祥分定界址、永絶葛藤<sup>45</sup>。

前の乾隆 26 (1761) 年において本省 (吉林) 將軍は、[柳条]辺外から始まって南は松  
花江の上掌、下 (下流、北) は下紅、石材子、石子灘などのところに至るまで、その  
間の流域を全て貢魚を獲る漁場にすることを奏明した。… (略) …このように処理し  
て百年余りになった。… (略) …[後に]郭爾羅斯[前旗]公が本省の將軍に巴延河附近  
の地域を撤回して小作農を招いて租を徴収すると報告して請うたことに遵い、… (略)  
…巴延河東岸の兩支流の間を、… (略) …[郭爾羅斯前旗]蒙古公に与えて經營管理さ  
せ、並びに巴延河西岸の魚營の荒地において西南の第 2 の封堆 (目印として積み上げ  
た岡) より斜めに東北へ 7 里余り[先に至るまで]中央から分界し、南側を蒙古公に与  
えて北側を打牲烏拉衙門に与え、それぞれ半分を得る[ことにした]。… (略) …光緒  
13 (1887) 4 月中、本衙門 (打牲烏拉衙門) 總管富慶は[郭爾羅斯前旗の]人員吉祥と  
会同して境界を分けて定めた。[以て]永く葛藤を絶つ。

とあり、乾隆 26 (1761) 年に画定された吉林とゴルロス前旗の境界が光緒年間まで維持され、蒙地招墾の際の基準として用いられたことが分かる。

また、宣統年間に編纂された『調査郭爾羅斯後旗報告書』には、

[郭爾羅斯後旗]境内台站蟬聯、古魯班（古魯站）至烏蘭諾爾 60 里、烏蘭諾爾至茂興站 60 里、…（略）…過該旗扎薩克府、又 40 里至阿拉畢羅屯東、出該旗境、出境不遠即為札喀和碩台、又名札拉木、俗称五站<sup>46</sup>。

[郭爾羅斯後旗の]領内に站台が連なって、古魯班（古魯站）から烏蘭諾爾[站]に至るまで 60 里であり、烏蘭諾爾[站]から茂興站に至るまで 60 里であり、…（略）…同旗の扎薩克府を過ぎて 40 里先に阿拉畢羅屯の東に至り、[そこから]同旗の境界を出る。境界を出て遠くならず札喀和碩台にして、[札喀和碩台の]別名は札拉木であって、俗称は五站という。

とある。この阿拉畢羅屯とは、雍正 13（1735）年に呼蘭と郭爾羅斯後旗が境界線を画定した際の史料に見える Alak Biyoro であり、札喀和碩台とは、扎喀霍碩（Jaka Hošo）台のことである。つまり、雍正 13（1735）年に定められた呼蘭とゴルロス後旗の境界線は、清朝末期まで変わらなかったのである。

## 【注】

- 1 矢野仁一『近代蒙古史研究』、弘文堂書房、1928年版、76頁。
- 2 田山茂『清代に於ける蒙古の社会制度』、文京書院、1954年、205～206頁。
- 3 岡洋樹「ハルハ・モンゴルにおける清朝の盟旗制支配の成立過程—牧地問題を中心として」、『史学雑誌』第97編第2号、1988年、1～32頁。
- 4 胡日查「16世紀末17世紀初嫩科爾沁部牧地変遷考」、『中国边疆史地研究』第11卷第4期、2001年12月、64～70頁。
- 5 金海他『清代蒙古志』、内蒙古人民出版社、2010年、238～239頁；286～287頁。
- 6 「雍正13年11月13日付兵部發黒龍江將軍衙門宛文書」、『黒龍江將軍衙門档案』2-1735:795-807 (AA 研所蔵)。
- 7 「雍正13年6月13日付黒龍江將軍衙門發呼蘭城を建設する協領宛文書」、『黒龍江將軍衙門档案』4-1735:491-493 (AA 研所蔵)；「雍正13年10月17日付黒龍江將軍衙門發呼蘭城守尉宛文書」、『黒龍江將軍衙門档案』4-1735:939-941 (AA 研所蔵)。
- 8 「雍正13年11月6日付呼蘭城守尉發黒龍江將軍衙門宛呈書」、『黒龍江將軍衙門档案』3-1735:82-83 (AA 研所蔵)。
- 9 「雍正13年11月22日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』5-1735:158-160 (AA 研所蔵)。
- 10 「雍正13年11月23日付黒龍江將軍衙門發呼蘭城守尉宛文書」、『黒龍江將軍衙門档案』4-1735:1068-1070 (AA 研所蔵)。
- 11 「乾隆元年4月17日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』5-1736:52-55 (AA 研所蔵)。
- 12 「乾隆元年12月4日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』5-1736:117-118 (AA 研所蔵)。
- 13 「乾隆27年2月15日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』34-1762:20-30 (AA 研所蔵)。
- 14 「乾隆25年8月8日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』27-1760:131-148 (AA 研所蔵)。
- 15 前掲、「乾隆27年2月15日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」。
- 16 「乾隆28年1月25日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』28-1763:4-16 (AA 研所蔵)。
- 17 「乾隆27年10月13日付ゴルロス後旗發黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』29-1762:169-174 (AA 研所蔵)。
- 18 同上。
- 19 「乾隆27年11月4日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』34-1762:194-200 (AA 研所蔵)。
- 20 同上。
- 21 前掲、「乾隆28年1月25日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」。
- 22 同上。
- 23 「乾隆29年3月24日付黒龍江將軍衙門發ジリム盟盟長宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』26-1764:40-56 (AA 研所蔵)。
- 24 同上。
- 25 「乾隆26年12月5日付ゴルロス後旗發黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』24-1761:204-252 (AA 研所蔵)。
- 26 「乾隆29年4月23日付ゴルロス後旗發黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』22-1764:63-66 (AA 研所蔵)。
- 27 「乾隆29年6月12日付ゴルロス後旗發黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』22-1764:124-135 (AA 研所蔵)。
- 28 「乾隆29年4月30日付理藩院發黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』20-1764:568-578 (AA 研所蔵)。
- 29 同上。
- 30 「乾隆29年7月19日付管理茂興等站站官發黒龍江將軍衙門宛呈文」、『黒龍江將軍衙門档案』21-1764:992-1005 (AA 研所蔵)。
- 31 「乾隆29年8月8日付黒龍江將軍衙門發ジリム盟盟長宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』26-1764:129-162 (AA 研所蔵)。

- 
- 32 「乾隆 29 年 8 月 28 日付ホルチン左翼中旗協理輔国公マハムジュリ (Mahamjuri) 発黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』22-1764 : 162-186 (AA 研所蔵)。
- 33 「乾隆 29 年 10 月 4 日付ジリム盟盟長発黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』22-1764 : 191-195 (AA 研所蔵)。
- 34 「乾隆 29 年 10 月 28 日付ジリム盟長発黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』22-1764 : 198-209 (AA 研所蔵)。
- 35 「乾隆 29 年 12 月 7 日付黒龍江將軍衙門発ジリム盟長宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』26-1764 : 214-234 (AA 研所蔵)。
- 36 同上。
- 37 「乾隆 29 年 12 月 20 日付哲里木盟長発黒龍江將軍衙門宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』33-1765 : 2-19 (AA 研所蔵)。
- 38 「乾隆 30 年 1 月 (? 日) 付黒龍江將軍 Fusengga (富僧阿) 發理藩院宛咨文」、『黒龍江將軍衙門档案』34-1765 : 3-18 (AA 研所蔵)。
- 39 「乾隆 26 年 5 月 21 日付[吉林將軍]Henglu (恒祿)、[吉林副都統]Tsenghai (増海)、[伯都訥副都統]Fuliyang (傅良) の奏摺」、中国第一歴史檔案館所蔵『滿文録副奏摺』1877-027/059-3346。
- 40 同上。
- 41 同上。
- 42 「乾隆 26 年 7 月 15 日付[ハラチン(喀喇沁) 貝子]hūturingga (瑚圖靈阿)、[ジリム盟長]Sewangnorbu (色旺諾爾布)、[吉林將軍]Henglu (恒祿)、[伯都訥副都統]Fuliyang (傅良) 等の奏摺」、中国第一歴史檔案館所蔵檔案『滿文録副奏摺』1884-018/060-1204。
- 43 同上。
- 44 同上。
- 45 打牲烏拉総管衙門纂修『光緒打牲烏拉郷土志』、鳳凰出版社・上海書店・巴蜀書社、1990 年、544~546 頁 (原著は 1887 年)。
- 46 葉大匡、春徳「調査郭爾羅斯後旗報告書」、内蒙古図書館編『哲里木盟十旗調査報告書』下、遠方出版社、2007 年、506~507 頁 (原著は 1910 年或いは 1911 年)。

## 第 2 部

### 漁業利権の変容

## 第5章

### 漁業利権問題から見る

#### 清末～民国初期のモンゴル旗一庁（県）関係

##### —ジャライト旗の魚租問題を中心に—

###### 第1節 蒙地開放前のジャライト旗の魚租

清朝のモンゴルには、末期の蒙地開放（移民実辺）政策によって農業移民が急増する以前から、モンゴル各旗が独自に行った「招墾」、清政府が行った「借地養民」<sup>1</sup>を通じて、一定数の民人が移入し、農耕を営んでいた。彼らはみな旗に押荒銀や地租を納めていたが、これらは完全にモンゴル旗に帰属するもので、清朝政府とは関係がなかった。しかし、蒙地開放は、旗の土地に対する権利を一変させ、押荒銀の半分と地租の4割が旗の取り分から差し引かれて清政府にまわされるようになった。蒙地開放によって移入してきた民人を管理するために、開放されたモンゴル旗の土地（以下、開放蒙地）に庁、県などが続々と設立される。これらの庁、県は隣接する駐防将軍や都統の管轄下に置かれていた。清末以降、これら将軍、都統のモンゴル旗への統制が強化されるが、その権限は次第に庁、県などに移譲されるようになった<sup>2</sup>。このため、モンゴル旗と庁・県との間で争いが多発し、関係が複雑化する。

内モンゴル東部地域には嫩江、松花江、月亮泡などの河川や湖が多く分布しているので、蒙地の開放は、多くの場合、川沿いの地質が良い地域、或いは東清鉄道の両側から始められ、周辺へと拡大していった。しかし、開放された蒙地に囲まれた河川や湖沼の利権に関しては不明な点が多い。また、蒙地に関する従来への調査・研究は、土地自体に着目することが多く、河川や湖沼を重視してこなかった。嫩江—松花江流域のジャライト旗、ドゥルベト旗、ゴルロス前・後旗は豊かな漁場を有しているため、漁業者から徴収する魚租は旗の重要な収入源となっていたが、特に嫩江の支流である洮兒河と月亮泡を有するジャライト旗の漁業は最も盛んであった。たとえば、光緒28～33（1902～07）年の間にジャライト（扎賚特）旗は約50万垧の土地を開放し、1垧につき4吊200文<sup>3</sup>の押荒銀を徴収して、その半分は旗、半分は国におさめられた。また、升科<sup>4</sup>する土地から1垧につき毎年660文の地租が徴収され、地租の約6割にあたる420文は旗、約4割にあたる240文は国に納められた<sup>5</sup>。したがって、ジャライト旗の蒙租<sup>6</sup>収入は約21万吊にのぼる。一方、同旗の魚租収入は約6.6万吊であって、国に納入することなく、旗が独占していた<sup>7</sup>。同旗の財政収入は



ほとんど蒙租と魚租に頼っていた<sup>8</sup>。また、後の満洲国期の記録によれば、康徳 3 (1936) 年の時点で、ジャライト旗が開放地から徴収する蒙租は毎年 94,417 圓であったが、魚租は 102,600 圓であって<sup>9</sup>、魚租額が蒙租を上回っていた。

一方、清末以降の史料・文献には、農耕化が進む以前、モンゴル人は伝統的な牧畜業を中心に生計を立てており、農業や漁業を重視していなかった、という記載がしばしば見られる<sup>10</sup>。また、内モンゴル東部地域は河川や湖に恵まれていたにもかかわらず、モンゴル人は宗教的理由によって魚を食べず、漁業も行わず、漢人の捕魚活動に対して禁止政策を採っていたという<sup>11</sup>。しかし、実際には、清朝以前から清朝中期にかけて、少なくともゴルロス前・後、ジャライト、ドゥルベトの 4 つのモンゴル旗では、漁業がかなりの規模で営まれ、魚租の徴収も行われていたことは、本論文のこれまでの各章で詳述したところである。また、宣統 3 (1911) 年に編纂された『東三省政略』によれば、清朝末期においても、嫩江—松花江流域のほとんどのモンゴル旗で漁業が行われており、地域や漁場により金額や徴収方法に相違はあるものの、魚租が広汎に徴収されていたことがわかる<sup>12</sup>。

清朝末期には、魚租の他に課程銀（灘課）<sup>13</sup>というものが存在していた。課程銀とは、旗が漁業者（網戸達）<sup>14</sup>に捕魚執照を発給する際、漁場の大きさに応じて徴収する料金である<sup>15</sup>。課程銀はモンゴル旗に特有のものであって、隣接する松花江沿岸の双城、扶余などの地域には存在しない<sup>16</sup>。魚租の金額に比べて課程銀は極めて少なかったが、後に引用する史料から分かるように、旗はその徴収にこだわっていた。その理由は、河川や湖沼の利用に関する決定権が旗にあることを強調したかったからであると考えられる。第 2 章において述べたように、魚租とは、漁獲総額の中から旗が徴収する分である。清朝末期のジャライト旗の場合は、漁獲総額から網戸<sup>17</sup>の食事などの費用を差し引いた後、残りを三等分して、旗、網戸達、網戸に分けていたが<sup>18</sup>、旗側の取り分を魚租或いは魚股、網租という。同旗は、開放される光緒 26 (1900) 年まで、毎年約 6.6 万吊の魚租を徴収していた<sup>19</sup>。

蒙地開放以前から、ジョソト盟やジョーオダ盟・ジリム盟の南部地域では、漢人農民の増加につれて、彼らを管理する庁や県が続々と設置され、漢人に関わる訴訟案件があった場合、旗と庁・県が合同で処理していた。一方、漢人と関わりのない旗人のみの訴訟案件は、旗が独自に処理していた。この時期、ジャライト旗はまだ開放されておらず、また「招墾」も行っていなかったため、同旗にはごく少数の漢人やモンゴル人農民、漁夫が居住しているだけで、庁や県も設置されていなかった。

光緒 26 (1900) 年、黒龍江將軍衙門はジャライト旗の開放地に扎賚特荒務行局（光緒 32 (1906) 年に大賚庁、民国 2 (1913) 年に大賚県と改称）を設立した。それ以降、旗の開放蒙地からの地租と魚租の徴収は、旗と扎賚特荒務行局との利権争いの焦点となる。この内、地租の金額はほぼ一定不変であったが、魚租の額は漁獲量によって常に変動した。このため、地租に比べて魚租の状況はさらに複雑であって、多くの紛争が発生した。

清朝末期と民国初期の内モンゴル情勢、特に清と北洋政府の対内モンゴル政策については、数多くの研究が存在するが、そのほとんどは、広汎な地域を概括的に扱うものであり、

特定の旗と庁（県）との関係を取り上げた具体的な研究はまだ欠落している。そこで、本章においては、ジャライト旗と大賚庁（県）との間で起きた魚租問題を取り上げて、その推移をあとづけ、蒙地内の河川・湖に関わる利権の実態と、そうした利権をめぐる旗・庁（県）関係の一端を明らかにしたい。

## 第2節 大賚庁の設置と権限の拡大

東北三將軍の管轄地域は、財政的に自立できないので、毎年戸部や関内各省から経費の支給を受けていた。ところが、咸豊年間以降、農民蜂起などの影響で関内各省は大きな打撃を受け、自身も経費不足に陥ったため、東北地域へ回ってくる経費は常に定められた金額に達しないようになった。そこで、將軍らは財政収入を増やすために蒙地の開放を要求したが<sup>20</sup>、中央政府と一部のモンゴル旗の反対で実現に至らなかった。

こうした中で、日清戦争で敗北を喫した清は多大の債務を負い、ロシアによる東清鉄道の建設をも容認せざるを得なくなって、東北地域はさらなる危機にさらされた。清政府は、領土の確保と財政状況の改善のために、蒙地開放を主張する大臣たちの主張を取り入れることを余儀なくされた。光緒 25（1899）年、黒龍江將軍恩澤はジャライト旗の開放を奏請して許可され、同 26（1900）年 5 月 19 日に同旗における蒙地開放が開始される<sup>21</sup>。義和団の乱の影響で、実際の開放は光緒 28（1902）年まで実施されなかったが、黒龍江將軍衙門はすでに 26（1900）年のうちに、黒龍江蒙古荒務総局扎賚特荒務行局を設立していた。

扎賚特荒務行局は黒龍江蒙古荒務総局の出張所であるが、同行局には、黒龍江將軍衙門が制定した「扎賚特蒙荒招墾章程」<sup>22</sup>によって「あらゆる民間の訴訟を一切行局に辦理させる」権限が与えられたため、開放地に囲まれた水域で漁業を行なう民人の訴訟も当然その範囲に属した。後述するように、光緒 26（1900）年以降、ジャライト旗の魚租は徴収不良となるが、その原因の一つはこのことに求められよう。

開放後しばらく経つと、民人が激増し、扎賚特荒務行局では管理しきれなくなったため、光緒 32（1906）年、扎賚特荒務行局は大賚庁に改編された<sup>23</sup>。大賚庁はジャライト旗の掣肘を受けることなく、黒龍江將軍衙門の管轄の下にジャライト旗開放地の民人を管理し、一方、本来の旗人は依然としてジャサク衙門に管理されることになった。

「新政」の進展に伴い、行省設置が一つの柱として議論の俎上に上るが、モンゴル地域における行省設置は、一部のモンゴル人とモンゴルに駐在する將軍・大臣らの反対で実現できなかった。一方、東北三將軍管轄地域は、光緒 33（1907）年に行省に改編され、その上に東三省総督が置かれ、総督の下に蒙務局が設けられてジリム盟 10 旗の事務管理を担当した。東部内モンゴル地域に設立された州、県は各行省の管轄下に置かれた<sup>24</sup>。

宣統元（1909）年 1 月 27 日、東三省総督徐世昌と黒龍江巡撫周樹模は黒龍江省の官制改革状況を上奏し、17 条からなる「黒龍江省設治章程」を提案した。その第 2 条と第 14 条

には、

第2条、新設した備道は本省の督撫の令を承って、交渉、関税、境内を巡邏・防備する各軍の調達を辦理し、並びに所轄の府、州、県を監督し、兼ねて旗、モンゴル[人]の一切の事務を辦理する。

第14条、全ての設治地域（庁や県が設置された開放蒙地）においては、あらゆる旗・モンゴル人と民人との訴訟に関わる案件は、悉く所轄の地方官に直接審理させる。旗側の人員、モンゴル人員は均しく定例に照らして干渉してはならない<sup>25</sup>。

とあり、モンゴル旗における省の権限拡大が盛り込まれていた。ただし、この提案は中央政府に批准されなかったようである。翌年（1910年）1月、東三省総督錫良らは上奏し、開放蒙地については、

東[三]省に所属する哲里木盟10旗は歴年放荒し、[そこに]設けられた官[庁]は合わせて3府、4庁、1州、10県ある。その管轄権限には元から統一した規定がなかった。今蒙務総局に令して企画させ、行政権限をはっきり区分させるべきである。今後、既に設治がなされた全ての地域においては、全部洮南府などの章程に照らして辦理させ、あらゆる租糧は地方官に徴収させてから[旗の取分を]当該旗に渡すべきである。漢人もモンゴル人も、田宅の典買、納税、浮多地があつたり、或いは界を争う事情があつたりした場合は、[当事者が]モンゴル人か漢人かを問わず、モンゴル旗は地方官と協議し、場合によっては地方官の清丈<sup>26</sup>を請うべきである。[モンゴル旗が]独自に取り調べてはならない。

と述べ、また非開放蒙地については

その設治が為されていない地域（未開放地）の各モンゴル旗においては、元からあつた草租や車捐などを管理する局は一律地方官（庁、県）に渡して取り調べさせ、[地方官が]章定を規定してから、辦理すべきである。…（略）…モンゴル人同士の間訴訟案件については、モンゴル旗が処理し終わったとしても、不当に扱われた者があつて、地方官がそれを知り、或いは[その者が]地方官の所へ赴いて訴えれば、地方官が[その案件を改めて]審理することを許す。将来[未開放地に]州、県を尽く設置し、衙門（行省）に属させる。

と述べた。これに対して中央政府は、

租糧を徴収することについては、もしモンゴル旗が上奏した上で開墾させたものであれ

ば、以前のおり[モンゴル旗が]自ら租を徴収することを許す。[地方官がそれを]にわかにかに略奪するわけにはいかない。モンゴル旗が私に土地を開放したり、民人が勝手に開墾したりして、それを上奏していなかった事情があれば、地方官に令を下し、モンゴル旗と会同して清丈させるべきであり、モンゴル旗が独自に清丈する例を廃止すべきである。…(略)…モンゴル旗における訴訟は、モンゴル人同士の間の案件と、民人・モンゴル人間の案件に分けられるが、その審理方法は[旧例に]照らして辦理すべきである<sup>27</sup>。

として、総督の提案の一部は受け入れたものの、多くの内容は却下した。つまり、総督はモンゴル旗に関わる租税の徴収、土地の開放、訴訟案件の処理などの権限を全部東三省側に引き渡すように求めたが、政府は、旗が上奏を経て独自に開放した蒙地から徴収する地租は旗側に帰属させることを明言した。また、旗が上奏を経ずに私に開放した場合、省側はそれを清丈する権限を持つが、その場合も旗と合同で清丈しなければならず、省側が独自に清丈することは認められなかった。そして、旗における訴訟案件の処理については、従前通り、モンゴル人間の案件は旗に、モンゴル人・漢人間の案件は旗と省の双方に処理させることとしたのである。

しかし、陳祖堉『東蒙古紀程』によれば、旗と庁(県)が併存する東部内モンゴル地域の旗と庁(県)の関係は、「地方官は、旗の権力を奪い、訴訟案件があった場合に旗に通達しないで独自で処理し、三、四品の旗員をすら任意に連行し、蒙民の多くは漢語を知らなため官府を恐れて、理があるのに理を失う。[漢人]官吏らはこれを以て[蒙民を]ゆすり取って、やらないことはない」<sup>28</sup>という状況となっていた。すなわち、実態としては庁(県)はモンゴル旗を圧迫していたのであり、徐世昌や錫良らの上奏は、ただ政府の認可を得てそれを制度面において正当化しようとしたものに過ぎない。

### 第3節 ジャライト旗の魚租の変化

#### 3-1 魚租の徴収不良

上述のように、ジャライト旗は毎年約6.6万吊の魚租を徴収していたが、光緒26(1900)年以降、徴収不良となった。その原因を直接説明する史料は見当たらないが、この年に起きた二つの大きな出来事が想起される。

一つは、扎賚特荒務行局の設立である。同局には「あらゆる民間の訴訟を一切行局に辦理させる」権限が与えられた。そのため、漁業者も農民も民人であるので旗の拘束を受けなくなり、扎賚特荒務行局の指示を仰ぐようになった。漁業をめぐる当時の訴訟案件に関する史料は見当たらないが、土地をめぐる訴訟案件は史料上確認できる。そこでは、ジャライト旗は扎賚特荒務行局の把握していない農地の位置や境界の確認などに協力するだけ

で、案件の処理には参与せず、扎賚特荒務行局が処理した後にジャライト旗に結果を通達するという手順が取られている<sup>29</sup>。このように、行局の設立に伴って旗の民人への統制力が弱まったことが、魚租徴収に困難を生じさせた可能性が考えられる。

もう一つは、義和団の乱である。当時、義和団を鎮圧するためにロシアは東北地域を制圧し、ロシア軍に敗れた清軍の敗残兵や義和団の残党の多くは馬賊に転身したので、馬賊による被害が激増した。これらの馬賊はロシア軍、清軍を避けて兵力が弱いモンゴル各旗に入り、略奪蹂躪した<sup>30</sup>。こうした戦乱と旗の衰弱に乗じて、漁業者は魚租の納入をごまかしたのではないかと推測される。

### 3-2 魚租の共同徴収

光緒 30 (1904) 年に日露戦争が勃発すると、戦乱を避けるために、「黒龍江の住民、商人、八旗官兵らは、皆ジャライト旗の地に逃げ込んで、戦局を観望した。その人数は 11 万人にのぼる。該郡王 (ジャライト旗ジャサク) は難民の救済に力を尽くし、それは約 1 年間続いた。日露講和後、難民らは続々と帰ったが、該旗の家畜と食料の半分は奪われたり、盗まれたりした。該郡王が自ら救済に消費したものは[旗の家畜と食料の]半分以上を占める。このため、該旗は致命的な打撃を受け、負債も多くなった」<sup>31</sup>。こうして、いよいよ財政的に窮地に追い込まれたジャライト旗が目をつけたのは、徴収不良になっていた魚租の回復であった。しかし、これは黒龍江当局の協力がなければ実現できないので、ジャライト旗地局は光緒 31 (1905) 年に総理黒龍江省墾務兼扎賚特行局事宜慶山に文書を送り、

月亮泡と河 (嫩江) 一帯に昔から網房が 25 箇所あり、これまで王府から照をもらって漁労し、毎年漁獲の 3 割 3 分を王府に納入し、残りは網戸 (網戸達と網戸) に属していた。当該の網戸等は、以前は規約に遵って租を納めていたが、庚子 (光緒 26 (1900) 年) 以後、魚租の大部分を延滞して納めなくなったり、或いはごまかしたりする者が現れ、一文も納めない者もいる。

と当時の状況を陳述し、今後の魚租の徴収方法について「両局が共同で徴収し、魚租を折半して、業戸 (網戸達と網戸) の不正行為を防止したい」<sup>32</sup>と提案した。扎賚特荒務行局の収入を増やすチャンスを得た慶山は、本来であればまず將軍程徳全に事情を報告して許可を得てから行動すべきところであったが、それを待たずに「10 人を 2 組に分けて派遣してジャライト旗地局と共に魚租徴収に当たさせた」<sup>33</sup>。その上で慶山は將軍程徳全に文書を送って事情を説明し、「この機会に乗じて操作すれば、自ずから利を収めることができる」と報告し、「[この方法を]永遠に常例と為し、将来[魚租の徴収権を]大賚庁に帰属させよう」<sup>34</sup>と、将来の計画にも言及した。この報告を受けた程徳全は「魚租徴収の整頓は直ちに辦理すべきである。… (略) …収める魚租の金額が多ければ善後局に斟酌させて票照 (営業免

許)を起草させ、それを派遣する委員らに渡して各網戸達に配布せよ」<sup>35</sup>と指示を下した。また、同じ文書をジャライト旗ジャサクにも送った。こうしてジャライト旗の魚租収入の半分は黒龍江当局に渡されるようになった。

管見の限りでは、清朝末期の魚租に関する史料としては、上記光緒 31 (1905) 年の檔案が最初のもので、それ以前に関連史料は見られないが、このことは、黒龍江当局がそれまで魚租に注目していなかったことを示している。おそらく、扎賚特荒務行局は開放当初から人手不足であり、土地の開放で手一杯であったため、土地以外のことに目を配る余裕がなく、また同局の人員は黒龍江方面から派遣されたものなので、ジャライト旗の状況を十分把握できていなかったのであろう<sup>36</sup>。彼らと共に土地の開放を担当したジャライト旗の人員も、旗がかつて多額の魚租を収めていたという事情を知らせていなかったと考えられる。しかし、ジャライト旗が魚租の共同徴収を提案したことをきっかけに、黒龍江將軍衙門と扎賚特荒務行局は、一気に利権を拡大しようとしたのである。これは、黒龍江当局がモンゴル旗から魚租を徴収した最初の例ではないかと考えられる。なぜなら、宣統 2 (1910) 年に編集された『黒龍江全省財政説明書』に、「黒龍江省呼蘭府の魚租は開辦して久しく経っているが、大賚庁と肇州庁（ゴルロス後旗開放地）の魚租は始まったのがここ 2、3 年前のことである」<sup>37</sup>と記されているからである。

ジャライト旗の魚租徴収をめぐる問題はこれで収まったわけではなく、局面はさらに変転する。それは、宣統 2 (1910) 年に起きる「一五経費」事件と「散戸魚租」事件である。この両事件をめぐるジャライト旗と大賚庁（県）の争いは、民国初期まで続く。

## 第 4 節 民国期における旗・庁（県）抗争

### 4-1 「一五経費」事件

宣統 2 (1910) 年、大賚庁はジャライト旗との商議を経ぬままに、課程銀の 15 パーセントを自分側の人件費に充てることとし、それを「一五経費」と名付けた。当然ジャライト旗はそれを簡単に許す訳にはいかないもので、取り戻そうとしたが、なかなか決着がつかなかった。こうした中で、清は崩壊し、ハルハ＝モンゴルは独立を宣言した。北洋政府は、対モンゴル政策として清の『理藩部則例』をほぼそのまま踏襲し、モンゴル王公に対して宥和政策を採る一方、蒙地の開放を加速させた。1914 年 2 月、『禁止私放蒙荒通則』と『墾辟蒙荒奨励辦法』を制定し<sup>38</sup>、開放蒙地を改めて清丈して未墾地の開墾を促し、漢人農民の移住にも力を注いだ。これに応じて黒龍江省は同 3 月 21 日に『黒龍江省清丈規則』と『黒龍江省招墾規則』、1916 年 7 月 14 日に『普丈郭爾羅斯後旗生計地辦法』を發布した<sup>39</sup>。

ジャライト旗の開放地では、宣統 3 (1911) 年と民国元 (1912) 年に、農民たちが騒乱に乗じて地租の納入を拒否する事件が多発した。ジャライト旗は大賚庁と協力して地租の

納入を促したが、効果がなかったため黒龍江省の協力を求めた<sup>40</sup>。ジャライト旗は、地租の回収と共に魚租利権の回収にも努め、民国2（1913）年3月26日に黒龍江都督宋小濂に文書を送り、その中で、

漁場の事は放荒（蒙地開放）と違い、公家（清政府）に財源を作り出すと同時に、本旗にも利益をもたらしていた。…（略）…今〔利益の分配に〕障害が多くて複雑であり、本旗が得るべき利益が甚だ損なわれているので、〔事情を〕詳細に陳述しないわけにはいかない。網戸から毎年徴収する科成（課程、課程銀）を既に折半しているが、さらに本旗が得るべき半分の科成の中から一五経費を差し引いている。徴収する魚利（魚股）を折半するだけでなく、〔科成のうち〕本旗が取得する分の中からさらに一五経費を差し引き、多くて1万吊につき1,500吊が差し引かれている。…（略）…権力を握って勝手に振舞うのは権力を濫用することである。本来の理に則って論ずれば、一五経費を差し引いてはならないばかりでなく、科成を折半することも理に合わないのであるが、既に共同で漁場を経営しているので、〔金額の〕多少を問わず折半するのが相応しい方法である。本旗の獲得すべき分の中から一五経費を差し引くのはあってはならないことであろう。…（略）…互いに皆公務を務めているのに、ただ本旗〔の取得すべき分〕から差し引くのは合理的ではない。貴都督の明察を請う。…（略）…〔都督が〕処理し難いところがあれば、速やかに大総統に委ねて裁決を請うことを望む<sup>41</sup>。

と述べた。この史料から分かるように、ジャライト旗は魚股の半分のみならず、課程銀の半分も大賚県に取られ、その上、ジャライト旗取得分の課程銀の15パーセントが「一五経費」として差し引かれて大賚庁（県）の魚租徴収の人件費に充てられていた。

ジャライト旗の訴えに対して大賚県や黒龍江省がどのように返答したのかまだ分かっていないが、同11月25日付「大賚県知事孟平發黒龍江民政長朱〔慶瀾〕宛文書」<sup>42</sup>の内容から、その後のやり取りの概略を把握できる。それによると、当初大賚県は「一五経費」を全部自分側の人件費に充てていたが、民国元（1912）年10月から一部を県の人件費に充てて、残りを省に送ったという。また、「一五経費」はジャライト旗側の分から差し引いたものではなく、双方が折半する前の課程銀総額から差し引いた、と解釈していた。黒龍江当局の度重なる説明の結果、ジャライト旗が論法を改めたことからみれば、これは事実であったようである。ジャライト旗の新たな主張は、魚租徴収に自分側からも人員を派遣しているのだから、「一五経費」も折半すべきだというものであった。これに対して大賚県は、

この「一五経費」は早くから既に省に引き渡されてきたが、該旗はよく取り調べずこの経費はなお県署に留められていると思っているので、それを折半しようと請求したのである。毎回魚租を徴収する際に該旗は一名のモンゴル人人員を派遣してくるが、〔この人は〕会同して監視するにすぎず、一切の仕事を県署の人員が辦理している<sup>43</sup>。

と黒龍江省民政長朱慶瀾に報告した。この報告を受けた朱慶瀾は翌年 6 月にジャライト旗に文書を送り、

魚租を徴収するためには人員を使わなければならない。人員を使うには経費を支給しなければならない。先ごろ、大賚県は税局の規定に照らして「一五経費」を差し引いて〔魚租〕徴収の経費にした。…（略）…貴旗はその経緯を知らなかったため、誤解が生じたかもしれない。ここで特に明白に声明するが、〔貴旗は〕詳しい取り調べを加えて理解してほしい。この「一五経費」には不公平なところはない<sup>44</sup>。

として大賚県を支持する態度を表明し、ジャライト旗の要求を却下した。

民国 2（1913）年前後に課程銀と魚租の徴収・分配方法に変化が生じたことは、後の満洲国興安局が編纂した『西科後旗 扎賚特旗開放蒙地調査報告書』の中でも次のように触れられている。

民国 2（1913）年〔ジャライト旗の〕灘課（課程銀）は東三省軍閥の要望によって其の一半を軍閥に與へるに至った。民国 4（1915）年に至り軍閥の取得せる一半は県学務補助費の名目の下に此を取得する事となり、魚股も徴収成績不良の為大賚征收局（現税捐局）に於て灘課と共に代徴することとしたのである<sup>45</sup>。

ここには「一五経費」への言及は見られないが、課程銀が折半されたことは確認できる。さらに、その後間もなく大賚県が魚租徴収の実務を一手に行うようになり、ジャライト旗からの共同徴収人員の派遣が取り止められたことも分かる

さて、上の報告書には「魚股も徴収成績不良の為」と述べられているが、「徴収成績不良」となった原因は何であろうか。ジャライト旗と大賚県が魚租をめぐる争っていた最中に編纂された『大賚県志』<sup>46</sup>によれば、当時の漁業は、

県内の嫩江一帯は天然の漁場であり…（略）…網戸が林立し、漁を以て業と為し、毎年の捕獲量は数百万觔<sup>47</sup>を下らず、実に本地の出産の一大宗である。…（略）…川が氾濫した年には漁獲量は百 2、30 万觔に止まるが、そうではない年には捕獲量は 430 万 5、600 余觔に達する。

という状況であり、また、1 斤の魚の価格は種類によって中銭 100 文から 300 文まで均一ではなかったという<sup>48</sup>。また、同時期にロシア人が編集した調査書には、

魚類が豊富な黒龍江省の中でも大賚県に匹敵するところはなく、月亮泡と嫩江沿岸地域



で一年中漁撈に従事している網戸は凡そ 375 戸であって、その人数は 4,728 人にのぼる。… (略) …1913 年と 1914 年の漁獲量はそれぞれ 930 万斤と 1,050 万斤であったが、これは国税徴収上に現れた数字であるから、実際より著しく遠ざかったものと解するのが妥当であろう。

と記されており、当時の漁業が如何に隆盛であったかが窺われる。そして、同じ調査書は、魚祖が「徴収成績不良」となった原因について、「華人の通弊として、税金を如何に小額であろうとも、収税吏と結託して脱税及び減税を企てているのは明瞭なる事であるからである」<sup>49</sup>と分析している。こうした状況については、後の日本人による調査報告書でも、次のように述べられている。

茲に不可能事を可能事ならしむべく経営に当りてはその裏面に於て種々の巧妙なる籠抜け行為が行われつつあることは期待し得べく、又屢々実見せし次第なり。目的は魚股としての支出額を出来得る範囲に於て軽減することであり、その為めには漁獲物販売額を実際額より低下して発表することなり。… (略) …種々の不正手段を弄し又凡ゆる機会を捕へて駐在徴税員の目を暗ますに孜々たるものあり、然も更に務むるのは税員の買収籠絡なり。而して税員の性質たるや甚だ疑がはしきものあり、約言すれば徴税員は漁者の敵にして又有力なる味方なりとも云ひ得ん。蓋し徴税の好成績よりして得る賞与よりも寧ろ買収されることによる所得が何十倍となるや図り難し<sup>50</sup>。

魚租は魚の売上高に応じて徴収されるものであり、漁獲量と販売価格は簡単に不正操作できるため、漁業者の不正行為と徴税員の汚職が魚租の徴収額を押し下げているのである。

さらに民国 8 (1919) 年、ジャライト旗の魚股は 2 割に引き下げられ、民国 11 (1922) 年に大賚県は警備費の補助を名目として 4 厘魚捐を制定した<sup>51</sup>。魚股の引き下げはジャライト旗と大賚県の双方に損失をもたらすが、大賚県は 4 厘魚捐の徴収によって収入を確保し、結局、最終的に損失を蒙ったのはジャライト旗だけであった。

#### 4-2 「散戸魚租」事件

ジャライト旗と大賚庁は魚租の共同徴収を始めた当初、大規模な漁業者からは魚租を徴収したが、小規模の漁業者からは徴収していなかった。このような小規模な漁業者は「散戸」と言われていた。しかし、宣統 2 (1910) 年に大賚庁は「散戸」からも魚租を徴収し始め、それを庁の水上警察の経費と船の修理費用に充てた。後にこの事はジャライト旗の知るところになった。ジャライト旗は魚租であるので当然ながら双方で折半するのが平等であると主張し、半分を旗に渡すように要求した<sup>52</sup>。この事を「散戸魚租」事件と呼ぶこととする。

民国 2 (1913) 年 3 月 26 日、ジャライト旗印務協理旗務托德畢里克図は黒龍江都督兼署民政長宋小濂に書を送り、

該庁は省の令を受けて本旗と商議して管轄内の魚利と科成（魚租と課程銀）を本旗と折半している。…（略）…放荒（蒙地開放）当初、互いに商議して庁官（大賚庁庁官）を設置し、一切の利権については互いに会同して辦理して折半するとし、それに遵って行なってきた。巡防船は匪賊を治めるには有益なことであるが、魚利の半分を庁に与えていることは〔本旗の〕最大限の貢献であろう。〔大賚庁は〕各散戸から徴収する魚利を単独で占めて「照費」（営業免許の費用）と名付けているが、これは宣統 2 (1910) 年に本旗が得るべき科成から「一五経費」という名目で 3,600 余吊を差し引いた事と同様であろう。しかも、前任の薛庁官はこの事を辦理した時に〔本旗の〕天合地局や本旗と商議したことがなく、また省署から示してくれた文書もなかった。こうした勝手な行動に何故甘んじなければならないのか<sup>53</sup>。

と述べた。これに対し、同年 6 月 29 日に黒龍江都督畢桂芳が回答した内容は、9 月 30 日付ジャライト旗印務協理 Qasbazar が畢に送った文書の中から確認できる。それには、

水上警察は地域の治安を保護するために設置されたものである。大賚庁が網戸から営業免許の費用を徴収したのは船の修理のためであり、当地で資金を集めたのも当該地域のためであった。しかもその金額は多くなく、船を修理して残った残額は〔旗と〕分けるに値しない。これは地租と魚租を省と旗が分けることとは性質が違う。これは完全に地方行政範囲内のことであったため批准し、貴旗に照会しなかった。今回〔旗が〕送ってきた書の中で述べた内容は事実である。貴旗は地方の公益と、省と旗の感情を考慮すべきであり、このような些細なことをめぐって論争する必要はない<sup>54</sup>。

とあり、黒龍江当局は事実を認めながらも、ジャライト旗にその要求を撤回するように求めた。この文書から、大賚庁が事前にジャライト旗と相談せずに、「散戸魚租」を徴収したこと、黒龍江当局がこの事を知りながらジャライト旗に知らせなかったことは明らかである。これに対してジャライト旗は、

全ての網戸に対して本旗が〔魚租の〕徴収権を持っていることについては、以前既に述べたので、ここで改めて言う必要はない。魚の利益を〔旗と県が〕同様に得ることができないのは何故なのか。しかも、魚の利益は本旗の地から出たものであり、散戸が漁業を行なう地域も本旗の境内にある。船の修理や、水上警察の名目で一方的にその利益を独占するのは、何故なのか。本旗は地方の治安のためでなければ何のために魚租を折半したのか。貴都督に、大賚県に散網から徴収する魚租を全部我が旗に渡してくれるように令

を下すことを請う。今後互いに論争を重ねることがないようにしたい<sup>55</sup>。

と反論したが、10月28日に畢桂芳と黒龍江省行政公署財政司はジャライト旗に照会を送って、「散戸の魚租については既に前回の貴旗に咨呈した照会で明らかにして処理し終わった。…（略）…貴旗は、このことをめぐってくどくどと言い争い、必ずそれを折半しようとはしないでもらいたい」<sup>56</sup>と、ジャライト旗の要求を固く拒否した。かくして、大賚県による散戸魚租の独占は省からの明確な保証を得るに至ったのである。後の1918年の記録によれば、当時、大賚県の住民の2割が漁業を営み、水産物は農産物に次いで県の重要な輸出品となっていた<sup>57</sup>。魚租は旗のみならず、県にも莫大な利益をもたらすものであり、双方の財政に大きな影響を与えていたのである。

ジャライト旗における魚租は、蒙地開放以前に発生し、開放の当初まで黒龍江当局とは関係なく、旗が独自に徴収していた。しかし、開放の進展にともなって大賚庁（県）の権力が拡大し、同庁（県）をはじめとする黒龍江当局に依存しないと魚租徴収が不可能となり、旗は魚租の半分を代償に黒龍江当局との共同徴収に乗り出した。黒龍江当局は後に単独で魚租を決めるようになり、しかもその権限を清政府に認めさせようとした。政府はそれを許可しなかったが、現地の実態は黒龍江当局の思惑通りに進展していく。宣統年間以降、大賚庁（県）は勝手に種々の制度を決めて強行し、旗は黒龍江省に訴えるが、省が県の主張を支持したため、ジャライト旗は完全に孤立してしまう。

従来、清朝末期～民国初期のモンゴル政策については、主に蒙地を中心に研究が行われてきた。蒙地研究は土地自体に主眼を置き、土地以外の自然資源にあまり注目してこなかったため、魚租の問題は蒙地という大きな問題の中に埋もれていた。しかし、本章で明らかにしたように、一部のモンゴル旗では、開放蒙地の他に、河川や湖にも大きな利権が存在していたのである。魚租に関する史料がこれほど豊富にあることも、旗一庁（県）一省関係の中で魚租問題が如何に重要であったかを示している。

蒙地開放においては、土地の開放面積、押荒銀と地租の額、出放による旗と国の利益分配に統一的な規定があって、ほとんど不変であった。しかし、魚租は漁獲量や魚の時価によって常に変化し、人為的に操ることが容易であるため、土地に比べて状況はるかに複雑であった。こうした魚租の特徴を利用し、網戸達と庁（県）の税吏は結託して、それを思うがままにコントロールして旗に損害を与えた。これは、蒙地開放には見られない現象であり、本章における考察は、清朝末期～民国初期の旗一庁（県）関係を理解する上で、新たな視点を提供しえたと考える。

## 【注】

- 1 「蒙古王公の土地を借用して之に漢人を移住せしめ其の移住地の土地を開墾せしむる」ことを指す。満洲帝国協和会 地局整理局分会編『土地用語辞典』、巖南堂書店、1981年、286頁。
- 2 白拉都格其「關於近代内蒙古民族運動研究的幾個問題」、『内蒙古社会科学』、1997年第6期、66頁。
- 3 清朝末期の黒龍江將軍衙門（省）管下では、1吊は1000文、銀1両は3吊にあたる。（南満洲鉄道株式会社総務部調査課『黒龍江省財政一斑並現行税制』、1920年、152～153頁）。
- 4 荒蕪地の場合、開放当初に押荒銀が徴収されるが、地租はない。5年目に改めて測量が行われ、実際に耕された面積によって6年目から地租の徴収が始まる。このことを升科という。なお、開放当時に既に耕されていた土地は、開放した年から地租が課される。
- 5 「光緒25年12月6日付[黒龍江將軍]恩澤[チチハル副都統]薩保為商妥蒙古酌放荒地集鉅款藉實邊圉摺」、内付「[黒龍江將軍]恩澤[チチハル副都統]薩保[等]人商訂扎賚特蒙荒招墾章程十四條單」、『光緒朝黒龍江將軍奏稿』、全国図書館微縮複製中心、1993年、626～629頁。
- 6 地租、街基租、園基租からなる。満洲国興安局『開放蒙地奉上關係記録集成』、1938年、10頁。
- 7 「光緒31年10月20日付總理黒龍江省墾務兼扎賚特行局事宜慶山發黒龍江將軍程德全宛呈文」、『黒龍江將軍衙門檔案』20-9-3324、黒龍江省檔案館所蔵檔案。
- 8 同上；また、葉大匡 春徳「調査扎賚特旗報告書」、内蒙古図書館編『哲里木盟十旗調査報告書』、遠方出版社、2007年（原著は宣統2（1910）年或いは同3年）、327～333頁、358～359頁。
- 9 前掲、『開放蒙地奉上關係記録集成』、10～11頁。
- 10 前掲、『光緒朝黒龍江將軍奏稿』、779頁。
- 11 南満洲鉄道株式会社哈爾濱事務所調査課『北滿に於ける漁業』、1926年、7～8頁。
- 12 徐世昌『東三省政略』巻2「蒙務」（下）。
- 13 課程、或は課銀とも称され、漁者が年々漁期前の漁業許可更新手続の際に納入するものであるので、一種の手続料と見られる。産業部大臣官房資料科『産業部資料（13）江橋—大賚 嫩江下流漁業調査書』、1936年、129頁。
- 14 旗に灘課（課程銀）を支払って、漁業権を獲得し、人を雇って漁業を行なう人を言う。出資者であるが、自分で働かなく、人を派遣して或いは自分で漁撈を監督する。しかし、規模が小さい網戸達は自分で働く。
- 15 黒龍江省檔案館 黒龍江省地方志研究所編『黒龍江通志採集資料』（上）、1985年、271頁。
- 16 実業部臨時産業調査局『産調資料（46）大賚—北洛州 松花江漁業調査』、1934年、128頁。
- 17 網戸達に雇われた人、或いは規模が小さい網戸達をいう。つまり、漁撈作業に従事する人のことである。
- 18 前掲、『黒龍江通志採集資料』、271頁。
- 19 前掲、「光緒31年10月20日付總理黒龍江全省墾務兼扎賚特行局事宜慶山發黒龍江將軍程德全宛文書」。
- 20 蘇徳畢力格『晚清政府对新疆蒙古和西藏政策研究』、内蒙古人民出版社、2005年、70～71頁。
- 21 「光緒26年6月10日」日付將軍衙門發扎賚特旗郡王、哲里木盟長、扎賚特旗荒務行局張總理心田等宛文書」、中国边疆史地研究中心 黒龍江省・吉林省・遼寧省檔案館編『東北边疆檔案選輯』（清代 民国）、第126冊、広西師範大学出版社、2007年、412～413頁。
- 22 前掲、「光緒25年12月6日付恩澤薩保商訂扎賚特蒙荒招墾章程十四條單」、627～629頁。
- 23 劉阿祥主編『黒龍江市県設治時間考』、黒龍江人民出版社、1988年、274頁。
- 24 前掲、蘇徳畢力格『晚清政府对新疆蒙古和西藏政策研究』、90頁。
- 25 「宣統元年1月27日付東三省總督徐世昌署理黒龍江巡撫周樹模奏江省統設道府庁県酌擬設治章程並清單」、『大清宣統新法令』。
- 26 民人の実際に耕している土地の面積が請け負った面積と一致しているかどうかを確かめるために行う測量のこと。
- 27 『宣統政紀』巻29、宣統2年正月癸丑。
- 28 陳祖堉「東蒙古紀程」（1906年調査、1914年刊行—忒莫勒）、内蒙古図書館編 忒莫勒校勘『内蒙古歴史文献叢書』（4）、遠方出版社、2008年、135頁。
- 29 「光緒28年11月2日付扎賚特荒務行局發扎賚特旗地局宛文書」、前掲『東北边疆檔案選輯』（清代 民国）、第127冊、320～323頁。
- 30 吳祿貞「東四盟蒙古実紀」（1906年に内モンゴル東部四盟を視察した時の著作—忒莫勒）、前掲、『内蒙古歴史文献叢書』（4）、195～196頁。
- 31 前掲、葉大匡 春徳「調査扎賚特旗報告書」、327頁。
- 32 前掲、「光緒31年10月20日付總理黒龍江全省墾務兼扎賚特行局事宜慶山發黒龍江將軍程德全宛文書」。
- 33 同上。
- 34 同上。

- 35 「光緒 31 年 10 月 28 日付黒龍江省將軍程德全發給總理黒龍江全省墾務兼扎賚特行局事宜慶山宛文書」、『黒龍江將軍衙門檔案』20-9-7681、黒龍江省檔案館所蔵檔案。
- 36 扎賚特荒務行局が設置された後、黒龍江將軍衙門はそれを大賚庁に変えようとしたが、人員が不足で庁の通判でさえ適切な候補者が見つからず、光緒 32(1906)年によく大賚庁を設立した。前掲、『黒龍江市県設治時間考』、274~277 頁。また、前掲「光緒 28 年 11 月 2 日付扎賚特荒務行局發給扎賚特旗地局宛文書」。
- 37 黒龍江清理財政局編「黒龍江全省財政説明書」、『財政説明書 吉林省・黒龍江省』、1914 年、經濟学会、46 頁。
- 38 郝維民主編『内蒙古近現代簡史』、内蒙古大学出版社、1990 年、93 頁。
- 39 地政総局『土地關係旧法規（黒龍江省之部）』、1940 年 12 月、23~27 頁、37~47 頁、136~144 頁。
- 40 『民国 3 年 2 月 5 日付黒龍江省民政長發給黒龍江省国税庁籌備処宛文書』、黒龍江省檔案館所蔵檔案、檔案番号：71-2-939。
- 41 『民国 2 年 3 月 26 日付扎賚特旗暫署札薩克印務協理旗務頭等台吉托德畢里克函發黒龍江都督兼署民政長宋[小濂]宛文書』、黒龍江省檔案館所蔵檔案、檔案番号：62-4-79。
- 42 『民国 2 年 11 月 25 日付大賚県知事孟平發給黒龍江民政長朱[慶瀾]宛文書』、黒龍江省檔案館所蔵檔案、檔案番号：62-4-79。
- 43 前掲、『民国 2 年 11 月 25 日付大賚県知事孟平發給黒龍江民政長朱[慶瀾]宛文書』。
- 44 『民国 3 年 6 月(?) 日付黒龍江省民政長朱慶瀾發給扎賚特旗宛文書』、黒龍江省檔案館所蔵檔案、檔案番号：62-4-79。
- 45 興安局『西科後旗 扎賚特旗開放蒙地調査報告書』、1939 年、108 頁。
- 46 於英蕙纂修『大賚県志』(『黒龍江省大賚県志書』)、1913 年 8 月、2~3 頁。宣統 2 (1910) 年から民国元 (1912) 年まで大賚庁知事を務めていた於英蕙は、黒龍江省民政長の命令を受けてこの『大賚県志』を編纂した(大賚県公署総務科編『大賚県公署一般狀況』、1936 年、19 頁)。
- 47 清代の 1 觔は約 50 リットルに当る。
- 48 前掲、『大賚県志』(『黒龍江省大賚県志書』)、75~76 頁。
- 49 中東鐵路局商業部編 湯爾和訳本『黒龍江』、商務印書館、1929 年 8 月、45~47 頁。また、南滿鐵道株式会社庶務部調査課訳本『黒龍江省』、1924 年、38~39 頁。
- 50 前掲、『産業部資料 (13) 江橋一大賚 嫩江下流漁業調査書』、137~138 頁。
- 51 前掲、『西科後旗 扎賚特旗開放蒙地調査報告書』、108 頁。4 厘魚捐とは、県が魚商から魚の売上高の 4% を魚租として徴収することである。
- 52 『民国 2 年 3 月 26 日付ジャライト旗印務協理旗務托德畢里克函發黒龍江都督兼署民政長宋小濂宛文書』、黒龍江省檔案館所蔵檔案、檔案番号：62-4-79。
- 53 同上。
- 54 『民国 2 年 9 月 30 日付ジャライト旗印務協理 Qasbazar 發給黒龍江都督暫兼民政長畢[桂芳]宛文書』(モンゴル文)、黒龍江省檔案館所蔵檔案、檔案番号：62-4-79。
- 55 同上。
- 56 『民国 2 (1913) 年 10 月 28 日付黒龍江都督暫兼民政長畢、黒龍江省行政公署財政司發給ジャライト旗宛文書(黒龍江省行政公署財政司照會第 92 号)』、黒龍江省檔案館所蔵檔案、檔案番号：62-4-79。
- 57 満洲事情案内所『満蒙經濟事情』第 15 号、1918 年、135、153 頁。

## 第6章

### 満洲国期におけるモンゴル旗の漁業利権の変容

#### —蒙地奉上政策との関係を中心に—

##### 第1節 モンゴル旗における地租と魚租

序論において述べたように、清朝末期、政府は財政収入の増加とロシア勢力の南下阻止のため、内モンゴル東部の広大な土地（蒙地）を移民に対して開放した。開放蒙地に入植した民人からは地租、街基租<sup>1</sup>、園基租<sup>2</sup>が徴収されたが、その一部はモンゴル各旗の取り分として、蒙租と総称された。一方、蒙地開放よりはるか以前から、一部の旗には魚租が存在していたが、河川・湖沼の水面は開放範囲に含まれなかったため<sup>3</sup>、魚租と蒙租が並存することになった。

一方、蒙地開放によって移入してきた民人を管理するために、開放蒙地に庁、県などが続々と設立されたが、これらの民治機関とモンゴル旗の間には、蒙租などの利権をめぐるしばしば紛争が発生し、魚租もその焦点の一つとなった。たとえばジャライト旗の場合、第5章で論じたように、黒龍江将軍衙門と大賚設治局（庁・県）の魚租利権の奪取に対して、旗は種々の抵抗を試みるが、全体として事態は前者の目論見どおりに展開していった。こうした流れは、民国期を経て、満洲国の蒙地奉上政策の実施まで続くのである。他方、ドゥルベト旗では、旗の開放地が1箇所集中しておらず、旗内に散在していた。そのため、旗の開放地に設置された泰康設治局は魚租の利権分配を旗に求め、ついに民国元（1912）年に一部の漁場から徴収される魚租の半分を手に入れ、後に魚租を折半する漁場の範囲をさらに拡大していく<sup>4</sup>。また、ゴルロス後旗は主な漁場が開放蒙地に囲まれていなかったため、漁場と魚租は引き続き旗、或いは同旗の個々のモンゴル人に属し、魚租をめぐる旗と庁・県との争いはほとんどなかった<sup>5</sup>。ゴルロス前旗においては、開放蒙地に囲まれた漁場の利権は庁・県に属していたようだが<sup>6</sup>、現段階でははっきりとした実態は分からない。しかし、非開放蒙地にある漁場と魚租の状況はゴルロス後旗と同じく、旗、或いは旗のモンゴル人に属していた<sup>7</sup>。

満洲国期に入っても、嫩江—松花江流域のモンゴル旗にとって、魚租の重要性は変わらなかった。たとえば、康德3（1936）年の時点で、前述したジャライト旗の魚租収入は102,600圓であって、蒙租収入の94,417圓を上回っていた他、ドゥルベト旗の魚租収入も23,296圓であって、蒙租収入の46,720圓の約半分に達していた<sup>8</sup>。しかし、康德5（1938）年10月、満洲国は蒙地奉上を決定し、蒙租を開放蒙地に設置された県が徴収する地稅へと変更

した。蒙地奉上の経緯については、すでに一定の研究成果が蓄積されている。江夏由樹氏は、満洲国の地籍整理事業を概観し、「それが抱えた最も厄介な問題の一つに蒙地をめぐる問題があり、これは満洲国の体制の根幹に関わる問題である<sup>9)</sup>」と述べている。広川佐保氏は、満洲国の土地政策の中で、開放蒙地が如何なるプロセスを経て奉上されるに至ったのかを詳細に分析し、満洲国政府側とモンゴル旗側の姿勢を浮き彫りにしている<sup>10)</sup>。ところが蒙地奉上にともない、開放蒙地内にある河川・湖沼の魚租利権も奉上されたにもかかわらず、先行諸研究では、魚租利権に関する検討は行われていない。

そこで、本章では、嫩江—松花江流域のジャライト、ドゥルベト、ゴルロス前・後の 4 つのモンゴル旗を対象に、特に満洲国期に重点をおいて漁業利権の変遷過程を明らかに、それを通じて蒙地奉上政策のあり方をより立体的に検証してみたい。

## 第 2 節 モンゴル旗における魚租の実態

嫩江—松花江流域のモンゴル旗における魚租の徴収形態は、地域、漁場の持ち主、漁労方法、漁労時期などによって様々であるが、大きく地方主股份制と租借料制の二種類に分けられていた<sup>11)</sup>。残念ながら、清朝～民国初期の魚租徴収の実態に関しては史料が不足しているため詳述できなかつた。しかし、満洲国期の史料から、地方主股份制と租借料制の実態をほぼ把握することができたので、以下に整理・紹介し、あわせて魚租と蒙租をめぐる契約形態の相違についても若干の考察を試みたい。

### 2 - 1 地方主股份制と租借料制

地方主股について、実業部臨時産業調査局は以下のように記している。

魚股トモ云フ。股トハ株式ノ株ノ意ニシテ元来ノ意ハ漁場所有者ト経営者ト漁夫ノ三者ヲ各々一即チ一株ト見做セル株式漁業ノ形態ヲ意味ス。而シテ之等三者ハ土地、資本、労力ノ三要素ニ該当スルモノナルガ漁業経営ナルーツノ経済行為ニ対シテ平等ノ重要サヲ有スルガ故ニ各要素ノ平等ノ利益ヲ享受スル権利アリトノ觀念ニ基クモノノ如ク地方主ハ漁場ナル一株ヲ有スルヲ以テ全漁獲高ノ三分ノ一ノ配当ヲ受クル権利アリ。之レ地方主股ノ発生由来ナリ<sup>12)</sup>。

つまり、地方主股とは、漁業により生じた利益の一部分を漁場の持ち主に配当する形式である。清朝末期以降、旗は地方主股によって全漁獲高の 3 分の 1 を獲得していたが、民国期に県の圧力を受けて、2 割に下げた<sup>13)</sup>。この状況は満洲国期まで続いた。一方、租借料制は「漁獲ノ多寡ニ不拘年一定ノ〔漁場の〕租借料ヲ払フ制度ナリ<sup>14)</sup>」と解釈されている。

嫩江—松花江流域においては、地方主股份制が最も広く普及しており<sup>15</sup>、主にジャライト旗、ドゥルベト旗、ゴルロス後旗で行われていた。この内、ジャライト旗の全ての漁場は旗公署の管轄下に置かれ、いわば「旗有」であった。一方、ドゥルベト旗のほぼ全体とゴルロス後旗の一部の地域では、旗が旗内のモンゴル人に割り当てた生計地内の河川と湖沼、或いは生計地に隣接する河川や湖沼を当該生計地の持ち主に与えた。つまり、ドゥルベト旗の漁場のほとんどは旗公署ではなく、同旗のモンゴル人に属しており、「民有」であった。ゴルロス後旗では漁場の一部は旗公署、一部は同旗のモンゴル人に属していたため、「旗有」と「民有」の漁場が共存していた<sup>16</sup>。「旗有」漁場は、蒙地の出放と蒙租の徴収を担当する旗の地局に管理されており、地局は漁業許可書としての執照の発行や、魚租の徴収を執行していた。一方、「民有」漁場の管理は完全に持ち主に任されていた。以下、ジャライト旗の天合地局が発行した捕魚営業執照の例をとりあげて、「旗有」漁場の魚租制度の実態を確認する。

### 捕魚営業執照

ジャライト旗の租税徴収と漁業管理を処理する天合地局が漁業者に捕魚営業執照を発給するための事。査するに、本局の管轄に属する嫩江の西岸に公社〔という場所〕がある。大賚県内に居住している者が本局に来て〔公社で〕漁業を行うための捕魚営業執照を発給することを請願し、漁業者（請願者）は自ら〔漁業を行うための〕各種の費用などを備えるという。調べたところ、〔請願した内容は漁業に関する規定に〕符合するため、許可した。捕魚営業執照の有効期間、及び漁場〔の位置〕、毎年納入すべき課程銀〔の金額〕、〔旗側が〕分け取る地方主股、漁業営業執照が無効となる年月日を左にあげる。

漁業者×××収執（控え） 貸す年限：5年

漁場附近において漁業を行うための家屋の建設、敷地の使用などを許可する

毎年納入すべき課程銀：毎年5両2銭5分を納入する

地方主股として全漁獲高の2割を〔天合地〕局に納める

捕魚営業執照の有効期限：大同7年3月

捕魚営業執照の〔製作〕費：大洋25圓

天合地局長 ×××印 大同2（1933）年3月25日<sup>17</sup>。

この捕魚営業執照には、漁業者が納めるべき魚租（全漁獲高の2割）、執照発行の手数料としての課程銀、執照の制作費用、及び執照の有効期限が記されている。一方、漁場の位置と名称は記されているが、その面積と境界は詳しく記録されていない。また、課程銀は毎年納入するものと定められている。これは、「漁業者が年々漁期前漁業許可更新手続の際に納入するもの」である<sup>18</sup>。つまり、執照の有効期間が何年であるかに拘わらず、漁業者は毎年改めて旗に漁業の許可を申請して、執照を更新しなければならないのである。これに



より、漁業者に不正な行為があった場合、旗はその漁業許可申請を却下することが可能となる。こうした手段を通じて、旗は漁業者に対して強い拘束力を及ぼし、自らの利益を確保していたのである。

前述したように、清朝末期以降、ジャライト旗の漁場における漁業権や魚租の徴収をめぐって旗と大賚設治局（庁・県）が争っていたが、民国末期からは旗の執照の他に、県が発行する執照も必要とされるようになった<sup>19</sup>。つまり、漁業権と魚租のあり方を旗と県が共同で決めるようになったのである。そこで、大賚県から発給された執照を検討し、ジャライト旗の執照と比較したい。

### 網戸（漁業者）捕魚執照

黒龍江省大賚県公署が捕魚執照を発給するための事。×××が申請し、×××地域において網房（漁業を行うために建てる家屋）を設けて漁業を行いたいという。取り調べたところ、実情に合っており、[漁業の] 管理に便になり、地方（県）の収入にもなるので、[執照の] 控えを残しておく外、捕魚執照を発給して証拠とする。

執照番号：14号 網戸代表者姓名：孫紹述 従業人数：3人

捕魚場所：公社 漁場面積：××× 捕魚方法：氷槽（冬季の漁法の一つ）

網の種類：××× 創業時期：民国18年

康德×年×月×日 [捕魚執照の] 製作者 ×××<sup>20</sup>。

大賚県から発給された執照には、漁業従業者の人数、捕魚方法、網の種類、創業年代が記されているが、前に見たジャライト旗から発給された執照にはこれらの項目がなかった。一方、大賚県の執照には、ジャライト旗の執照のように有効期間、漁業者が納めるべき魚租、課程銀、執照制作費用の金額などの重要な事項が記されていない。これらの事項は旗の執照に記録されているため、県はこれを省略したと考えられる。旗のものに比べて県の執照は簡略である。なお、ゴルロス後旗にも「旗有」漁場が存在したが、その魚租制度はジャライト旗と同様であった。

ゴルロス後旗とドウルベト旗に多く存在する「民有」漁場については、次の「漁業契約書」を通じて検討してみたい。

契約者であるゴルロス後旗の鎮国公賀捷三<sup>21</sup>は、生計地である湖にある穆家暉子という1箇所の漁場、及び7箇所の河川を仲介人の仲介により蔡景芳に貸与し、貸す期間を15年とする。以前は地方[主]が[全漁獲収入の]3割3分を取っていたが、現在は2割を取っており、残りの1割3分を漁業者に与えて漁業活動の費用に当てさせている。これらの湖と河川で生じる如何なる租税や、費用も全て漁業者が負担し、地方主とは関係しない。これらの湖と河川において漁業を始める時、[漁業者は]地方主に知らせ、地方主は人を遣わして經理し、その場で[漁獲の]数によって[地方主の取り分になる]

魚を分けてもらう。漁業者はごまかしてはいけない。漁場においてもめ事があった場合、地方主が解決し、漁業者は関わらない。また、押契<sup>22</sup>300 圓であり、契約期間が満了すると全部〔漁業者に〕返す。〔地方主は〕漁業者が河川敷で草刈りをする、河川で筏流しをすることを阻害してはならない。漁業者は毎年 27 兩<sup>23</sup>の課程銀、5 斤の魚 30 匹を完納する<sup>24</sup>。後回しにしてはいけない。これ（契約）は、双方が自ら進んで〔結んだ〕ものである。口先だけで証拠にはならないので、契約を立てて証と為す。

各自〔契約書の〕1 セットを持つ

仲介人：×××印 ×××印 ×××印

証人：×××印 ×××印 代筆人：×××印

満洲国大同 3 年陽暦 1 月 24 日

地方主：×××印 網戸撻（漁場の経営者）：×××印<sup>25</sup>。

この契約書には、契約の有効期間、漁業者が納めるべき魚股、課程銀の金額が記されている。しかし、漁場の面積と境界が詳細でない点はジャライト旗の執照と同じである。課程銀は毎年 27 兩と、ジャライト旗の 5 兩 2 錢 5 分に比べてかなり高額であり、且つ毎年重さ 5 斤の魚を 30 匹納入しなければならない、と定められている。旗公署が参与していない点と、敷金、仲介人、証人が必要とされている点は、ジャライト旗の執照と異なる。また、漁場において租税などの支出が生じた場合、地方主である同旗のモンゴル人と関係なく、漁業者がその全てを負担することと、敷金、仲介人、証人が必要とされていることは、「旗有」漁場に比べて漁業者に対する拘束力が弱い「民有」漁場の性格を反映したものと考えられる。

一方、租借料制は主にゴルロス前旗で行われ、租借料の金額は漁場の状況により大きな差異があり、最低は 30 圓、最高は 600 圓程度であった<sup>26</sup>。ゴルロス前旗は他の旗と異なり、課程銀と敷金が存在しなかった。また同旗の漁場は、「民有」漁場と同じく、旗公署ではなく、同旗のモンゴル人の管轄下にあった<sup>27</sup>。その捕魚営業執照は、管見の限りまだ発見されていない。ジャライト旗、ドゥルベト旗、ゴルロス後旗に比べ、ゴルロス前旗には漁場自体が少なく<sup>28</sup>、租借料の金額から明らかなように、大規模な漁場もなかった。このため、同旗のモンゴル人は、複雑な手続きを省いて、魚租制度を簡素化したと考えられる。以上から、漁業が盛んで漁獲高が多い地域では地方主股份制が普及し、漁獲量が少ない地域では租借料制が実施されていたと考えることができるだろう。

## 2 - 2 魚租と蒙租の差異

開放蒙地では、旗と省が共同で蒙地の払い下げ作業を実施して、省側の漢文執照と旗側のモンゴル文執照を合璧にした執照を佃戸（農民）に発給する。両者の継ぎ目に双方の捺印があり、例えばジャライト旗の場合は、省の「財政部印」と旗の「扎賚特旗徵租中和地

局（ジャライト旗の地局の一つ）之関防」の捺印があって、執照に土地の位置、境界、面積、納租面積、升科年限、払い下げの手数料としての押荒銀の額などが記入されている<sup>29</sup>。地租は土地の面積と質によって決める。地租収入は旗と省に一定の割合で分配され、多くの場合は旗が 6 割、省が 4 割を取る。佃戸の義務と権利は旗により細部は多少異なるものの概ね同じであり、以下に示す通りである。義務としては、

租（地租）はその年に納入すべきであり、それを後回しにしてはならない。租（地租）を後回しにして納めない者については、旗は土地を回収して他の人に払い下げるができる。…（略）…佃戸は勝手に土地を授けたり、受け取ったりしてはいけない。…（略）… [旗がそうしたことを] 調べ出したら、すぐ土地を回収して改めて払い下げる。

とされ、主要な権利は

[佃戸は借り受けた土地で] 永遠に生業を営むことができる。…（略）… [佃戸が] 租を滞納しない限り、租（地租）を増やしたり、佃を奪ったりしてはいけない。…（略）… [佃戸が] 耕作することができなくなり、或いは事情があって原籍に戻るため耕作する人がいなくなる場合、土地執照を [旗の地] 局に渡して、[旗がその土地を] 改めて払い下げることを許す<sup>30</sup>。

とされている。つまり、佃戸は義務を怠らない限り耕種権を永遠に存続させることができるという、いわゆる「永佃権」（「永租権」ともいう）を持っており、その契約を随時解約することもできる。これに対して、旗は地租を増加することができず、最初に定められた金額の地租を徴収する権利を持つのみであった。また、佃戸が契約に違反しない限り、旗は契約を廃止することができない。蒙地・蒙租をめぐる旗と佃戸との関係においては、旗は受動的な立場に置かれ、佃戸の側に主導権があった。

一方、旗の漁場における漁獲権の契約期間は通常 1 年、或いは 2、3 年であり<sup>31</sup>、最長でも 15 年を超えることがなかったようである<sup>32</sup>。漁場には開放蒙地と違って「永租権」が存在しなかった。また、旗は、捕魚営業執照を更新する際に、魚租金額や、請負人である漁業者を変えることもできた。旗と漁業者との関係は、開放蒙地の場合と比べて、旗側に主導権があり、漁業者への拘束力も強かったのである。

また、開放蒙地の土地執照が最初から旗と将軍衙門（省）の双方により発給されていたのに対し、捕魚執照は、当初は旗が単独で発行していたが、後に一部の旗では県が発給する捕魚執照も必要とされるようになったことは、前述した通りである。

### 第3節 蒙地奉上の経緯

満洲国の蒙地奉上政策については、すでに広川氏による詳細な研究がなされているので、本章においては、それを踏まえて蒙地奉上の経緯を簡単に述べるにとどめたい。

前述したように、開放蒙地においては、農民は課された義務を怠らない限り、永久に耕作する権利を手に入れることができた。一方、モンゴル旗は払い下げた土地から蒙租を徴収する権利を持っていた。すなわち、1つの土地に対してモンゴル旗と農民という2つの「主」が並存していたのである。また、旗の地局と県の税捐局が並立し、両者の間に紛争が絶えなかった<sup>33</sup>。こうした状況の中で、満洲国が中央集権的な統治機構を全国に確立するためには、モンゴル王公・モンゴル旗が有する特別な利権を早急に否定する必要がある、それは国家体制の根幹に関わる問題とさえ考えられていた<sup>34</sup>。そのため、政府はまずモンゴル旗の原有権益の実態調査を行った<sup>35</sup>。

大同元（1932）年、満洲国は土地問題を管轄する機関として民生部の外局である土地局を設置し、準備調査を少しずつ行って、康德 2（1935）年以降に本格的な態勢作りに着手した<sup>36</sup>。蒙地の調査・研究と並行して、蒙地問題をめぐり一連の会議が開かれた。会議の構成員には満洲国の関係部局の他、関東軍関係の人員も加わっていたが、興安各省当局や各旗のモンゴル人は含まれず、しかも彼らには会議のことは極秘にされた。

土地局は、「開放蒙地ニ於テ均シク満洲国人ナルニモ拘ハラズ漢滿人ハ蒙古人同様ノ権利ノ取得ヲナシ得サルハ不合理ナリ<sup>37</sup>」、「蒙古人ノ保護ハ別トスルモ之ヲ保護スルカ為ニ開放蒙地迄ニ二元的行政トナルコトハ単一国家タル満洲国全般トシテハ不利益ナリ<sup>38</sup>」という見解を示した。これに対してモンゴル旗の事務を総轄する蒙政部側から異議が出たが、蒙政部以外の参加者全員は賛成した<sup>39</sup>。こうして、開放蒙地の一元化は満洲国政府の確固たる方針となった。

そして、康德 3（1936）年 3 月に新京で第一回興安各省省長会議が開催され、政府各部局の他、関東軍司令部の代表も出席し、蒙地問題が主な議題として話し合われた。この会議において、それまでの極秘審議について何も知らされていなかった興安北省省長凌陞を始めとするモンゴル側は、モンゴル旗の固有の利権を強調して開放蒙地の一元化に反対し、蒙政部もモンゴル側が主張する蒙地の特殊性に理解ある態度を示した<sup>40</sup>。

ところが、会議直後の 4 月 24 日に凌陞等は通ソの嫌疑をかけられて処刑され、蒙政部も窮地に立たされた<sup>41</sup>。結局、康德 4（1937）年 7 月に蒙政部は廃止され、蒙政部直属の各機関は新設の他の機関に分散される。代わりに興安局が設置されるが、その権限は蒙政部に比べると大幅に縮小された<sup>42</sup>。新設の興安局は、「前蒙政機関の方針を一転し、旧蒙古地域全体に互る権益の主張を止めて、これを蒙古人の中心生活地域と既に蒙古たるの実質を喪った地域とに分ち、前者に蒙政の重点を置き、其処には豊かな特殊性を盛り込んだ行政を行っていくが、後者は国内体制整備の方針に則って蒙古側の権益を抛棄せしめることを決意した<sup>43</sup>」。

こうした背景の下、康德 5（1938）年 10 月に開放蒙地の奉上が決定され、開放蒙地執照所有者の権利は民法上の所有権に転換された<sup>44</sup>。一方、開放蒙地にある旗の生計地、留界地、廟地は「原有旗民ノ為ニ開放当初ニ於テ劃留サレタモノデアリ当然一般漢人ノ報領地ト異ナリ蒙租ノ負担ハアリ得ナイ<sup>45</sup>」という事情により奉上範囲に含まれなかった。これにともない、12 月 31 日をもって、蒙租は「地税法ニ依ル地稅トシテ之ヲ課シ<sup>46</sup>」、県の地稅となり、旗の地局は廃止された<sup>47</sup>。

蒙地奉上によって旗の財政が損なわれるため、政府は旗側に対して補償金の支給を決定し、金額はそれまで旗の収入となっていた蒙租と税捐津貼、及び魚租の「応徴金額」の 8 割を基準とし、これに今後「未出放地」の開放により生じる利益を加えて補償金額とした。試算では総額 337 万圓となったが、実際の金額は 300 万圓と決定された。康德 6（1939）年以降、毎年この補償金 300 万圓のうち、半分はモンゴル旗の行政費に、半分はモンゴル人の民政、厚生資金として蒙民厚生会に補填されることになった<sup>48</sup>。

#### 第 4 節 開放蒙地における魚租の状況

前述したように、地方主股が行われていた開放蒙地内の漁場において、旗と県は全漁獲収入の 3 分の 1 を魚租として獲得した上で折半していたが、民国期に県の圧力を受けて 2 割に下げた。しかし、それでも両者の争いは止まず、満洲国期にも続いていた。ジャライト旗と大賚県の事例を通して、その実情を見てみたい。

満洲国が建国された大同元（1932）年、ジャライト旗の魚租は依然として旗と県に折半されていたが、旗が満洲国政府に対して県を訴えたことにより、その徴収額は全漁獲高の 3 割に改正され、また課程銀は旗が全額徴収することになった<sup>49</sup>。これによって、同旗は魚租収入を増加させることに成功した。しかし、これは長く続かなかった。康德元（1934）年に「大賚県は龍江省稅務監督署の認可を経て大賚県公署暫行管理漁業簡章を作り課程銀の一半を県が取得する事とした。而して魚股（魚租）を 2 割となし県は魚捐として 5 厘捐並に 5 分 2 厘捐<sup>50</sup>を設定した<sup>51</sup>」。魚租を 2 割に下げたことは、県と旗の双方に損失を与えるが、大賚県は単独で漁業者と魚の販売者から魚捐を徴収することで、損失を補填したのである。結局、損失を蒙るのはジャライト旗のみということになる。これに対して、ジャライト旗は不当を訴えて利権を取り戻そうとし、康德 4（1937）年 3 月 8 日、「魚股は 3 割とし旗、県折半とし 5 厘捐及 5 分 2 厘捐は此を廃止する<sup>52</sup>」ことになった。この状態が翌年の蒙地奉上まで続く。

旗と県の争いが続く中で、満洲国政府は土地問題の処理と同時に、実業部による漁業に関する調査も行った。実業部は、大同 2（1933）年 2 月 18 日に黒龍江省、吉林省、遼寧省、東省特別区、2 月 24 日に興安各省に文書を送り、漁業状況を調査して報告するよう求めた<sup>53</sup>。しかし、ほとんどの地域には統計資料がなく、特に開放蒙地問題を抱えるモンゴル旗の状

況は複雑であったため、興安総署は同9月5日に興安南省と同西省に訓令を下し、

[興安各] 分省に所属する各旗の開放地域内にあつて、まだ開放されておらず、従前通り旗が所有している山林、河川、湖、曹達地、砂漠、荒地などは、旗の所有する権利に関わるため、それを早く調査して明らかにする必要がある…(略)…上述の各項目、及びそれを管理する現在の方法を詳細に取り調べて署に報告せよ。以て考察に役立て、整理に便宜を提供する<sup>54</sup>。

と要求した。上の文面からは、興安総署が、開放蒙地にある河川と湖沼などが開放範囲に属さず、その利権は旗にあると認識していたことがうかがえる。

康德元(1934)年7月、実業部水産科は、ゴルロス前・後旗に人員を派遣して漁業を調査させた<sup>55</sup>。そして、8月には嫩江—松花江流域の各地域で漁業調査を行ったが、実態のごく一部しか把握できなかつた<sup>56</sup>。このため、実業部臨時産業調査局は、康德2(1935)年9月から11月まで、そして翌年の11月から12月までの間に、嫩江—松花江流域の漁業を徹底的に調査し、その結果を調査報告書にまとめた。同報告書には、

土地ハ開放セラレタルモ水面ハ開放セザル為メ江灘所有権ノ残存セル結果ト見ラルルモノナリ、蒙古旗トシテハ同民族生存上江河ノ水域ト現在所領ノ土地トノ確保ニ強キ信念ト主張トヲ有スルモノノ如シ即チ従前旗ノ所領内ニアリシ嫩江及松花江上流等ノ河川ヲ未ダ放棄セシコト無ク元来旗有蒙地ハ一定租料ニ依リ其ノ土地及定水域ノ利用収益権ヲ開放セシニ止マリ又魚股、魚課ハ旗ノ財産収入ニシテ税捐ニ非ズトス従ツテ土地及定水域自体ハ漢人ノ所有ニ迄開放セシコトナシトナスナリ、是レ旧来蒙古人ノ河川及土地ニ対スル觀念ノ然ラシムル所ナリ<sup>57</sup>。

とあり、河川は開放蒙地に含まれないことが述べられ、また河川と魚租の位置づけに対するモンゴル旗側の觀念と主張が盛り込まれている。この調査結果は、後の魚租問題の処理に反映されている。そのことを、次の2つの史料を通じて検証したい。

まず、開放蒙地に新しく形成された河川と湖沼における魚租利権に関する史料として、康德5(1938)年1月21日に発布された「満洲国国务院指令第62号 泰来<sup>58</sup>県民孔某ノ荒段内ニ於ケル扎賚特旗ノ魚股徴収ニ関スル件<sup>59</sup>」がある。その内容は次の通りである。

龍江省長ニ令ス

康德4年12月8日付龍江省公函第380号(民行第579号)ニ依ル首題ノ件閱了セリ就テハ其ノ処理如何ハ影響スル所少カラザルヲ以テ左記要領ヲ遵照慎重処理ノ上其ノ状況詳細報告スベシ

一 該漁場ガ執照記載面積地域中ニ在リ蒙租負担ノ場合

孔某ガ蒙地ヲ承領スルニ当リ該漁業ガ当時可耕地或ハ既耕地ニシテ蒙租負担ノ面積地域中ニ包含セラレ居リ其ノ後該地域ガ天災地変ニ因リ低湿地、湖沼或ハ河川トナリタルモ今日迄蒙租ヲ滞納セシコト無カリシ場合ニ於テハ扎賚特旗ハ魚利租ヲ徴収スルコトヲ得ズ

一 該漁場ガ執照記載面積地域中ニ在ルモ蒙租免除ノ旨記載アル場合

該漁場ガ承領ノ当時ヨリ不可耕地ニシテ蒙租免除ノ旨記載アリ今日迄蒙租ヲ負担セザリシモ其ノ後土地ノ変化ニ依リ使用収益ヲ為シ得ル状態ニ至リシ場合ハ扎賚特旗ハ其ノ使用収益ノ対象物件ニ対シ蒙租或ハ蒙租ニ準ズベキモノ〔漁獲ニ対シテハ魚利租〕ヲ徴収シ得ルモノトス

一 該漁場ガ執照記載面積地域外ナル場合

此ノ場合該漁場ハ未開放蒙地ナルヲ以テ一切ノ権利ハ蒙旗ニ属スルモノトス

康德 5 年 1 月 21 日

國務總理大臣 張景惠

これによれば、開放蒙地に新しく河川や湖沼が形成され、それが蒙租を徴収している範囲内にある場合、旗は魚租を徴収することはできないが、蒙租が発生しない範囲にある場合、旗は魚租を徴収することができる。また、開放蒙地範囲の外に新しくできた河川と湖沼は未開放蒙地に属し、その全利権は旗に帰属するということになる。

次に、4 月 4 日に実業部が発布したモンゴル旗の「慣行漁場」に関する指示には、

蒙旗ノ慣行漁場トハ従来蒙旗ニ於テ定所漁業ニ関シ漁場ヲ支配スルノ慣行ヲ有スル場所ヲ謂フ…（略）…蒙旗ノ慣行漁場ニ於ケル当該漁業ニ関スル新規漁業者ノ漁業ノ許可申請ニ付テハ当該旗長トノ漁場賃貸借契約書ヲ添付セシムルノ外必要ニ依リ当該旗長ノ意見ヲ徴シ処分ノ参考ニ資スベシ…（略）…蒙旗ノ慣行漁場ニ於テ当該漁業ヲ許可スル場合ニ於テハ慣行ニ従ヒ蒙旗ニ租料ヲ納付スベキ旨ノ条件ヲ付スベシ<sup>60</sup>。

とあり、旗が従来有している魚租徴収権については、旧慣の踏襲が認められている。

前述したように、この時期、政府はすでに開放蒙地の利権を一元化する方針を固めていた。しかし、これらの史料からは、康德 5（1938）年 4 月の時点でも、河川と湖沼における旗の従来の利権は否定されていなかったことがわかる。

## 第 5 節 開放蒙地における魚租の廃止

ところが、前述した康德 5（1938）年 10 月の蒙地奉上決定にともない、政府は「蒙旗側ノモツ…（略）…蒙租漁利租（魚租）税捐津貼等ノ徴租権…（略）…コレ等ノ利権ノ一切

ヲ挙ゲテ国家ニ奉上<sup>61</sup>」すると定め、開放蒙地にある河川と湖沼における魚租利権は奉上され、魚租は蒙租と共に廃止されることとなった。しかし、実質的に廃止されたのは旗の取得分のみであり、県の取得分は県の地方捐に繰り入れられ、しかも、奉上以前の旗の取得分も県が徴収することになった<sup>62</sup>。

その結果、「各旗ノ歳入ノ相当部分ヲ占メテイタ、蒙租、魚利租（魚租）、税捐津貼等ハ当然徴収セザル為旗財政ニ影響スルトコロ少カラズ<sup>63</sup>」という状況が生じたため、政府は「蒙民ノ安定向上、蒙旗ノ開発充実ヲ促進スル為毎年…（略）…蒙租〔魚利租（魚租）ヲ含ム〕、税捐津貼〔などの〕合計額ヲ標準トシ之ヲ下ラザル金額ヲ蒙旗津貼トシテ…（略）…〔蒙旗に〕補給スル<sup>64</sup>」と定めた。この内、奉上された魚租に対する補償金額は、康徳3（1936）年の旗の魚租収入の総額の8割を基準とした<sup>65</sup>。モンゴル旗が開放蒙地から徴収する租は多くの種類に分けられているが、土地自体から生じる地租、街基租、園基租は蒙租として一括され、魚租は別扱いにされている<sup>66</sup>。それは、前述したように、魚租と蒙租の差異についてはモンゴル旗のみならず、政府も理解していたからであろう。

しかし、魚租が蒙租と共に奉上されたにもかかわらず、蒙地奉上の過程で行われた一連の会議などの記録中には、魚租に関係する内容を見出すことができない。また、前述した康徳2、3（1935、36）年の実業部臨時産業調査局による嫩江—松花江漁業調査の結果が参照された形跡も見当たらない。さらに、魚租利権の奉上に対して、旗・モンゴル王公らが何故抵抗しなかったのかという問題もある。その理由は現時点では明らかにできないが、あえて推測すれば、次の数点が考えられる。

まず、康徳2（1935）年12月に開かれた臨時土地制度調査会第2回委員会議において、土地局は開放蒙地問題の早期解決を果たすために次のように提案したことがある。

開放蒙地が益々開発されまして言ひ換へれば経済度が高くなるといふのであります。此の経済度が高くなりますと蒙租の収入が増大して参ります。蒙租の収入が増大すればする程蒙旗といふもの経済的關係が力強く結ばれてくることは明瞭であります…（略）…将来に延ばせば益々困難になるのであつて遂に満洲国の土地制度の一元化は再び来ない<sup>67</sup>。

問題を先延ばしにすればするほど、旗が徴収すべき蒙租の金額が増えて、利権を返上させることが難しくなるという論法である。この論法を敷衍して考えれば、魚租については、前述したように、元々旗が独占していた魚租が旗と県に折半されるようになり、さらに県がそれをも奪い取ろうとしたという経緯があるため、これらの事情を調べて明らかにすると、旗側にとって有利になる。すなわち、調べれば調べるほど、旗側の伝統的な利権の存在が明確化し、行政制度の一元化にとって不利となる。おそらくはこうした思惑から、政府はモンゴル旗の魚租問題を詳細に検討することなく、蒙地と共に奉上させたのであろう。

次に、注意しなければならないのは、清代以来、ジャサクをはじめとするモンゴル王公

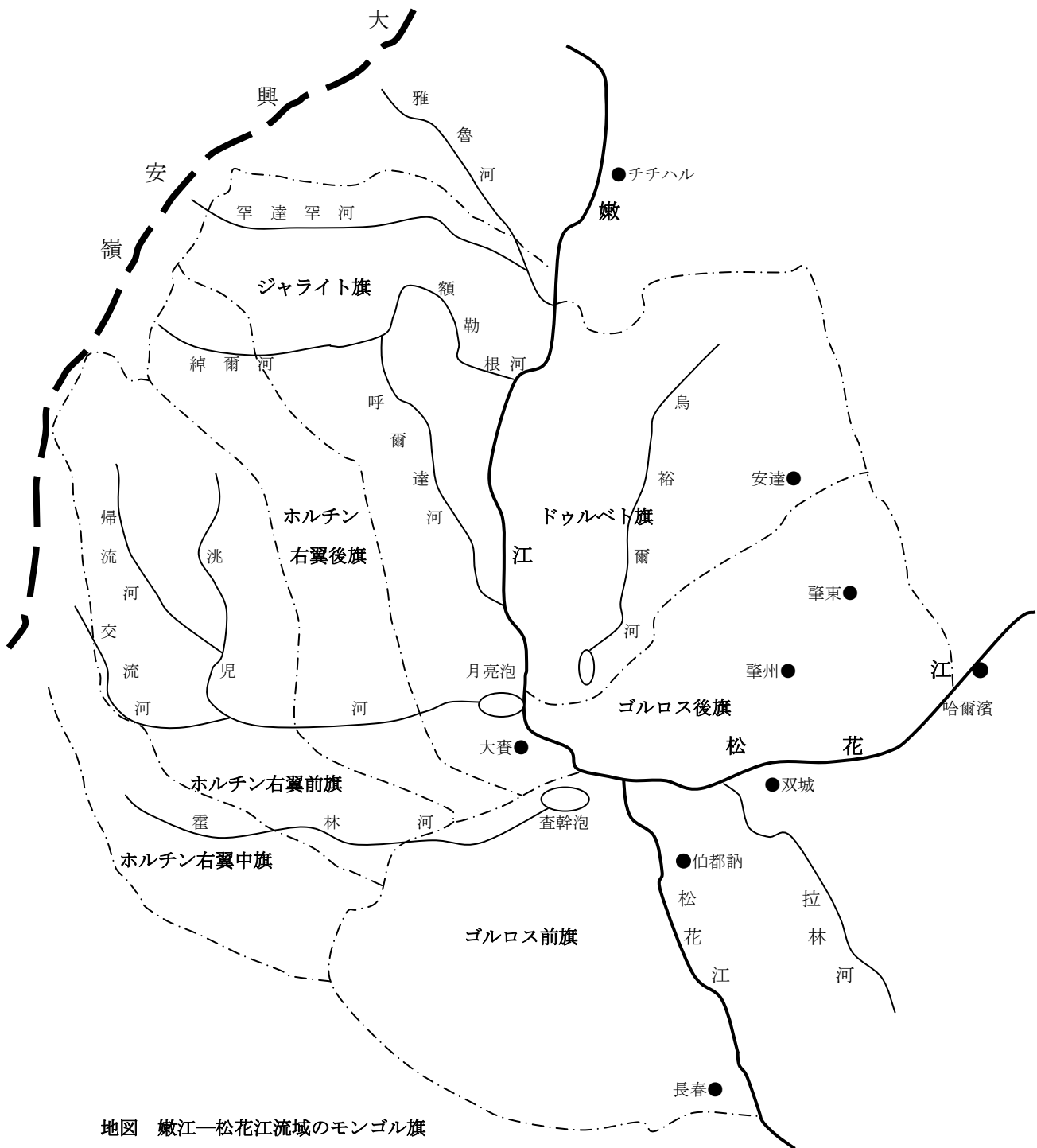


は、旗の土地を自らの領地のように見なしており、魚租や蒙租などの収入は、旗の公務に使われることもあったが、多くはジャサク・王公らの個人財産になっていた、という点である。しかし、満洲国期になると、ジャサク制は廃止され、代わって旗長が置かれることになった。当初は多くのジャサクがそのまま旗長となったが、土地については、生計地などを除いて旗の公有とされた。したがって、魚租・蒙租も王公らの個人財産ではなく、旗の公有財産となった。一方、魚租・蒙租などの奉上にともない、満洲国政府は「舊蒙古王公ガ満洲国建国以来鋭意国運ノ隆昌ニ貢献シ且ツ今次奉上ノ輿論ヲ喚起シテ遂ニ劃期的聖業ノ完成ニ尽力セル功績ノ顕著ナルモノアルニ鑑ミ彼等ノ生計ト体面ヲ維持セシムル為興安局総裁ヲ名義人トスル登録公債 600 万圓ヲ発行シソノ利子ヲ… (略) … [王公らに] 支給スル<sup>68</sup>」とし、この「生計費」の支給対象を「現ニ国内ニ居住シ且民国以前ニ於テ親王、郡王、貝勒、貝子、鎮国公、或輔国公ハ封爵セラレタル者又ハ其ノ承襲者ニ… (略) …各爵位別ニ之ヲ定メ支給スルモノトス<sup>69</sup>」と定めた。このように、魚租、蒙租などがすでに王公らの個人財産ではなくなっていたにも拘わらず、その奉上によって「生計費」をもらえるという事情があったため、彼らは真剣な抵抗を示さなかったのではなかろうか。

さらに、開放蒙地のほとんどは興安南省に集中したが、魚租問題を抱えるジャライト旗、ドルボト旗、ゴルロス前・後旗の内、ジャライト旗以外の 3 旗は興安省外にあった。前述したように、蒙地問題に関する一連の審議にモンゴル側は参加しておらず、興安各省省長会議にも上記 3 旗を代表する参加者はいなかった。おそらく省長らは各自の省のことに精一杯で、興安省外にあるモンゴル旗の問題を顧みる余裕はなかったであろう。開放蒙地の河川と湖沼における利権問題がほとんど議題にならなかったのは、そのためではないかと考えられる。満洲国政府は、蒙地奉上決定の直前の 1938 年 8 月 26 日に「興安南省及省外蒙旗各旗長懇談会」を開催した<sup>70</sup>。しかし、このときまでにモンゴル側は完全に意見を封じ込められていたため、懇談会では蒙地奉上に対する反対意見は出されなかった<sup>71</sup>。要するに、興安省外のモンゴル旗には、事実上魚租利権の奉上に抗議するチャンスはなかったのである。

本章では、嫩江—松花江流域のモンゴル旗の河川と湖沼における魚租利権問題について、その発生の背景と過程を踏まえつつ、満洲国期における変容をおおむね明らかにした。モンゴル旗の魚租は乾隆朝中期に確立されるが、蒙地開放後、隣接庁・県は魚租利権を奪い取ろうと企て、それを阻止しようとする旗との争いが満洲国期まで続いた。モンゴル旗は河川と湖沼は開放蒙地ではないという認識を持ち、満洲国政府も基本的にそれを認めていた。しかし、魚租利権に関する一連の調査が実業部によって行われたにもかかわらず、その成果は政策に反映されることがなく、康德 5 (1938) 年に蒙地奉上が決定されると、魚租も蒙租と共に奉上の対象となり、地税に繰り込まれた。土地局総務処長と土地制度調査会幹事長を兼任する加藤鉄矢が「封建制度を国家的威信を以て崩壊せしめた土地から封建制度残存部分を解消する<sup>72</sup>」と述べているように、政府にとって、土地制度と税制の一元化という基本政策の前では、モンゴル旗の実情などはもはや顧慮に値しないものだったの

である。



地図 嫩江—松花江流域のモンゴル旗

凡例：--- 旗の境界線を示す。

「哲里木盟蒙地開放図」（南満洲鉄道株式会社調査課『満蒙交界地方経済調査資料 齊齊哈爾 鄭家屯 洮南府 大賚庁 伯都訥 農安』、1909年）、「依克明安旗 郭爾羅斯後旗 杜爾伯特旗開放図」（興安局『依克明安旗 郭爾羅斯後旗 杜爾伯特旗開放蒙地調査報告書』、1939年）、「扎賚特旗 科爾沁右翼後旗開放略図」（興安局『扎賚特旗 科爾沁右翼後旗開放蒙地調査報告書』、1939年）、「郭爾羅斯前旗開放図」（興安局『郭爾羅斯前旗開放蒙地調査報告書』、1939年）をもとに作成。

## 【注】

- <sup>1</sup> 蒙地に建てられた村や町から旗が徴収する土地の使用料金である。
- <sup>2</sup> 農民の家屋と菜園の敷地は開放蒙地の一部になるため、そこから旗が徴収する土地の使用料金である。
- <sup>3</sup> 「光緒 29 年 9 月 2 日付札薩克凶郡王烏泰發札薩克凶蒙荒行局宛咨文」、李澍田主編 長白叢書第 4 集『蒙荒案卷』、吉林文史出版社、1990 年、261 頁；『滿洲国政府公報日誌』第 234 号、1933 年 10 月 10 日；〔滿洲国〕 國務院実業部臨時産業調査局『大賚—北洛州 松花江漁業調査』、1937 年、131 頁、137 頁。
- <sup>4</sup> 〔滿洲国〕 産業部大臣官房資料科『江橋—大賚 嫩江下流漁業調査書』、1937 年、133～134 頁。
- <sup>5</sup> 同上、131～133 頁。
- <sup>6</sup> 〔滿洲国〕 興安局『郭爾羅斯前旗開放蒙地調査報告書』、1939 年、106～107 頁。
- <sup>7</sup> 前掲、『大賚—北洛州 松花江漁業調査』、127 頁。
- <sup>8</sup> 〔滿洲国〕 興安局『開放蒙地奉上関係記録集成』、1940 年、10～11 頁。
- <sup>9</sup> 江夏由樹「滿洲国の地籍整理事業について—「蒙地」と「皇産」の問題からみる—」、一橋大学研究年報編集委員会編『経済学研究』37、1996 年、127～173 頁。
- <sup>10</sup> 広川佐保『蒙地奉上一「滿洲国」の土地政策—』、汲古書院、2005 年。
- <sup>11</sup> 前掲、『大賚—北洛州 松花江漁業調査』、121 頁。
- <sup>12</sup> 同上、121～122。
- <sup>13</sup> 〔滿洲国〕 興安局『西科後旗 扎賚特旗開放蒙地調査報告書』、1939 年、108 頁。
- <sup>14</sup> 前掲、『大賚—北洛州 松花江漁業調査』、122 頁。
- <sup>15</sup> 同上、122 頁。
- <sup>16</sup> 前掲、『江橋—大賚 嫩江下流漁業調査書』、129～136 頁。
- <sup>17</sup> 前掲、『大賚—北洛州 松花江漁業調査』、125～126 頁。
- <sup>18</sup> 前掲、『江橋—大賚 嫩江下流漁業調査書』、129 頁。
- <sup>19</sup> 前掲、『大賚—北洛州 松花江漁業調査』、124～126 頁。
- <sup>20</sup> 同上、127 頁。
- <sup>21</sup> 清末にゴルロス後旗のジャサク職は旗の鎮国公系から一等台吉系へと変更されたため、同旗の鎮国公は閑散王公となった（橋誠「二十世紀初頭の内モンゴル東部地域の社会構造—ジリム盟ゴルロス後旗の事例から—」、モンゴル研究所編『近現代内モンゴル東部の変容』、雄山閣橋 2007、166～170）。また、滿洲国に認められたゴルロス後旗の唯一の鎮国公は賀喜珂徳樂格爾であった（前掲、『開放蒙地奉上関係記録集成』、65 頁）。以上から、賀捷三は賀喜珂徳樂格爾のことであると考えられる。
- <sup>22</sup> 敷金にあたるものである。
- <sup>23</sup> 清朝末期以降、東北における通貨は複雑多様となって幣制の紊乱は絶頂に達し、各種の紙幣の他、硬貨としての銀と銅も流通して、統一的な通貨はなかった（梶倉正一『滿洲中央銀行十年史』、1942 年、2～5）。商民の取引、公金の出納等において時に銀兩建によることがあっても、それは従来の慣習上伝統的に用いられたに過ぎず、実際の授受にあたっては、全てその市価に換算して現行通貨を以って行っていた（同上、30 頁）。滿洲国は建国後すぐに通貨の一元化に着手し、康德 3（1936）年 12 月に至ってようやく幣制の統一を完成したが、それまで旧通貨の流通は認められていた（同上、90 頁、279 頁）。したがって、この大同 3（康德元、1934）年に作られた「漁業契約書」は魚租徴収の伝統的方法により「兩」を用いて課程銀の金額を記したと推測される。ただし、圓と兩の換算率は、多くの複雑な問題と絡んでおり、現時点では明らかにできない。今後の課題としたい。
- <sup>24</sup> 清朝末期以降、このように所定の課程銀に一定の魚の現物が上乘せされることもあった。なお、魚租は乾隆年間以来、現金で納付すると定められていたが（「乾隆 25 年 12 月 4 日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門檔案』35—1760：263—2682（AA 研所蔵）；「乾隆 27 年 4 月 8 日付黒龍江將軍衙門發ゴルロス後旗宛咨文」、『黒龍江將軍衙門檔案』34—1762：60—65（AA 研所蔵））、本史料に見るように、実際には現物で納付されることもあったようである。
- <sup>25</sup> 前掲、『大賚—北洛州 松花江漁業調査』、123 頁。
- <sup>26</sup> 同上、122 頁。
- <sup>27</sup> 同上、127～128 頁。
- <sup>28</sup> 井手俊太郎「嫩江水域に於ける漁股、課程銀子に就て」、『蒙古研究』第 3 卷第 2 輯、1941 年、66 頁。
- <sup>29</sup> 〔滿洲国〕 地政総局『増訂 地巻様式彙集』、1940 年、290～291 頁。
- <sup>30</sup> 亀淵龍長『滿洲旧慣調査報告 蒙地』、南滿洲鉄道株式会社、1914、155～157 頁。
- <sup>31</sup> 〔滿洲国〕 土地局『第一回全国土地科長會議議事録』、1935 年、187 頁；前掲、『西科後旗 扎賚特旗開放蒙地調査報告書』、111 頁。
- <sup>32</sup> 前掲、『大賚—北洛州 松花江漁業調査』、121 頁。
- <sup>33</sup> 前掲、『蒙地奉上一「滿洲国」の土地政策—』、31 頁。

- 
- 34 前掲、「満洲国の地籍整理事業について―「蒙地」と「皇産」の問題からみる―」、148～168頁。
- 35 [満洲国] 興安局調査科編『蒙政十年史』、1942年、41頁。
- 36 前掲、「満洲国の地籍整理事業について―「蒙地」と「皇産」の問題からみる―」、130頁。
- 37 [満洲国] 臨時土地制度調査会『第7回在京委員打合せ』、1935年、46頁。
- 38 [満洲国] 臨時土地制度調査会『第7回幹事会議議事概要』、1935年、14頁。
- 39 同上、14頁。
- 40 [満洲国] 蒙政部『第一回興安各省省長会議議事録』、1936年、160～225頁。
- 41 前掲、『蒙地奉上一「満洲国」の土地政策―』、73～74頁。
- 42 同上、85頁。
- 43 竹村茂昭「蒙地問題覚え書」、蒙古研究会『蒙地管理要綱関係記録』第1輯（『蒙古研究』第5巻第5・6合併号の付録）、1942年、3頁。
- 44 同上、80頁。
- 45 前掲、『開放蒙地奉上関係記録集成』、3頁。
- 46 『満洲国政府公報日誌』第1415号、1938年12月23日。
- 47 『満洲国政府公報日誌』第1419号、1938年12月28日。
- 48 前掲、『開放蒙地奉上関係記録集成』、15頁；前掲、『蒙地奉上一「満洲国」の土地政策―』、111頁。
- 49 前掲、『西科後旗 扎賚特旗開放蒙地調査報告書』、108頁。
- 50 漁業経営者は魚租（魚股）を納める他、魚の売上高に応じて1圓につき5厘の税を県に納める。この種の税を5厘捐という。また、魚の販売者は漁業経営者から魚を仕入れる際に取引金額に応じて1圓につき5分2厘の税を県に納めなければならない。これを5分2厘捐という（前掲、『西科後旗 扎賚特旗開放蒙地調査報告書』、109～110頁）。当時の為替相場によれば、1圓は100分、1分は10厘にあたる（前掲、『満洲中央銀行十年史』、97頁）。
- 51 前掲、『西科後旗 扎賚特旗開放蒙地調査報告書』、108頁。
- 52 同上、110～111頁。
- 53 [満洲国] 実業部総務司『実業部月刊』第1期第6号、1933年4月、6頁、65頁。
- 54 『満洲国政府公報日誌』第234号、1933年10月10日。
- 55 [満洲国] 実業部総務司『実業部月刊』第2期第5号、1934年9月、45頁。
- 56 [満洲国] 実業部総務司『実業部月刊』第2期第6号、1934年10月、38～55頁。
- 57 前掲、『大賚―北洛州 松花江漁業調査』、131頁、137頁。
- 58 ジャライト旗の開放地であって、最初は大賚県の一部であったが、民国5（1916）年に大賚県から独立して県となった（満洲国地方事情編纂会『泰来県事情』、1934年、1頁）。
- 59 『満洲国政府公報日誌』第1144号、1938年1月25日。
- 60 『満洲国政府公報』第1197号、1938年4月4日。
- 61 前掲、『開放蒙地奉上関係記録集成』、9頁。
- 62 前掲、「嫩江水域に於ける漁股、課程銀子に就て」、『蒙古研究』第3巻第2輯、69頁。
- 63 前掲、『開放蒙地奉上関係記録集成』、15頁。
- 64 同上、20頁。
- 65 同上、11頁、14頁。
- 66 同上、9～14頁。
- 67 前掲、『臨時土地制度調査会第2回委員会議事速記録』、122頁。
- 68 前掲、『開放蒙地奉上関係記録集成』、16頁。
- 69 『満洲国政府公報日誌』第1468号、1939年3月8日；前掲、『開放蒙地奉上関係記録集成』、21頁。
- 70 前掲、『開放蒙地奉上関係記録集成』、27～51頁。
- 71 前掲、『蒙地奉上一「満洲国」の土地政策―』、108頁。
- 72 前掲、『臨時土地制度調査会第2回委員会議事速記録』、122頁。

## 結論

本論文は、モンゴル旗が形成された清代初期から、現在のモンゴル旗の形が定着した満洲国期までの、嫩江—松花江流域のモンゴル旗における漁業利権の確立・変容過程を通時的に検討し、漁業利権をめぐる旗と他の諸機関——站台・将軍衙門・庁・県など——の関係を考察したものである。

嫩江—松花江流域のモンゴル旗は、吉林・黒龍江将軍衙門管轄地と接し、一部の旗の領内に站台が設置されていた。この地域には、嫩江、松花江、月亮泡をはじめとする多くの河川や湖沼が分布し、漁業資源が豊富であった。このため、清代以前からホルチン支配下のシボ人とグワルチャ人がそこで漁業を営んでいたが、時代が下るにつれて、漁業の担い手は站台丁、駐防八旗の旗人、モンゴル人、民人へと変化し、漁業利権をめぐる紛争が絶えず発生した。こうした紛争は、清代中期の「封禁」政策、清代末期の蒙地開放政策、満洲国期の蒙地奉上政策など、その時々々の政府の基本政策とも深く関わっていた。

本論文の第一部では、清代前・中期の嫩江—松花江流域のモンゴル旗における漁業の状況を明らかにするとともに、旗の漁業利権が確立する過程を検討した。清代初期における一帯のモンゴル旗には、ホルチン＝モンゴル人と、その支配下にあったシボ人、グワルチャ人、ダグール人しか居住していなかった。シボ人らは漁業を盛んに行い、ホルチンに貢納の義務を負っていた。しかし、南進してきたロシアに対抗するため、清朝は康熙 22 (1683) 年に黒龍江地域に黒龍江将軍を設置し、そして同 25 (1686) 年に吉林と黒龍江城の間に站台を設け、一部の站台はモンゴル旗内に置かれた。旗内の站台丁は旗の管理を受けず、直接黒龍江将軍に管轄され、站台の設置後間もなく漁業を始めた。

康熙 31 (1692) 年、清朝は東進してきたジュンガルとの戦争に備えて、ホルチン支配下のシボ、グワルチャ、ダグールを進献させ、駐防八旗に編入してチチハル、伯都訥、烏拉に駐防させた。これ以降、シボらはホルチンとの関係がなくなり、黒龍江・吉林将軍の管下に入った。伯都訥は元々ホルチン支配下のシボ人の居住地であったため、この地域はホルチンの境域の一部であったと言える。しかし、シボ人が駐防八旗に編入されると共に、伯都訥はホルチンから切り離されて駐防八旗の拠点となり、吉林将軍の管轄地となり、吉林とゴルロス両旗との境界は松花江とされた。

雍正 13 (1735) 年、禁山で人参を盗掘する人々を取り締まるため、清朝は呼蘭河東岸に呼蘭城を築城して城守尉を置き、黒龍江将軍の管下に置いた。呼蘭城の管轄範囲は呼蘭河両側にまたがり、河から西へ 6、70 里離れたところでゴルロス後旗、ドゥルベト旗と境を接することになった。呼蘭河一帯は元々グワルチャ人の居住地であって、ホルチンの境域の一部であった。しかし、グワルチャ人が駐防八旗に編入されて呼蘭河一帯を離れ、呼蘭城が設置されたことにより、一帯は黒龍江将軍管轄地に組み込まれた。翌乾隆元 (1736)

年、吉林—黒龍江間の站台路と呼蘭城を結びつけるため、松花江北岸に沿って 6 台が設けられ、その内の 4 台がゴルロス後旗内にあった。これらの駐防八旗と站台は、設置後すぐに漁業を開始した。そのため、嫩江—松花江流域における漁業従事者の人数が急増した。

こうして、モンゴル旗の内部に站台が置かれ、周辺にはチチハル、伯都訥、呼蘭といった街が形成された。それにもなって漁夫、商人などの民人も大量に流入し、一帯の人口が激増した。人口の増加は魚に対する需要を生み出し、一帯における漁業活動を活発にした。一方、站台と駐防八旗の設置により、嫩江—松花江流域のモンゴル旗の範囲と人口構成が大きく変容し、一帯で漁業を行う者は、ホルチンの支配下にあった人々から、駐防八旗の人々や站台丁など、ホルチンと関係のない人々に変わったのである。

站台丁などがモンゴル旗内の漁場で始めると、旗は漁業者から魚租を徴収するようになった。この時期の漁場の賃借と魚租の徴収は、双方の口約束によって行われ、正式な契約書は交わされていない。これが紛争を引き起こす一因となる。また、漁業の経済的価値を認識したモンゴル旗は、漁業者から魚租を徴収するのみならず、自ら民人を雇って漁業に従事させるようになる。このため、ゴルロス前・後旗と站台、駐防八旗との間に漁業利権をめぐる紛争が起こるようになる。紛争が発生したのは、主に次の二つの場所である。一つは松花江右岸におけるゴルロス両旗と吉林管下の伯都訥・拉林の駐防八旗との紛争である。もう一つは、ゴルロス後旗と旗内の站台丁との紛争である。これらの紛争には民人も一部関わっているが、それは站台や駐防八旗に雇用された者であった。

前者のゴルロス—吉林間の紛争を解決するため、乾隆 26 (1761) 年、吉林將軍恒禄らは、吉林とゴルロス両旗の境界を分定することを奏請し、また、吉林側では駐防八旗や民人の漁業に対して徴税する一方、モンゴル旗側で旗外の者が漁業を行うことは禁止したいと提案した。乾隆帝は恒禄らの提案を認めたが、境界分定を完全に將軍らに任せると不公平が生ずることを懸念し、モンゴル人大臣瑚圖靈阿 (Hüturingga) を遣わして境界の画定に当たらせ、またジリム盟盟長色旺諾爾布 (Sewangnorbu) を参与させた。その結果、松花江水面における吉林とモンゴル旗の境界が画定されるが、その際、モンゴル旗が旗内の站台丁から魚租を徴収していることは不問に付され、旗の利権が事実上確立することになる。

一方、ゴルロス後旗は魚租を納めない一部の站台を黒龍江將軍衙門に訴え、旗の魚租徴収権を強調していたが、当初將軍衙門はそれを認めようとしなかった。しかし、上述した乾隆 26 (1761) 年のモンゴル旗と吉林の境界分定が結着すると、將軍衙門は従来の態度を一変させてゴルロス後旗の利権を認めた。また、これを契機に、紛争の再発を防止するため、同旗は漁場賃借と魚租徴収の制度を整えて正式な契約書を立てることにし、利権をより確実なものにしたのである。さらに、同旗は、漁業利権の及ぶ範囲を東へ拡大するため、呼蘭河と松花江の合流点までは旗の領域であると主張した。これは、最初に画定された同旗と呼蘭の境界に不明瞭な点が存在していたことに目をつけたもので、その結果、ゴルロス後旗と呼蘭の間にも境界紛争が起こった。黒龍江將軍衙門は、両者の最初の境界画定に関する雍正 13 (1735) 年の檔冊を用いて再確認し、当時の境界は奏請に基づいて定められ

たものであるとして、旗側の主張を退けた。結局、理藩院の指示によってジリム盟盟長と黒龍江将軍がこの紛争を最終的に処理することになったが、結論は変わらず、雍正 13 年の境界画定案の有効性が確認された。このように、ゴルロス後旗と呼蘭の境界も、漁業利権をめぐる紛争を通じてあらためて明確化されたのである。

以上から、外藩モンゴルの東縁に位置するゴルロス前・後旗の境界は、清代初期に旗の設置と共に画定されたのではなく、周辺に駐防八旗などが設置されることによって始めて画定され、さらに、漁業利権をめぐる紛争とその解決を通じてより明確化されたことがわかる。そして、この時期に定められた旗の境界と魚租の徴収方法は、清代末期まで基本的に変わることなく維持された。

一方、ドゥルベト旗とジャライト旗の場合は、ゴルロス前・後旗とは異なり、両旗がそれぞれ站台と協力したり、民人を雇用したりして嫩江で漁業を行い、互いに漁業利権を争っていた。このように、モンゴル旗は漁業の利益を求めて站台や駐防八旗と争うことがあれば協力することもあり、モンゴル旗同士で争うこともあったのである。

第二部では、清朝末期の蒙地開放と満洲国期の蒙地奉上にともなうて起きたモンゴル旗における漁業利権の変容を検討した。日清戦争に敗北した清は多大の債務を負い、ロシアの南進によって東北地域は危機にさらされた。清政府は、領土の確保と財政状況の改善のために、蒙地開放を主張する大臣らの意見を取り入れた。光緒 26 (1900) 年、ジャライト旗は黒龍江将軍衙門の勧告を受け入れ、民人に対して土地を開放した。これが蒙地開放の始まりであった。ジャライト旗に続いて、ゴルロス後旗やドゥルベト旗などの東部内モンゴルの旗は次々と土地を開放した。蒙地開放以前にも一定数の民人がモンゴル旗で農業を営んでおり、旗に押荒銀と地租を納めていたが、蒙地開放によって、旗の土地に対する権利は一変し、押荒銀の半分と地租の 4 割が旗の取り分から差し引かれて清政府に納められるようになった。

蒙地開放により、モンゴル旗には民人が急増した。彼らは站台や駐防八旗に代わって嫩江一松花江一帯の主要な漁業者となった。移入してきた民人を管理するために、開放蒙地には庁、県などが続々と設立され、隣接する将軍衙門の管下に置かれた。ジャライト旗には黒龍江将軍衙門管下の扎賚特荒務行局が設置され、あらゆる民間の訴訟を処理する権限が与えられた。これ以降、漁業者が魚租の納入をごまかしたり、拒否するようになり、ジャライト旗の魚租徴収は不良となった。こうした状況により、光緒 31 (1905) 年、ジャライト旗は大賚庁に協力を求め、共同で魚租を徴収して魚租を折半することを提案した。大賚庁にとって、この申し出は労せずして利益を得る好機であったので、同庁はすぐに同意して共同徴収に乗り出す一方、その定例化を将軍衙門に提案し、裁可を得た。こうして、大賚庁は魚租の半分以上を手中に収めることになったのである。

宣統年間から民国初期にかけて、大賚庁（県）は「一五経費」、「散戸魚租」という形で単独で魚租を増徴するようになった。ジャライト旗はそれらを折半しようと黒龍江省に訴えたが、省は庁（県）を支持して旗の要求を却下した。さらに、民国初期から魚租徴収の



実務は大賚庁（県）が一手に行うようになり、ジャライト旗からの共同徴収人員の派遣は取り止められた。このように、ジャライト旗の魚租利権は大賚庁（県）と黒龍江省の思惑通り、庁（県）側へ移行していった。

漁業利権をめぐる旗と庁（県）の争いは満洲国期になっても続いた。各旗の主張に対して、興安総省は開放蒙地内の河川と湖沼は開放範囲に属さないとして、その利権は旗にあるという認識を示した。また、実業部も人員を派遣して漁業の実態を調査させ、基本的に旗と興安総省の見方を追認した。

しかしながら、満洲国が中央集権的な統治構造を全国に確立するためには、モンゴル旗・モンゴル王公が有する特別な利権を早急に否定する必要がある、とりわけ蒙地の利権問題は緊要であった。そのため、満洲国は土地問題を管轄する土地局を設置し、蒙地に関する調査を行った。それと並行して、政府は蒙地問題をめぐる一連の会議を開いたが、会議の構成員には興安各省当局や各旗のモンゴル人は含まれず、しかも彼らには、会議の存在すら知らされていなかった。会議の結果、蒙地の一元化は政府の確固たる方針となり、その後にかかれた興安各省省長会議で省長たちに提示された。一部の省長は反対したが、結局は押さえ込まれ、康德5（1938）年10月、開放蒙地の奉上が決定されるとともに、開放蒙地における蒙租は地稅化されて県の地稅となった。

このとき、開放蒙地の他に、開放蒙地内の河川と湖沼における旗の魚租利権も奉上されることが取り決められた。しかし、実質的に廃止されたのは旗の取り分のみであり、県の取り分は地方捐に繰り入れられ、しかも、奉上以前の旗の取り分も県が徴収することになった。これは開放蒙地の奉上方法と全く同じであった。満洲国政府は、一方では河川と湖沼が開放範囲に属さないという認識をもちながら、他方では奉上政策を強行したのである。政府にとって、土地制度と税制の一元化という根本政策の前では、モンゴル旗の実情は考慮に値しなかったのである。ゴルロス後旗を除き、ジャライト旗、ドゥルベト旗、ゴルロス前旗の開放蒙地のほとんどは、嫩江、松花江、洮兒河、月亮泡などの河川や湖沼に接しているため、3旗の主な漁場は全て開放蒙地内にある。したがって、蒙地奉上政策によって3旗における漁業利権は消失した。

このように、嫩江—松花江流域のモンゴル旗の漁業利権は、清代前期に発生し、清代中期に清政府の黙許によって確立し、清代末期の蒙地開放政策によって減殺され、最後は満洲国の蒙地奉上政策によって消滅した。このように、漁業利権の変容は、終始清朝や満洲国のモンゴルに対する基本政策、特に土地政策と連動している。とすれば、本論文で得られた知見は、当該時期におけるモンゴルの全般的な政治・社会・経済的変動をより立体的に理解する上で、一定の意義をもつはずである。

清朝は入関後、満洲人の発祥地である東北地域、つまり満洲地域に対して封禁政策を採り、民人の移入を制限していた。また、清朝は内モンゴル地域においても封禁政策を実施した。こうした封禁政策は、基本的には清朝末期まで維持されていたが、民人の満洲、モンゴル地域への移住は止めようがなく、清末の政策転換、すなわち移民実辺・蒙地開放政

策によってその流れは一段と加速した。民人の移民がこれらの地域にもたらした影響に関しては、すでに多くの研究がなされているが、移住民人の主体は農民であったため、先行諸研究は焦点を農民に当てることがほとんどであった。しかし、本論文によって、相当数の民人が、農民ではなく漁夫として嫩江—松花江流域に進出していたことが明らかになった。したがって、本研究は、東北地域における移民史にも新たな知見をもたらしたと言えるだろう。

また、漁業史という観点からも、本研究には一定の意義があると思われる。中国の東北地域は広大な面積を有するが、海岸線は非常に短い。しかも、その沿海は水深が浅く、冬季に凍結しやすく魚類の生息に適していない。一方、東北地域の北部には河川と湖沼が多くて淡水魚が多く生息しており、特に嫩江—松花江流域の魚類は豊富であって、そこで漁業は東北全体にとって重要な意義を持っていた。民国期以降になると、この地域の漁業に関する研究も多く現れるが、それらは専ら産業開発という視点から行われたものであり、漁業の歴史にはほとんど目を向けられていなかった。本研究は、こうした状況を打破し、東北地域の漁業史の一端にはじめて光を当てたものといえる。ただし、本研究で扱うことができたのは、嫩江—松花江流域の中でも、内モンゴルの東縁部と接する一帯の状況のみであり、東北全体を視野に入れた漁業史の構築は、今後の課題として残されている。

## 【文献目録】

### 史料

#### 日本語

亀淵龍長『満洲旧慣調査報告 蒙地』、南満洲鉄道株式会社、1914。

南満洲鉄道株式会社調査課『満蒙交界地方経済調査資料 齊齊哈爾 鄭家屯 洮南府 大  
賚庁 伯都訥 農安』、1909年。

満洲事情案内所『満蒙経済事情』第15号、1918年。

南満洲鉄道株式会社総務部調査課『黒龍江省財政一斑並現行税制』、1920年。

南満洲鉄道株式会社哈爾濱事務所調査課『北満に於ける漁業』、1926年。

[満洲国] 実業部総務司『実業部月刊』第1期第6号、1933年4月。

[満洲国] 実業部総務司『実業部月刊』第2期第5号、1934年9月。

[満洲国] 実業部総務司『実業部月刊』第2期第6号、1934年10月。

満洲国地方事情編纂会『泰来県事情』、1934年。

[満洲国] 土地局『第一回全国土地科長会議議事録』、1935年。

[満洲国] 臨時土地制度調査会『第7回在京委員打合会』、1935年。

[満洲国] 臨時土地制度調査会『第7回幹事会議議事概要』、1935年。

[満洲国] 蒙政部『第一回興安各省省長会議議事録』、1936年。

[満洲国] 実業部臨時産業調査局『嫩江漁業実態調査報告書 墨爾根—江橋』、1936年。

[満洲国] 実業部大臣官房資料科『嫩江下流漁業調査書 江橋—大賚』、1937年。

[満洲国] 実業部大臣官房資料科『第二松花江漁業調査報告書』、1937年。

[満洲国] 実業部臨時産業調査局『松花江漁業調査（一） 大賚—北洛州』、1937年。

[満洲国] 実業部大臣官房資料科『松花江漁業調査報告書（二） 哈爾濱ヲ中心トスル』、1937  
年。

[満洲国] 実業部臨時産業調査局『松花江漁業調査（三） 巴彥縣—伊蘭縣』、1936年。

満洲国興安局『開放蒙地奉上関係記録集成』、1938年。

満洲国興安局『西科後旗 扎賚特旗開放蒙地調査報告書』、1939年。

満洲国興安局『依克明安旗 郭爾羅斯後旗 杜爾伯特旗開放蒙地調査報告書』、1939年。

満洲国興安局『郭爾羅斯前旗開放蒙地調査報告書』、1939年。

『満洲国政府公報日誌』。

[満洲国] 興安局調査科編『蒙政十年史』、1942年。

蒙古研究会『蒙地管理要綱関係記録』第1輯（『蒙古研究』第5巻第5・6合併号の付録）、  
1942年。

## 中国語

於英蕪纂修『大賚県志』（『黒龍江省大賚県志書』）、1913年。

吳祿貞「東四盟蒙古実紀」（1906年）、内蒙古図書館編 忒莫勒校勘『内蒙古歴史文献叢書』（4）、遠方出版社、2008年。

黄維翰『宣統呼蘭府志』（1910年）、「黒龍江府縣志輯」1、鳳凰出版社・上海書店・巴蜀書社、1990年。

『光緒朝黒龍江將軍奏稿』、全国図書館微縮複製中心、1993年。

黒龍江省檔案館所蔵『黒龍江將軍衙門檔案』。

黒龍江清理財政局編「黒龍江全省財政説明書」、『財政説明書 吉林省・黒龍江省』、経済学会、1914年。

黒龍江省檔案館 黒龍江省地方志研究所編『黒龍江通志採集資料』（上・中・下）、1985年。

徐世昌『東三省政略』、1910年。

西清『黒龍江外記』、1810年。

『宣統政紀』。

『大清宣統新法令』。

打牲烏拉総管衙門纂修『光緒打牲烏拉郷土志』（原著は1887年）、鳳凰出版社・上海書店・巴蜀書社、1990年、544～546頁。

地政総局『土地關係旧法規（黒龍江省之部）』、1940年。

中国第一歴史檔案館編訳『錫伯族檔案史料』、遼寧民族出版社、1989年。

中国辺疆史地研究中心 黒龍江省・吉林省・遼寧省檔案館編『東北辺疆檔案選輯』（清代 民国）、広西師範大学出版社、2007年。

陳祖堉「東蒙古紀程」（1914年）、内蒙古図書館編 忒莫勒校勘『内蒙古歴史文献叢書』（4）、遠方出版社、2008年。

内蒙古図書館編『哲里木盟十旗調査報告書』、遠方出版社、2007年。

方式濟『龍沙紀略』。

伯英『光緒伯都訥郷土志』（1891年）、「吉林府縣志輯」10、鳳凰出版社・上海書店・巴蜀書社、1990年。

中東鐵路局商業部編 湯爾和訳『黒龍江』、商務印書館、1929年。

李澍田主編 長白叢書第4集『蒙荒案卷』、吉林文史出版社、1990年。

## 満洲語

東京外国語大学 AA 研文献資料室所蔵マイクロフィルム資料『黒龍江將軍衙門檔案』。

中国第一歴史檔案館所蔵マイクロフィルム資料『満文録副奏摺』。

## 参考文献

### 日本語

- 荒武達朗『近代満洲の開発と移民—渤海を渡った人びと』、汲古書院、2008年。
- アラタンガラグ「ジャライト旗の農耕受容過程について」『史滴』、2005年、226～244頁。
- 「20世紀前半におけるモンゴル人の農耕—ジャライト旗の「戸地」を事例に—」、モンゴル史研究所編『近現代内モンゴル東部の変容』、雄山閣、2007年、248～271頁。
- 井手俊太郎「嫩江水域に於ける魚股、課程銀子に就て」『蒙古研究』第3巻第2輯、康德8（1941）年5月、63～75頁。
- 温都蘇「郭爾羅斯後旗に於ける駅舎」『蒙古研究』第3巻第1輯、康德8（1941）年4月、77～79頁。
- 江夏由樹「満洲国の地籍整理事業について—「蒙地」と「皇産」の問題からみる—」『一橋大学研究年報 経済学研究』37、1996年3月、127～173頁。
- 岡洋樹「ハルハ・モンゴルにおける清朝の盟旗制支配の成立過程—牧地問題を中心として」、『史学雑誌』第97編第2号、1988年、1～32頁。
- 『清代モンゴル盟旗制度の研究』、東方書店、2007年。
- 「清朝の外藩モンゴル統治における新政の位置」『歴史評論』725号、2010年9月、16～26頁。
- 柏原孝久 濱田純一『蒙古地誌』（上・中・下巻）、富山房、1919年。
- 楠木賢道「ホルチン＝モンゴル支配期のシボ族」『東洋学報』第70巻第3・4号、1989年3月、27～50頁。
- 「康熙30年のダグル駐防佐領の編立」『松村潤先生古稀記念 清代史論叢』、汲古書院、1994年3月、77～93頁。
- 「チチハル駐防シボ佐領の編立過程」石橋秀雄編『清代中国の諸問題』、山川出版社、1995年7月、325～347頁。
- 枳倉正一『満洲中央銀行十年史』、1942年。
- 鈴木仁麗『満洲国と内モンゴル—満蒙政策から興安省統治へ』、明石書店、2012年。
- 田山茂『清代に於ける蒙古の社会制度』、文京書院、1954年。
- 橘誠「二十世紀初頭の内モンゴル東部地域の社会構造—ジリム盟ゴルロス後旗の事例から—」、モンゴル研究所編『近現代内モンゴル東部の変容』、雄山閣、2007、157～183。
- 鉄山博『清代農業経済史研究』、御茶の水書房、1999年。
- 広川佐保『蒙地奉上—「満洲国」の土地政策—』、風間書房、2005年。
- ボルジギン・ブレンサイン『近現代におけるモンゴル人農耕村落社会の形成』、風間書房、2003年。
- 「中国東北三省のモンゴル人世界」ユ・ヒョジョン ボルジギン・ブレンサイン編著『境界に生きるモンゴル世界—20世紀における民族と国家』、八月書館、2009年、27～113頁。
- 満洲帝国協和会 地局整理局分会編『土地用語辞典』、巖南堂書店、1981年。
- [満洲国]興安局『開放蒙地奉上関係記録集成』、1940年、10～11頁。
- 矢野仁一『近代蒙古史研究』、弘文堂書房、1925年。

- 柳澤明「新バルガ旗の設立について—清朝の民族政策と八旗制をめぐる一考察—」『史学雑誌』第102編第3号、1993年3月、45～79頁。
- 「清代黒龍江における八旗制の展開と民族の再編」、歴史学研究会編集『歴史学研究』、青木書店、1997年、10～21頁；
- 「ホーチン＝バルガ（陳巴爾虎）の起源と変遷」、『社会科学討究』第44巻第2号（129号）、1999年、87～111頁；
- 「乾隆十三～十四年の清朝による「封禁令」をめぐる」モンゴル史研究所編『近現代内モンゴル東部の変容』、雄山閣、2007年、71～84頁。
- 吉田順一「モンゴル族の遊牧と狩獵—11世紀～13世紀の時代」『東洋史研究』第40巻第3号、1991年12月、102～137頁。
- 「興安四省実態調査について—非開放蒙地の調査を中心に—」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第43集第4分冊、1998年2月、57～71頁。
- 「関東都督府陸軍部の東部内モンゴル調査報告書」『日本モンゴル学会紀要』、1999年3月、33～44頁。
- 『近現代内モンゴル牧畜社会の研究』（平成10年度～平成12年度科学研究費補助金（基盤研究C-2）研究成果報告書）、2001年11月。
- 「興安局改編と興安省諸旗実態調査」、岡洋樹他編『東北アジアにおける民族と政治』（東北アジア研究センターシリーズ第5号）、2003年11月、27～46頁。
- 「興安嶺南山地の経済構造—ハラトクチンの経済の分析を手掛かりに—」『北東アジア研究』第7号、2004年3月、25～41頁。
- 「内モンゴル東部地域の経済構造」、岡洋樹編『モンゴルの環境と変容する社会』（東北アジア研究センター叢書第27号）、2007年、171～186頁。
- 「近現代内モンゴル東部とその地域文化」モンゴル史研究所編『近現代内モンゴル東部の変容』、雄山閣、2007年、3～20頁。
- 「内モンゴル東部における伝統農耕と漢式農耕の受容」、前掲、『近現代内モンゴル東部の変容』、272～294頁。

## 中国語

- 烏仁其其格『18—20世紀初帰化城土黙特財政研究』、民族出版社、2008年。
- 王玉海『発展与変革—清代内モンゴル東部由牧向農的転型』、内蒙古大学出版社、2000年。
- 金海他『清代蒙古志』、内蒙古人民出版社、2010年。
- 金峰「清代東北地区諸路車站道」呼和浩特市蒙古語文歴史学会編『蒙古史論文選集』第3輯、1983年、310～332頁。
- 「清代内モンゴル五路駅舎」、呼和浩特市蒙古語文歴史学会編印『蒙古史論文選集』第3集、331～345頁（原載は『内モンゴル師範学院学報 哲学社会科学版』、1979年第1期）。

- 楠木賢道「錫伯編入八旗再考」朱誠如主編『清史論集——慶賀王鐘翰教授九十華誕』、紫禁城出版社、2003年5月、547~558頁。
- 胡日查「16世紀末17世紀初嫩科爾沁部牧地變遷考」、『中國邊疆史地研究』第11卷第4期、2001年12月、64~70頁。
- 吳元豐 趙志強『錫伯族歷史探究』、遼寧民族出版社、2008年。
- 郝維民主編『內蒙古近現代簡史』、內蒙古大學出版社、1990年。
- 珠颯『18—20世紀初東部內蒙古農耕村落化研究』、內蒙古人民出版社、2009年。
- 蘇德畢力格『晚新政府對新疆蒙古和西藏政策研究』、內蒙古人民出版社、2005年。
- 白拉都格其「關於清末對蒙新政與移民實地的關係」『內蒙古大學學報』1988年第2期。
- 「清末新政與北部邊疆開發」、馬汝珩·馬大正主編『清代邊疆開發研究』、中國社會科學出版社、1990年、52~86頁。
- 「關於近代內蒙古民族運動研究的幾個問題」、『內蒙古社會科學』、1997年第6期、65—69頁。
- 定宜莊『清代八旗駐防研究』、遼寧民族出版社、2003年。
- 『蒙古民族通史』編委會『蒙古民族通史』第3卷、內蒙古大學出版社、2002年。
- 劉文鵬『清代駝運及其與境域形成關係之研究』、中國人民大學出版社、2004年。
- 柳澤明「清代東北駐防八旗與漢人——以黑龍江地區為中心」、中國社會科學院近代史研究所政治史研究室『清代滿漢關係研究』、社會科學文獻出版社、2011年、289~302頁。
- 劉阿祥主編『黑龍江市縣設治時間考』、黑龍江人民出版社、1988年。

## 【初出一覧】

序論	書き下ろし
第1部 第1章	第1・4節は、2012年に北京市社会科学院満学研究所と北京大学明清研究中心が主催した交流与融合—清代民族文化学術研討会における報告「清代中期蒙旗漁業権利与旗界形成—以郭爾羅斯後旗為中心」の一部をもとに構成。他の節は書き下ろし。
第1部 第2章	2011年度早稲田大学史学会大会における報告「清代中期のモンゴル旗の河川と湖における利権状況——嫩江—松花江流域モンゴル旗を中心として——」、及び2011年に北京市社会科学院満学研究所と北京大学明清研究中心が主催した辛亥革命百年暨晚清社会变革学術研討会における報告「乾隆朝中期蒙旗河川権利状況—以嫩江松花江流域蒙旗為中心」をもとに構成。
第1部 第3章	書き下ろし。
第1部 第4章	2012年に北京市社会科学院満学研究所と北京大学明清研究中心が主催した交流与融合—清代民族文化学術研討会における報告「清代中期蒙旗漁業権利与旗界形成—以郭爾羅斯後旗為中心」をもとに構成。
第2部 第5章	「清末～民国初期のモンゴル旗—庁（県）関係——ジャライト旗の魚租問題を中心に——」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第56輯第4分冊、2010年度に加筆。
第2部 第6章	「満洲国期におけるモンゴル旗の漁業利権の変容——蒙地奉上政策との関係を中心に——」『内陸アジア史研究』第27号、2012年に加筆。
結論	書き下ろし。